



改訂 湖南省都市計画マスタープラン

～ ずっとここに暮らしたい！ みんなで創ろう きらめき湖南 ～



湖南省



■目次

序章 基本的事項	・・・	1
第1章 まちの現況と課題	・・・	3
1. まちの現況・基本的な特徴		
2. まちづくりの主要課題		
第2章 まちづくりの目標	・・・	14
1. まちづくりの理念と基本目標		
2. 目標人口の設定		
3. まちの将来像		
第3章 まちづくりの基本計画	・・・	23
1. 土地利用の方針		
2. 交通体系の整備の方針		
3. 公園・緑地の整備の方針		
4. 景観づくりの方針		
5. 河川、上下水道の整備の方針		
6. 安心・安全まちづくりの方針		
第4章 地域別まちづくり構想	・・・	65
(「地域住民と協働で取り組む地域のまちづくり」のたたき台)		
1. 地域別まちづくり構想の位置付け		
2. 三雲地域のまちづくり		
3. 石部地域のまちづくり		
4. 石部南地域のまちづくり		
5. 岩根地域のまちづくり		
6. 菩提寺地域のまちづくり		
7. 下田地域のまちづくり		
8. 水戸地域のまちづくり		
第5章 都市計画マスタープランの実現に向けて	・・・	94
1. 「市民が主役のまちづくり」の実現		
2. まちづくりのシナリオ		
3. 都市計画マスタープランの評価・見直しの方針		

序章 基本的事項

1. 策定の目的

本市では、平成20年（2008年）11月に都市の将来像やまちづくりの方向性を明確にした「湖南省都市計画マスタープラン～ずっとここに暮らしたい！ みんなで創ろう きらめき湖南～」(以下、前計画という。)を策定し、その実現に向けて都市計画に関する施策や事業を進めてきました。

計画策定から10年が経過し、全国的に少子高齢化、人口減少が進行する中、本市においても少子高齢化、人口減少が進行しており、社会変化に対応した計画の見直しが必要となっています。本市では、平成29年（2017年）に人口減少・少子高齢化社会に対応した持続可能なまちづくりに関する計画である「湖南省立地適正化計画」、令和3年（2021年）に本市の最上位計画である「第二次湖南省総合計画後期計画」を策定しており、これらと整合を図る必要があります。

また、本市のこれまでの取組が、国連総会で決定された世界共通の開発理念「SDGs（持続可能な開発目標）」に沿うものとして、令和2年（2020年）にSDGs未来都市に選定されました。都市計画マスタープランにおいてもSDGsの実現を目指す視点を踏まえ、持続可能なまちづくりを進めていく必要があります。

湖南省都市計画マスタープラン改定版(以下、本計画という。)は、こうした状況を踏まえ、前計画策定以降の社会経済情勢の変化や本市の動向などを反映した新たなまちづくりの指針として策定するものです。

2. 都市計画マスタープランの役割

都市計画マスタープランとは、「湖南省総合計画」の実現に向けて、より具体的に「土地利用計画をはじめとするまちづくりの方針」や「都市計画に関する事業やルールの方針」を定めるものです。

湖南省都市計画マスタープランが有する役割は、以下のとおりです。

① 実現すべき具体的な都市の将来像を明らかにする

これからの湖南省の都市づくりについて、市民にわかりやすい表現で、実現すべき具体的な都市の将来像や都市づくりの方針を明らかにするとともに、地域住民みなさんが自ら検討した地域別まちづくりのテーマなどを示します。

② 具体的な都市計画の決定・変更の指針となる

都市計画を決定・変更する際の指針となるものです。

③ 個別の都市計画相互の調整を図る

土地利用、都市施設、市街地開発事業、都市環境などの具体的な個別の都市計画について相互の調整を図ります。

④ 市民や事業者の理解、具体の都市計画の合意形成を図る

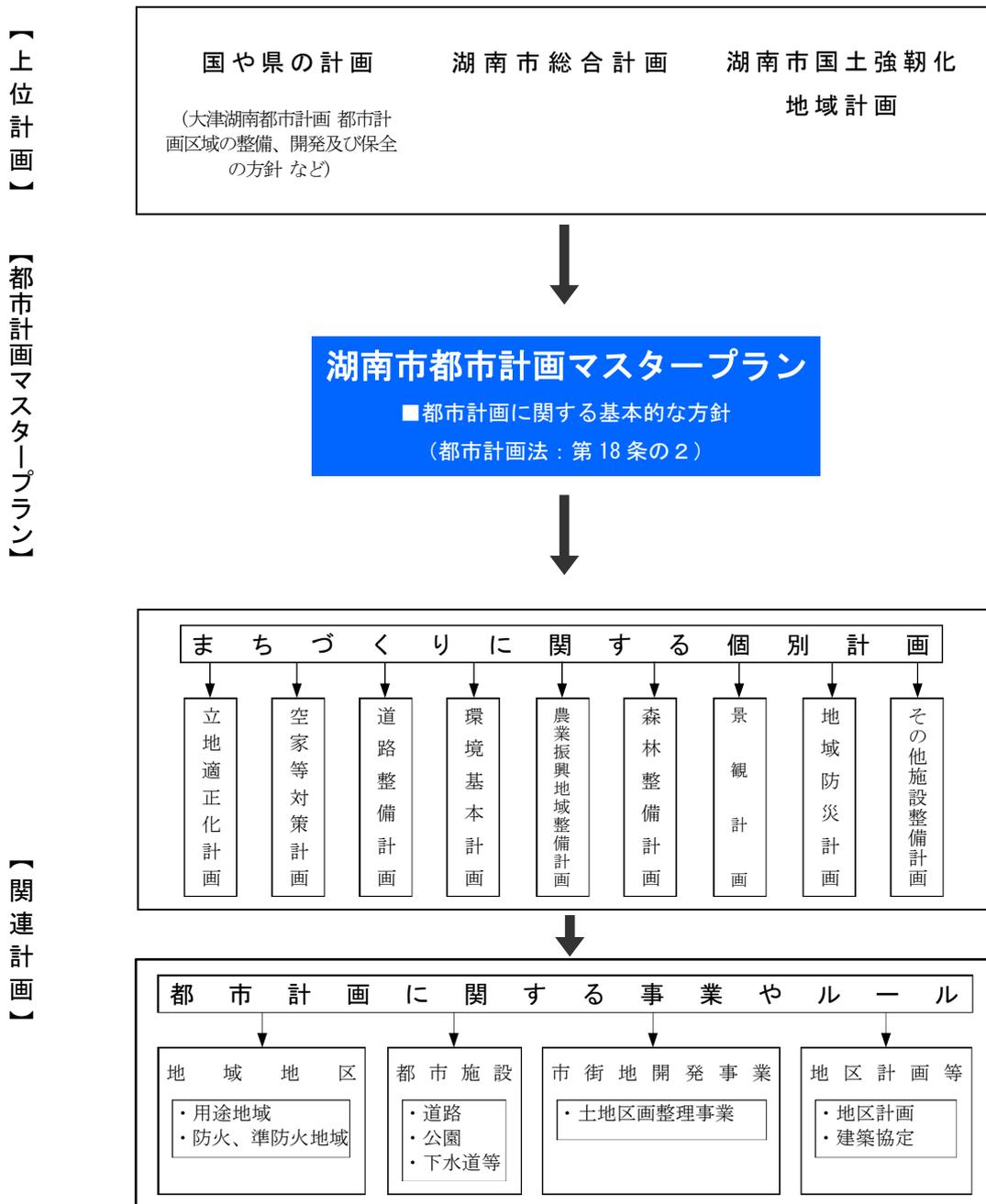
都市づくりや地域づくりの将来像を、市民、事業者、行政が共通の目標として共有することにより、市民、事業者の都市計画に対する理解を深め、各種の都市計画関連施策への合意形成や参加を容易にします。

3. 目標年次

本計画の目標年次は、長期的な視点のもと、令和 17 年（2035 年）とします。

4. 位置付け

本計画は、都市計画法第 18 条の 2 に基づく計画として、以下のとおり、「湖南省総合計画」に即して定められ、まちづくりに関する個別計画の上位計画としての位置付けを有します。

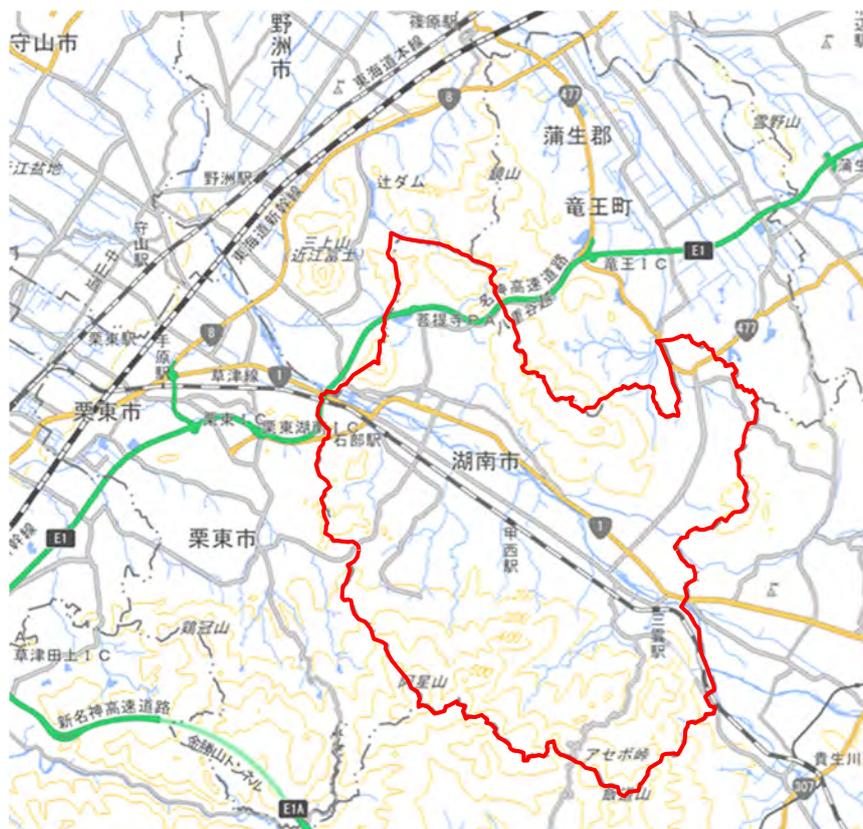


第1章 まちの現況と課題

1. まちの現況・基本的な特徴

(1) 広域的に見た本市の位置付け

- ・本市は、滋賀県の南東部に位置し、北側では野洲市と竜王町、西側では栗東市、南側と東側では甲賀市とそれぞれ接しています。
- ・市域は東西に9.7km、南北に12.3kmの広がりがあり、面積は70.40km²です。南端には阿星山系、北端には岩根山系を望み、これらの山並みに挟まれるように野洲川が流れています。
- ・野洲川付近一帯に広がる平野部に本市の市街地が形成されており、古来より東海道などにより人々の往来があり、現在は、国道1号やJR草津線によって近畿圏と中部圏をつなぐ広域交流の都市としての背景を有しています。



● 広域的に見た本市の位置付け ●

(地図出典：国土地理院)

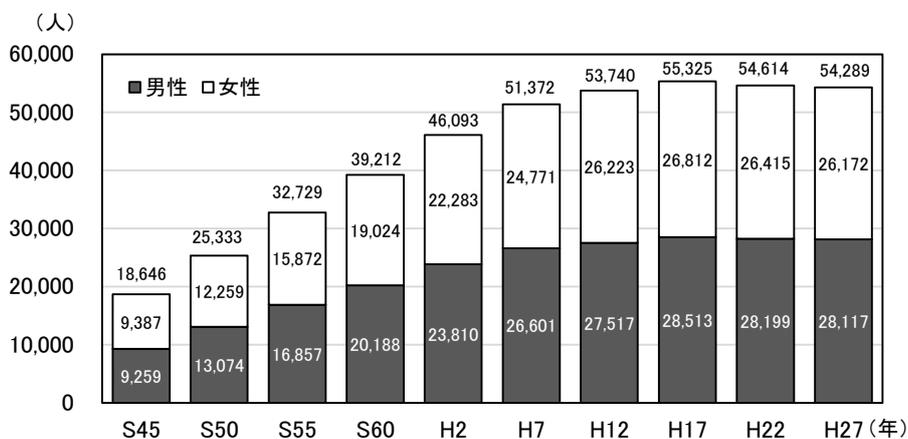
(2) 前計画策定後のまちづくりの動き

- ・前計画策定から10年以上が経過し、名神高速道路の栗東湖南インターチェンジや国道1号（栗東水口道路）が開通（平成28年3月）したことにより、京阪神への交通の利便性が大きく向上しています。また、市内に目を向けると、（市）南部中央線（平成21年1月供用開始）や甲西橋（平成22年6月再開通）が整備され、市民の利便性が向上するとともに、交通網分散による渋滞緩和などにつながっています。
- ・本市の玄関口となる駅では平成27年（2015年）3月に甲西駅の施設の改修・バリアフリー化・駅前広場の改修、令和元年（2019年）に三雲駅のバリアフリー化、駅前広場の整備などが行われ安全性・利便性の向上につながっています。

(3) 人口などの基本的な特性

● 人口

- 人口は、平成 17 年（2005 年）をピークに減少しており、平成 27 年（2015 年）は 54,289 人となっています。



● 人口の推移 ●

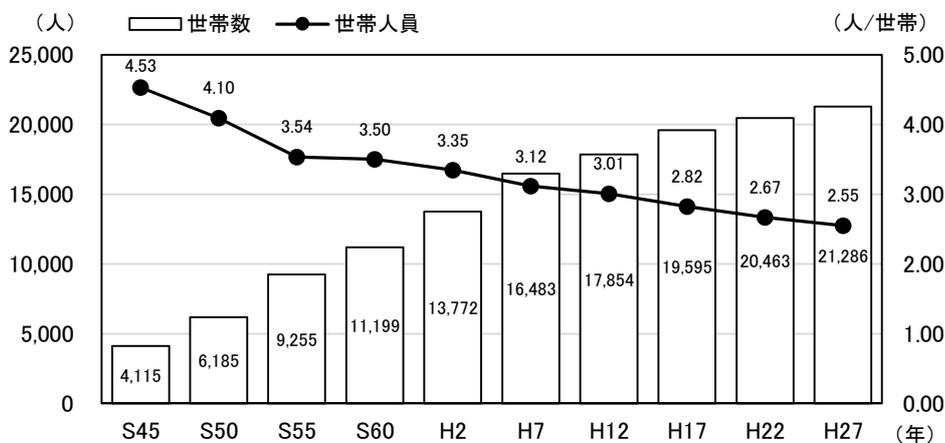
(出典：国勢調査)

※ (参考) 住民基本台帳での令和 3 年 1 月 1 日時点の湖南市人口

男性：28,553 人 女性：26,468 人 計：55,021 人

● 世帯数・世帯人員

- 世帯数は、昭和 45 年（1970 年）から現在まで一貫して増加傾向にあり、平成 27 年（2015 年）時点で 21,286 世帯となっています。
- 1 世帯当たりの人員は、昭和 45 年（1970 年）から現在まで一貫して減少傾向にあり、平成 27 年（2015 年）年時点では 1 世帯当たり 2.55 人となっており、県平均 2.59 人を下回っています。

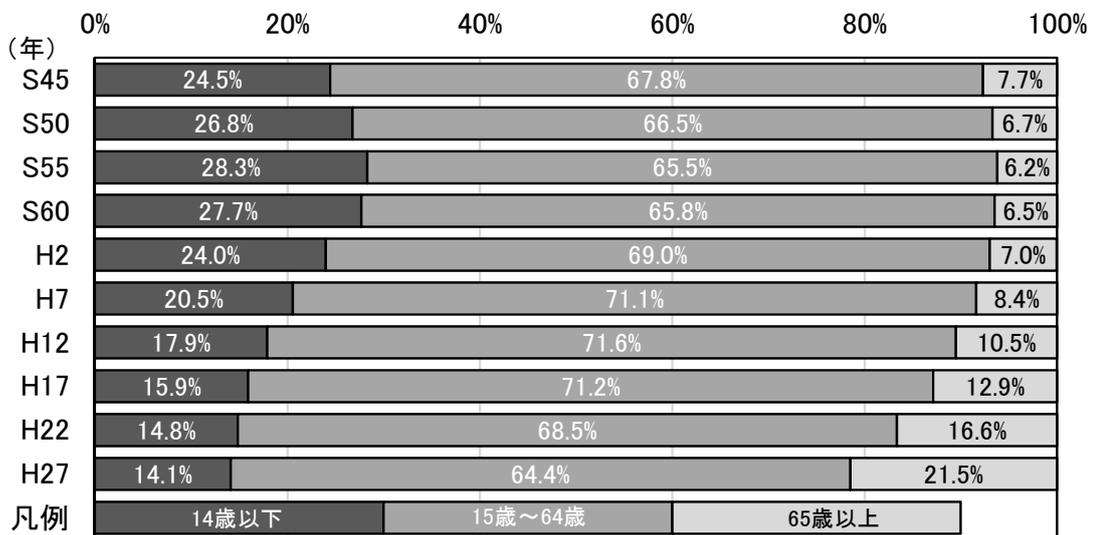
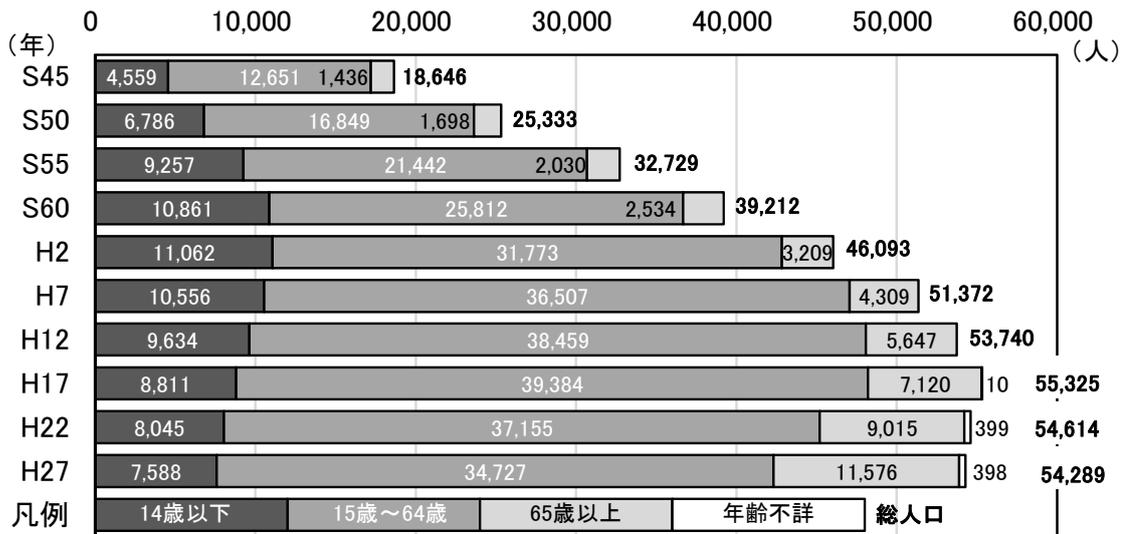


● 世帯数・世帯人員の推移 ●

(出典：国勢調査)

● 年齢階層別人口

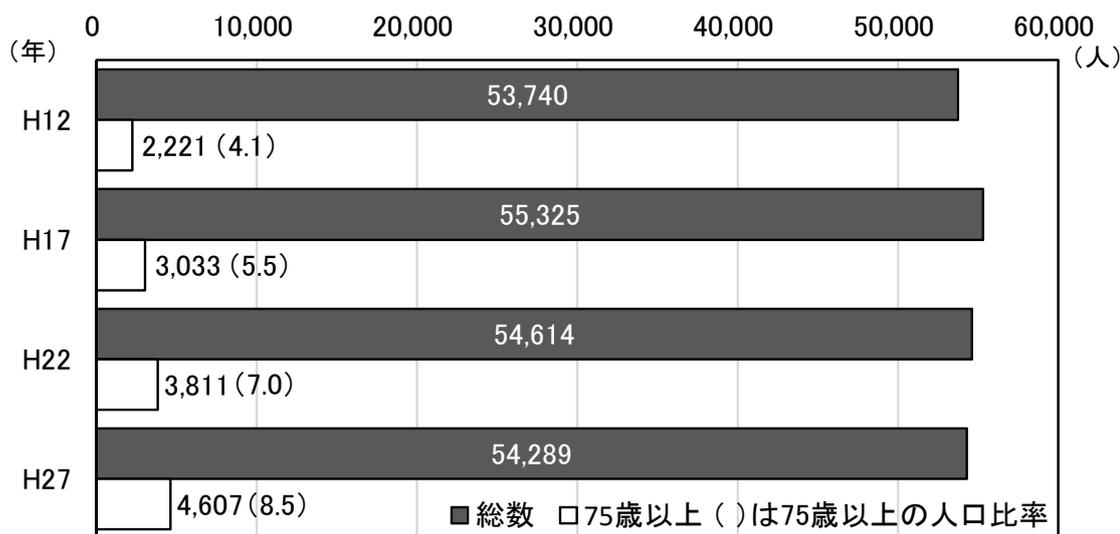
- ・年齢階層別人口は、平成 27 年（2015 年）時点で年少人口（14 歳以下）が 14.1%、生産人口（15～64 歳）が 64.4%、高齢人口（65 歳以上）が 21.5%となっており、全国的な傾向と同様に、少子高齢化が進展しています。
- ・市全体に占める 75 歳以上の比率も増加傾向にあり、平成 27 年（2015 年）は 8.5%となっています。
- ・平成 27 年（2015 年）時点において、滋賀県全体（年少人口：14.5%、生産人口：61.3%、高齢人口：24.2%）と比較すると、15 歳から 64 歳の生産人口比率が高く、65 歳以上の高齢人口比率が低い、「若いまち」と言えます。



※H17以降の年齢階層別人口割合は、年齢不詳を除く。

● 年齢階層別人口の推移 ●

（出典：国勢調査）

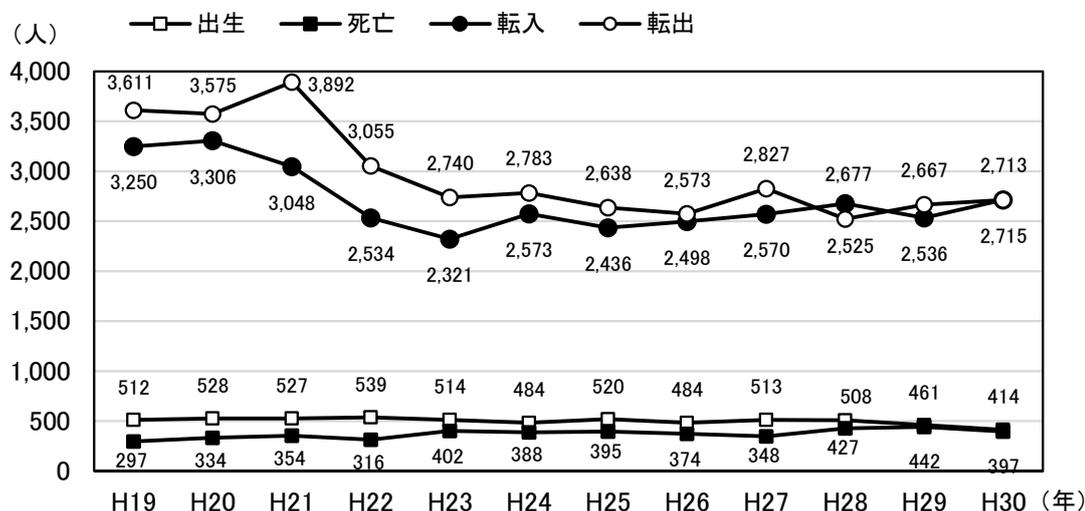


● 75歳以上人口の推移 ●

(出典：国勢調査)

● 人口動態

- ・人口動態についてみると、過去5年間の社会動態は転入・転出ともに2,500～2,700人程度で推移しています。
- ・自然動態は、平成22年(2010年)までは出生数が死亡数を200人程度上回る自然増傾向にありましたが、近年は出生数と死亡数が同程度で推移しています。



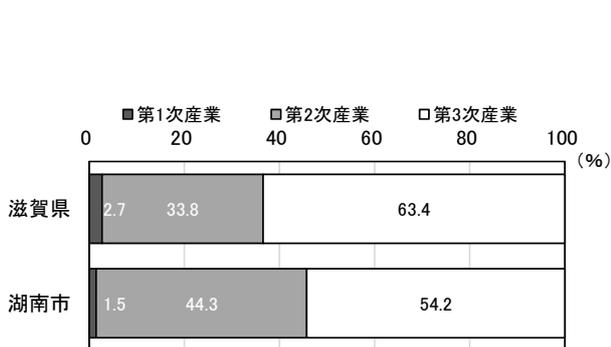
● 人口動態の推移 ●

(出典：滋賀県統計書)

(4) 産業などの基本的な特性

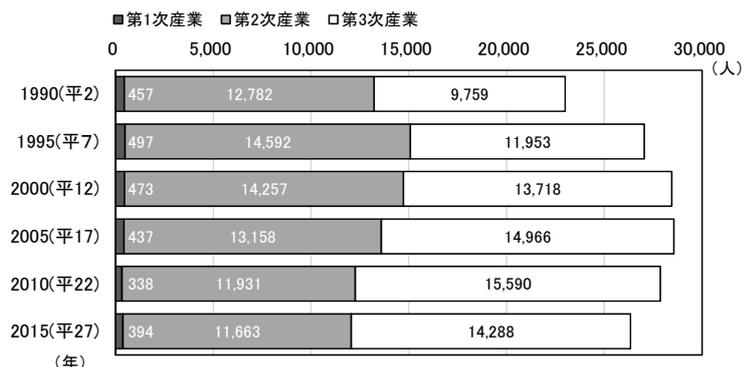
● 産業別就業人口

- 産業別就業人口の割合は、平成 27 年（2015 年）時点で第一次産業が 1.5%と非常に低く、第二次産業が 44.3%、第三次産業が 54.2%となっています。
- 特に、滋賀県全体と比較しても、第一次産業の割合は非常に低く、第二次産業の従事者が相対的に高い結果となっています。
- 産業別就業人口は、平成 12 年（2000 年）まで第二次産業が多い傾向にありましたが、平成 27 年（2015 年）時点では第三次産業が多くなっています。



● 産業別就業人口の状況 ●

(出典：国勢調査 H27)



● 産業別就業人口の推移 ●

(出典：国勢調査)

● 農業

- 農家数は、全国的な傾向と同様に、一貫して減少傾向にあり、平成 27 年（2015 年）では 481 世帯まで減少しています。
- このうち、専業農家自体は一貫して微増傾向にありますが、第二種兼業農家は一貫して大きく減少傾向にあり、平成 27 年（2015 年）時点では 239 世帯にまで減少しています。
- 経営耕地面積についても同様に減少傾向にあり、平成 27 年（2015 年）では 545ha まで減少しています。

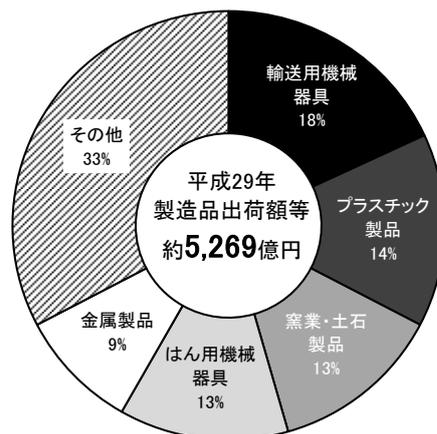
● 農家数等の推移 ●

	農家数 (戸)	専業農家 (戸)	第一種兼業農家 (戸)	第二種兼業農家 (戸)	経営耕地面積 (ha)
平成12年	908	36	12	644	640
平成17年	729	43	7	440	563
平成22年	579	37	8	321	571
平成27年	481	52	19	239	545

(出典：農林業センサス)

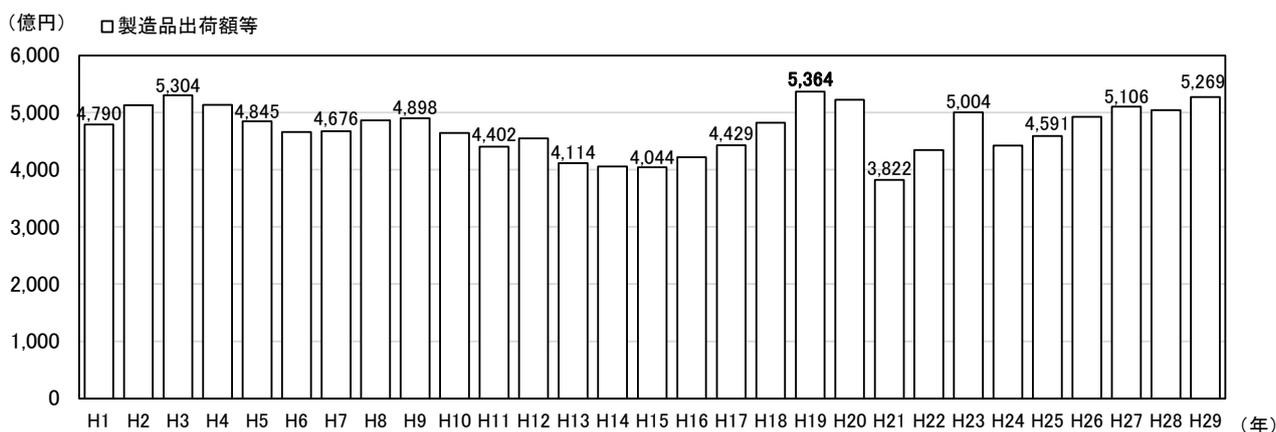
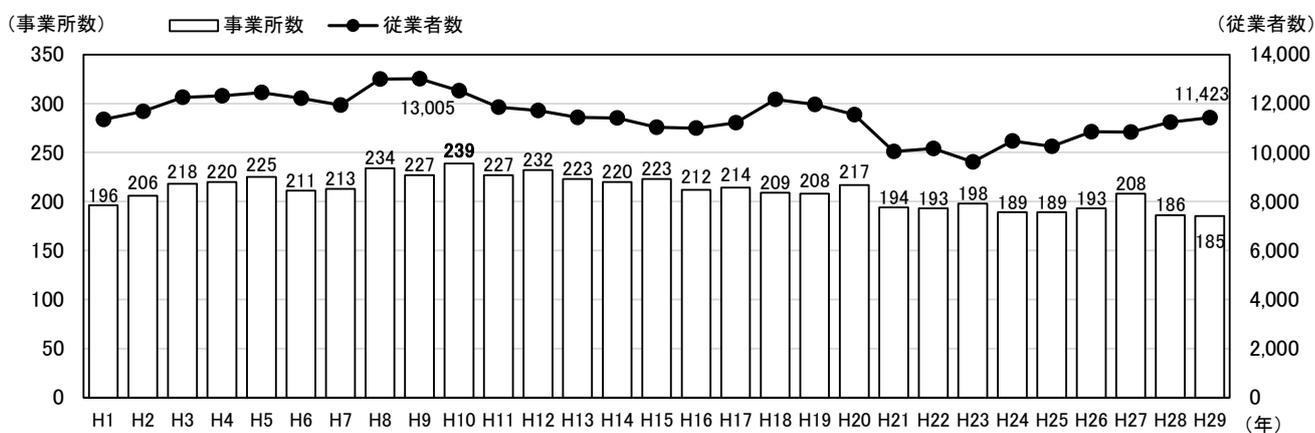
● 工業

- ・事業所数は、平成 29 年（2017 年）時点で 185 事業所であり、平成 10 年（1998 年）をピークとして減少傾向にあります。
- ・従業者数は、近年緩やかな増加傾向にあり、平成 29 年（2017 年）時点で 11,423 人となっています。
- ・製造品出荷額等も、緩やかな増加傾向にあり、平成 29 年（2017 年）時点で約 5,269 億円となっています。
- ・製造品出荷額等の内訳については、「輸送用機械器具」、「プラスチック製品」、「窯業・土石製品」の順に高くなっています。



● 製造品出荷額等の内訳 ●

(出典：工業統計調査)

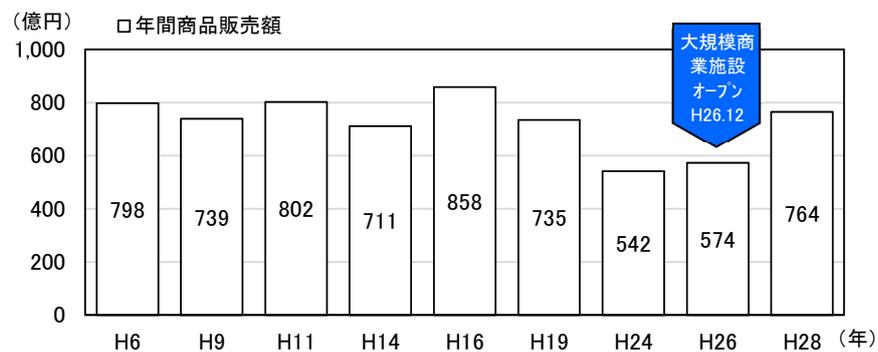
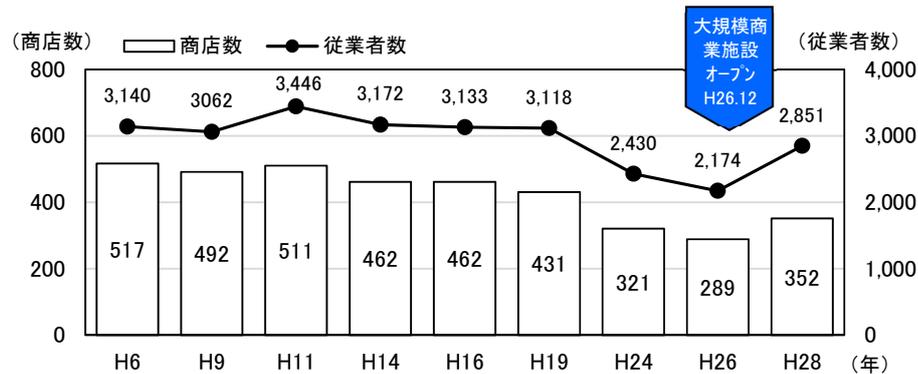


● 事業所数・従業者数・製造品出荷額等の推移 ●

(出典：工業統計調査)

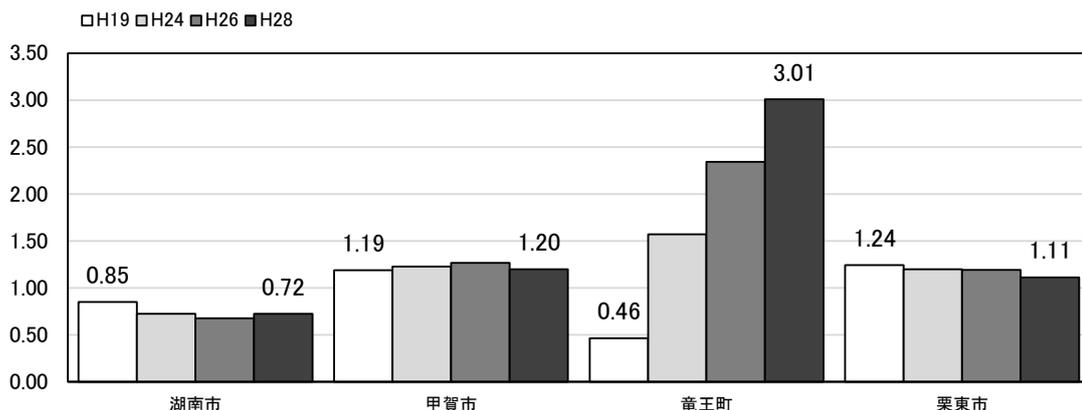
● 商業

- ・ 商店数および従業者数は、大規模商業施設がオープンした平成 26 年（2014 年）以降増加しており、平成 28 年（2016 年）時点ではそれぞれ 352 店舗、2,851 人となっています。
- ・ 年間商品販売額も商店数と同様に平成 26 年（2014 年）から平成 28 年（2016 年）にかけて増加しており、平成 28 年（2016 年）時点で 764 億円となっています。
- ・ 小売商業のポテンシャルを示す小売吸引力指数は、平成 28 年（2016 年）時点で 0.72 と 1 を下回っており、やや回復しているものの、依然として隣接する甲賀市などに購買先を依存している傾向がうかがえます。



● 商店数・従業者数・年間商品販売額の推移 ●

(出典：商業統計調査)



● 周辺市町を含めた小売吸引力指数の比較 ●

(出典：商業統計調査)

● 小売吸引力指数とは…

市町村住民一人当りの購買額を県民一人当りの購買額で除した数値で、1 を上回る場合は近隣市町の購買力をも吸引し活発な商業活動をしていると見なされる。一方、1 を下回る場合は購買力がなく、他市町村への購買力が流れていると見なされる。

(5) 広域的な人の流れ

● 通勤状況

- ・本市に常住する就業者（湖南市民）の通勤状況について、平成 27 年（2015 年）時点で就業者総数 27,404 人のうち 13,375 人（48.8%）が市外で従業しており、約 4 割が一貫して市外に通勤しています。
- ・一方、市外から本市に従業している就業者数は 13,778 人（47.7%）となっており、近年は市外に通勤する就業者より市外から流入する従業者の方が多くなっています。
- ・方向別に見ると、甲賀市や栗東市とのつながりが強く、流出流入ともに上位を占めています。
- ・このほか、竜王町や野洲市、草津市などの近隣市町とのつながりが強くなっています。

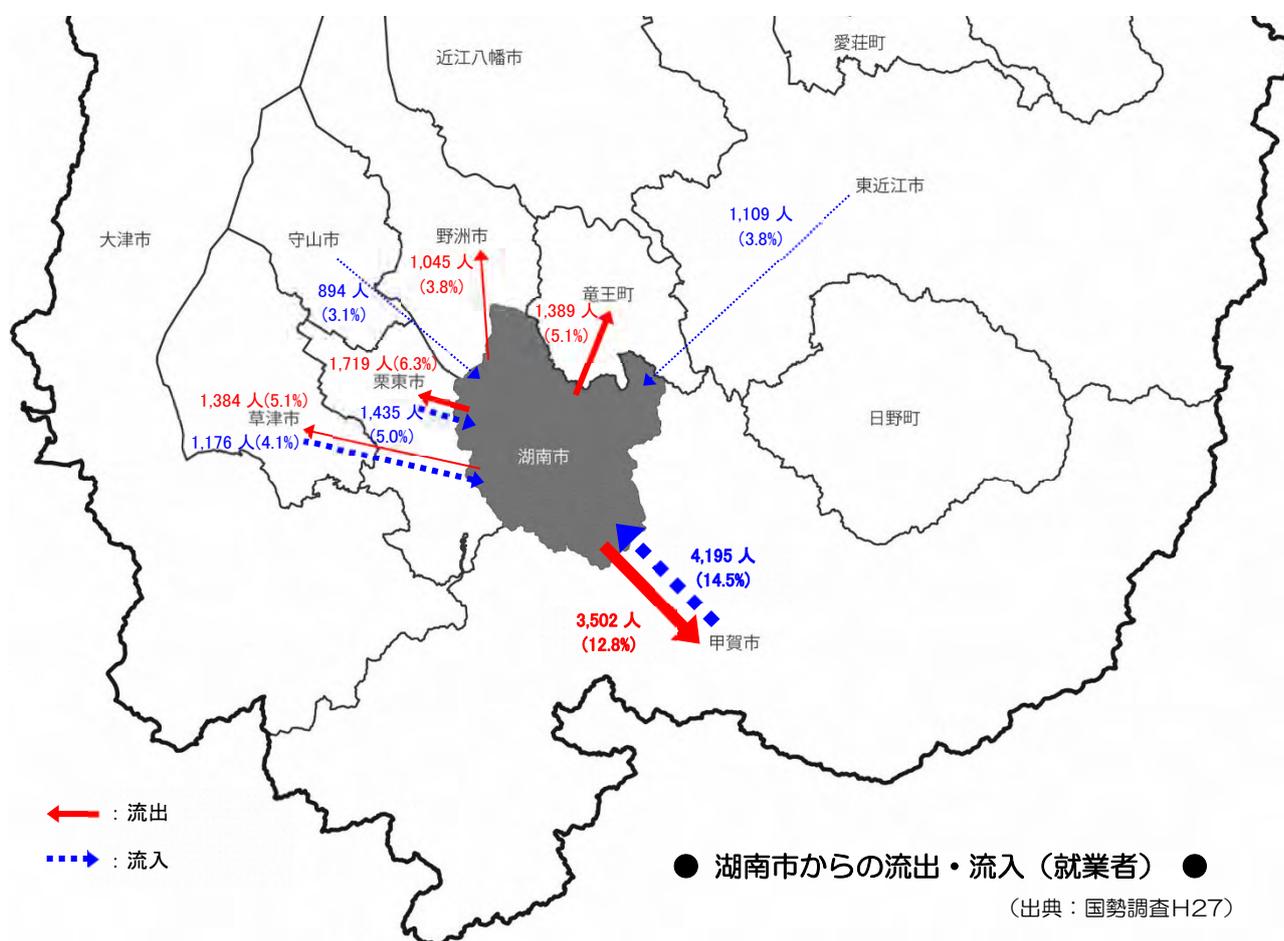
● 就業状況の推移 ●

（単位：人）

	湖南市民の就業状況			湖南市内の就業状況		流入人口 (5) ⑤ = ④-③	流入率 (6) ⑥ = ⑤/①
	総数※ (1)	市内で従業 (2)	市外で従業 (3)	総数※ (2+4)	市外から従業 (4)		
H2	22,998	14,402 (62.6%)	8,596 (37.4%)	24,634	10,232 (41.5%)	1,636	7.1%
H7	27,042	16,085 (59.5%)	10,957 (40.5%)	27,751	11,666 (42.0%)	709	2.6%
H12	28,448	15,861 (55.8%)	12,587 (44.2%)	27,850	11,989 (43.0%)	-598	-2.1%
H17	29,088	15,488 (53.2%)	13,600 (46.8%)	28,245	12,757 (45.2%)	-843	-2.9%
H22	27,859	13,205 (47.4%)	14,112 (50.7%)	26,217	12,043 (45.9%)	-2,069	-7.4%
H27	27,404	13,290 (48.5%)	13,375 (48.8%)	28,870	13,778 (47.7%)	403	1.5%

（資料：国勢調査）

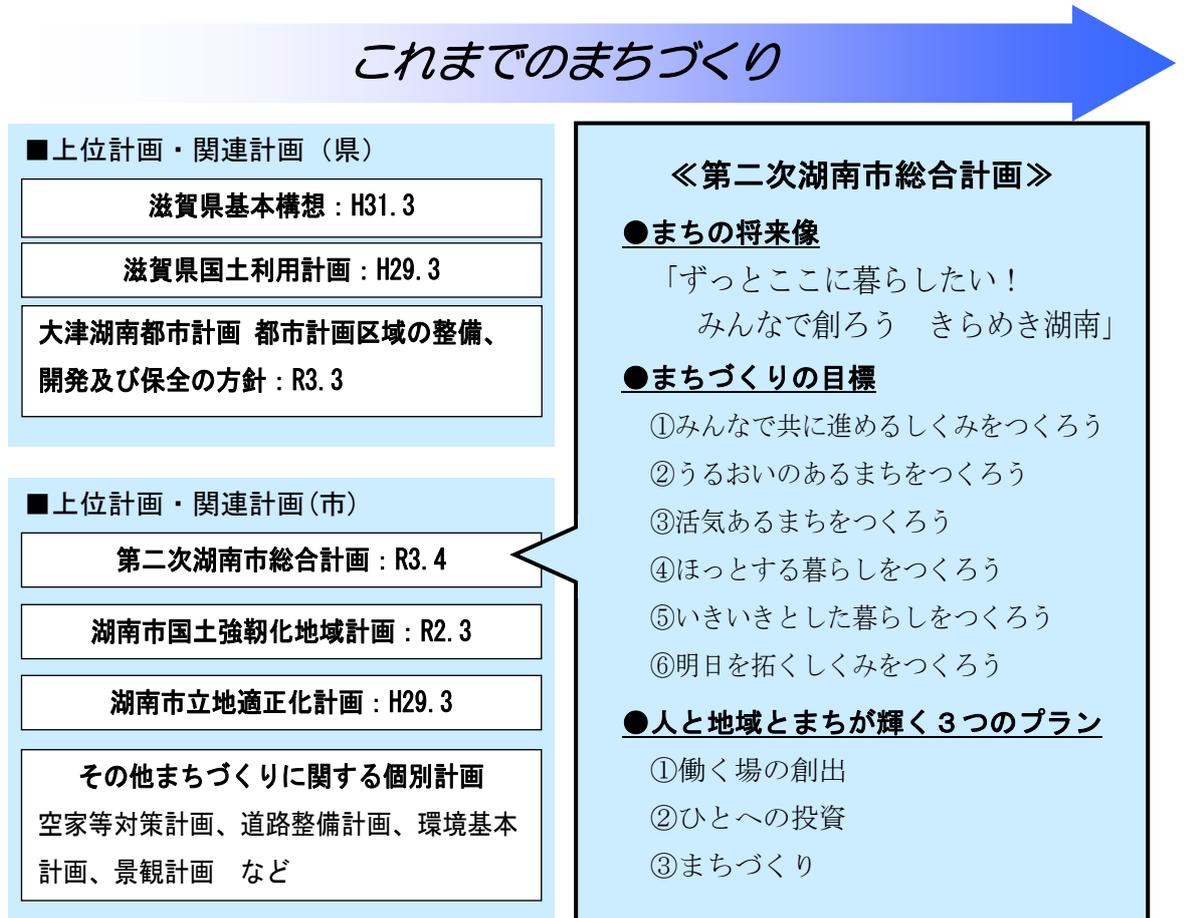
※H22以降の総数は不詳数を含んでいるため、市内外の合算値と値が異なる。



2. まちづくりの主要課題

(1) 基本的な考え方

- ・まちづくりの主要課題は、これまでのまちづくりを振り返るとともに、時代の潮流を把握・予測した上で、適切に位置付けます。



いざならぬまちづくり

（都市計画マスタープランに反映すべき点）

時代の潮流

～ これからのまちづくりに求められる視点 ～

- ①少子高齢化、人口減少への対応 → 地域の活力を維持したコンパクトなまちづくりへ
- ②地球規模での環境問題への対応 → 環境負荷の少ないまちづくりへの転換
- ③地方が主役の時代 → 個性を活かした特色あるまちづくりの推進
- ④物の充足から、心の充足の時代へ → 歴史・文化、心あたたまるまちづくりへ
- ⑤国際化の進展、科学技術の革新 → グローバルな視点からのまちづくりの展開
- ⑥効率的・効果的な行財政運営 → 選択と集中、市民主役のまちづくりの本格化

(2) まちづくりの主要課題

- ・本市は、周囲を緑の山々に囲まれ中央に野洲川が流れる恵まれた自然環境、近畿圏と中部圏をつなぐ交通の要衝としての立地特性を活かして、これまで、戸建て住宅地や工業団地、拠点となる市街地を計画的に整備し、まちの活力向上に努めてきました。
- ・大きく変革する社会情勢を的確に捉えつつ、恵まれた自然環境や歴史・文化資源を最大限に活かし、市民と行政が互いに協力しながら、『住んでよかった。これからも住みたい』と思えるまちづくりを進めていくための主要課題を以下のとおりとします。

課題1 まちの成長を支える計画的なまちづくりを進める必要があります

本市は、東海道に代表されるとおり、古来より交通の要衝として発展してきた経緯があります。時代が進み、現在においても、国道1号やJR草津線が通過、市域のすぐ西側に栗東湖南インターチェンジが開通するなど、近畿圏と中部圏をつなぐ重要な立地特性を有しています。このため、土地利用や道路整備のあり方など、本市の活力を高める都市整備を計画的に推進するとともに、商業・業務、教育、医療・福祉などの多様な都市機能の充実を図るなど、まちの活力を維持・強化していく視点を持って戦略的・効果的にまちづくりを進めていくことが大切です。

課題2 まちの拠点としてまとまりのある市街地整備を進める必要があります

本市は、周囲を緑の山々で囲まれ、限られた貴重な土地を適正かつ効果的に利用していくことが重要になっています。また、社会情勢においても、低炭素・循環型社会への適応や、少子高齢化や人口減少に対応したコンパクトなまちづくりを進めていくことが求められています。

本市は、これまで、JR草津線の石部駅周辺、甲西駅周辺、三雲駅周辺をはじめ、岩根地区や菩提寺地区において計画的な市街地整備を進めてきましたが、今後は多様化・複雑化する市民の価値観や生活スタイルに合った質の高い市街地の整備・再編を進めていく必要があります。

このため、恵まれた自然環境を最大限に保全するためにも、多様な都市機能を適切に市街地へ誘導しつつ、まとまりのある市街地整備を進めていくことが大切です。

課題3 花や緑、美しい景観など、あたたかいまちづくりを進める必要があります

本市は、周囲の恵まれた自然環境をはじめ、東海道や石部宿、湖南三山の常楽寺・長寿寺・善水寺など、歴史・文化資源を多く有しており、今後のまちづくりに効果的に活用していくことが重要になっています。

また、全国的にも、物の充足の時代から心の充足の時代へと変化してきており、景観や緑など、生活の質を高めるまちづくりに取り組むことが重要になっています。

このため、今後は、心やすらぐまちづくりを基本としつつ、歴史や文化資源を最大限に活用した個性ある景観づくりや、花や緑で彩られた快適な住宅地の景観づくりを進めていく必要があります。特に、緑豊かな街路樹がある歩きたくなる歩行者・自転車空間、気軽に水や緑に触れることができる憩いの空間づくりなど、心がほっとする人にあたたかいまちづくりを進めていくことが大切です。

課題4 市民が主役のまちづくりをより一層進める必要があります

本市には、行政区をベースとした7つの地域まちづくり協議会（以下、まちづくり協議会という。）があり、地域の課題解決や住みやすい地域を目指し、様々な地域活動を行ってきました。

一方で、社会構造の変化や世帯の小規模化、ライフスタイルの多様化などにより、まちづくりに関するニーズは多様化・高度化してきています。また、少子高齢化や人口減少に伴い、今後多くの社会資本を管理している行政の財源不足や財政の硬直化によって投資余力、管理余力が乏しくなっていくことが想定されます。これらに対応するには、これまでの行政主導のまちづくりから住民や地域コミュニティが主体となった地域に密着したまちづくりをより一層進めていくことが求められています。また、社会情勢に応じて、現在の小学校区単位から中学校区単位への転換など、市民にとって最適な生活圏を地域が主体となって検討していくことも重要です。

このため、市民と行政が協力し合いながらまちづくりを進めることを基本としつつ、市民やまちづくり協議会などの地域コミュニティ、さらに事業者があらゆる機会を通じてまちづくりへの夢や希望を語り合い、一歩ずつまちづくりに取り組むことができる環境や仕組みを強化する必要があります。

また、花や緑、美しい景観など、心やすらぐまちづくりを進めながら、『ずっとここに暮らしたい！』と思えるよう、地域に対する誇りと愛着を育んでいくことが大切です。

課題5 安心・安全のまちづくりを進める必要があります

近年、地球温暖化による猛暑日や集中豪雨の増加、熊本地震など、様々な災害が頻発しており、これらに対応するまちづくりの強化が求められています。また、人口減少や社会的ニーズの変化に伴い空き家・空き地が増加しており、老朽化による倒壊や樹木・雑草の繁茂、景観の阻害など、安全性の低下や地域の生活環境に深刻な影響を及ぼす可能性が懸念されています。

このため、これまでの取組に加えて、あらゆる分野で「減災」の考え方を徹底し、ハード・ソフト面を組み合わせた災害に強い地域づくりを進める必要があります。

また、犯罪防止につながるよう空き家・空き地や市街地の改善を図るとともにユニバーサルデザインの考え方を取り入れることで、全ての市民が安心かつ安全で快適に暮らすことのできる生活環境を確保することが大切です。

第2章 まちづくりの目標

1. まちづくりの理念と基本目標

- ・「湖南省総合計画」では、まちづくりの将来像として、『ずっとここに暮らしたい！ みんなで創ろう きらめき湖南』を掲げています。
- ・都市計画マスタープランでは、総合計画に掲げる将来像の意味を捉えなおし、今後20年間のまちづくりの理念として、以下のとおり設定します。

ずっとここに暮らしたい！ みんなで創ろう きらめき湖南

◆ まちの将来像の意味（都市計画マスタープランで掲げる「まちづくりの理念」）

ずっとここに暮らしたい！

- ・市民が誇りと愛着を持てる身近な生活環境や、市民が主体的にまちづくり活動を展開できる仕組みを整え、心にゆとりを持って生活することができる穏やかなまちづくりを進めます。

みんなで創ろう

- ・今後のまちづくりにおいては、身近な生活環境を高めようとする市民やまちづくり協議会の取組を基本としつつ、これを支え、ともに取り組む企業やまちづくり団体などの多様な主体が参画・連携したまちづくりを進めます。

きらめき湖南

- ・大きく変革する社会情勢を的確に捉えつつ、まちの魅力や活力、にぎわいを高めていく戦略的な取組を実践することにより、安心・安全で利便性が高く、緑豊かな心やすらぐあたたかいまちづくりを進めます。

■ まちづくりの基本目標 ■

- I：安心・安全、循環と共生を重視した持続可能なまちづくり
- II：まちの活力とにぎわいを創出する多様な拠点づくり
- III：人と地域の交わりを支える、便利で快適なネットワークづくり
- IV：花や緑、美しいまちなみで心をつなぐ景観づくり
- V：協働による誇りと愛着を育むまちづくり

目標1 安心・安全、循環と共生を重視した持続可能なまちづくり

本市は、これまで国土レベルの交通軸を最大限に活用し、まちの活力やにぎわいを担う開発・建築行為を計画的に誘導してきましたが、同時に、将来に向けては、限られた固有の自然資源を継承していく責務を有しています。

恵まれた自然環境に負荷を与えず、災害に強いまちづくりや自然を活かした地域活力の創出に努めるとともに、都市機能の集約化に視点を置いた計画的な土地利用と施設の誘導を促し、安心・安全、自然環境と共生した持続可能なまちづくりを進めます。

目標2 まちの活力とにぎわいを創出する多様な拠点づくり

本市は、これまでのまちづくりの経緯によって市街地が分散した都市構造を形成しており、周囲の自然環境と調和を図っていく上でも拠点機能の強化・集約化は不可欠となっています。

JR駅周辺や戸建て専用住宅地、一団の工業団地、固有の歴史・文化・自然資源、国道1号沿道の新市街地など、都市の中心的な拠点においては、拠点機能の強化・集約を戦略的に進めるとともに、活力とにぎわいの創出に努めます。

目標3 人と地域の交わりを支える、 便利で快適なネットワークづくり

分散立地する各拠点の魅力や活力、にぎわいを創出し高めていくためには、それぞれの拠点間の交流・連携を支え促進するネットワークづくりが不可欠です。

快適な移動を支える道路網ネットワークを基本としつつ、緑豊かな歩きたくなる歩行・自転車空間の確保、地域特性を踏まえた公共交通機能の強化・充実など、相乗的かつ効果的にさまざまな都市活動を活発化する便利で快適なネットワークづくりを進めます。

目標4 花や緑、美しいまちなみで心をつなぐ景観づくり

本市は、野洲川に代表される恵まれた自然環境をはじめ、東海道など固有の歴史・文化資源を有しており、今後のまちづくりに計画的かつ効果的に活用していくことが「湖南市らしさ」を高めていきます。

恵まれた自然環境の保全・活用、歴史・文化資源の保存・再生など、多様な主体が連携・協力しつつ、市民が『ずっとここに暮らしたい！』と思える花や緑、美しいまちなみが身近にあるあたたかみのある景観づくりを戦略的に進めます。

目標5 協働による誇りと愛着を育むまちづくり

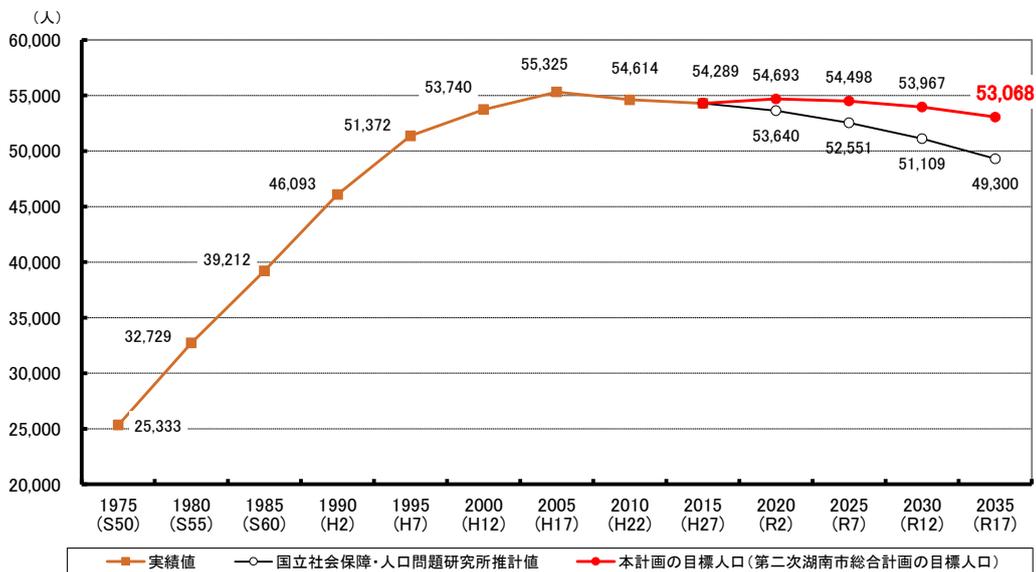
今後、市民の価値観や生活スタイル、求めるニーズが時代とともに多様化・高質化することが予想される中で、目指す将来像を実現するためには、市民の誇りや愛着をしっかりと育てていくことが不可欠となります。

市民と行政、また市民同士の協働によるまちづくりを実現するため、市民のまちづくりに関する意識を高めるとともに、地域での支えあいや暮らしやすさを高めようとする主体的な取組を適切に育てていきます。また、まちづくり活動だけでなく、教育・文化やスポーツ活動、子育て活動などあらゆる機会においても協働の関係づくりに努めます。

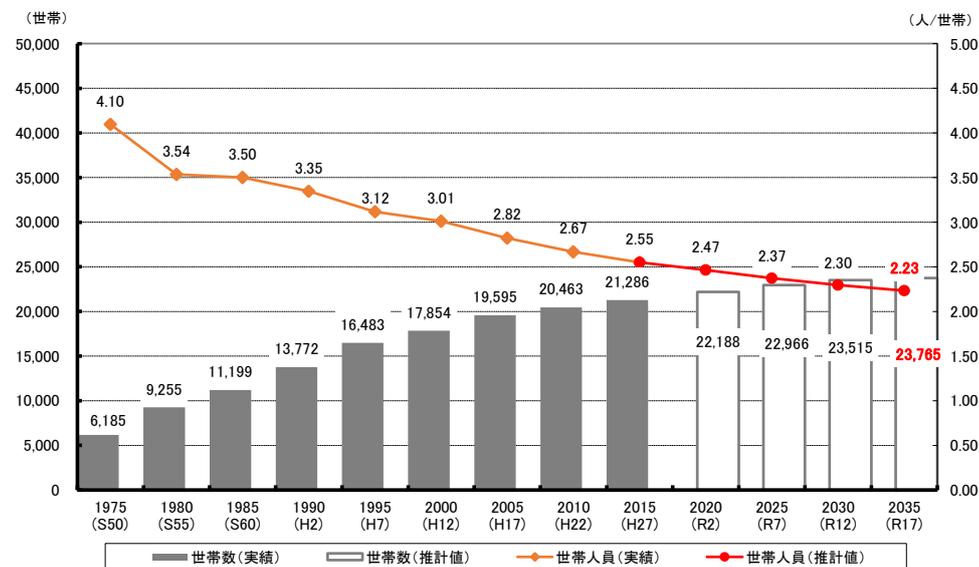
2. 目標人口の設定

- 本市の人口は平成 17 年（2005 年）をピークに減少傾向にあり、国立社会保障・人口問題研究所による推計結果では、今後も人口減少が続き、令和 17 年（2035 年）には人口 49,000 人程度になると予測されています。
- 本計画においては、第二次湖南市総合計画と整合を図り、地域資源を活かしたまちの魅力の向上に努めるとともに、快適な緑あふれる居住環境づくりを積極的に進めることにより、定住人口の確保と人口流出の抑制が進むものと考え、令和 17 年（2035 年）の将来人口を 53,068 人に設定します。
- 世帯数および世帯人員は、平成 27 年（2015 年）時点でそれぞれ 21,286 世帯、2.55 人となっており、世帯数が増加する一方で世帯人員は減少するなど、核家族化や単独世帯の増加が進行しています。今後も、世帯分離などによる核家族化の進展や単独世帯の増加が進むものと予測されるため、目標人口を踏まえ、令和 17 年（2035 年）の世帯数を約 23,765 世帯、世帯人員を約 2.23 人と設定します。

【人口】



【世帯数・世帯人員】

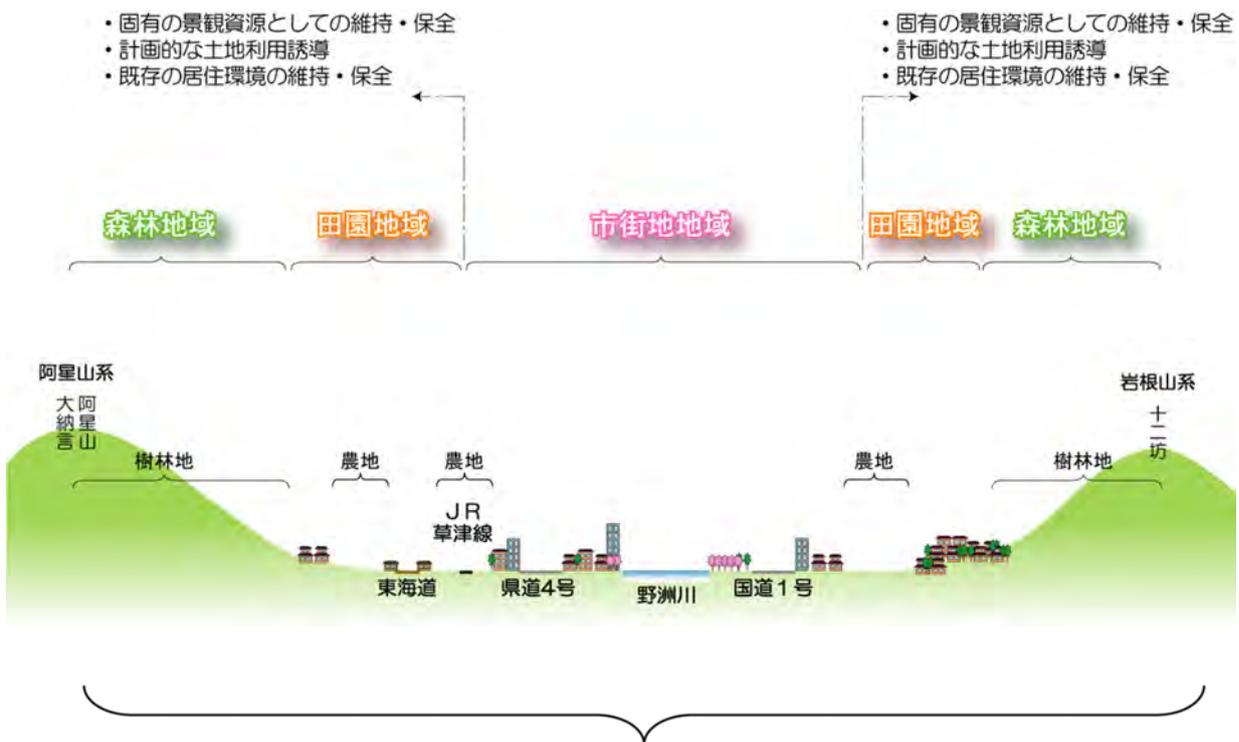


● 目標とする人口、世帯数と世帯人員 ●

3. まちの将来像

(1) 基本となる都市構造

- ・本市は、北部と南部の森林地域によってまちが縁取られ、国道1号やJR草津線など国土レベルの交通軸が通過する中央部の開けた平野部、および丘陵部までの限られた空間を中心として都市的土地利用を展開しています。
- ・広域交通体系が整備される以前は、東海道が人や物資輸送の中心であり、南北の森林地域の山裾などを中心に集落地域が点在していましたが、国道1号や名神高速道路などが整備されてからは、北部の菩提寺地区には大規模な住宅市街地、岩根地区・下田地区には湖南工業団地などが整備されています。
- ・一方、国土交通軸上からは、近景には野洲川や一団の農地、遠景には両側に緑の山並みを眺望することができ、南北方向から国土交通軸に向かうと、近景に市街地景観、遠景に緑の山並みを眺望することができます。
- ・今後のまちづくりは、これらの優れた自然環境の保全と活用を基調としつつ、社会経済情勢の変化などを適切に踏まえ、従来の国土交通軸や栗東湖南インターチェンジ開通に伴う名神高速道路の利便性を活かしたまちづくりを進めるとともに、さらに戦略的に土地の有効利用と適切な土地利用転換、持続可能な土地の管理に取り組んでいく必要があります。



(3) 軸と拠点の配置方針

- これまでのまちづくりの経緯や社会潮流、国土レベルにおける本市の位置付けなどを踏まえつつ、計画的かつ重点的に軸と拠点の整備・強化を図り、まち全体の魅力と活力の向上に努めます。

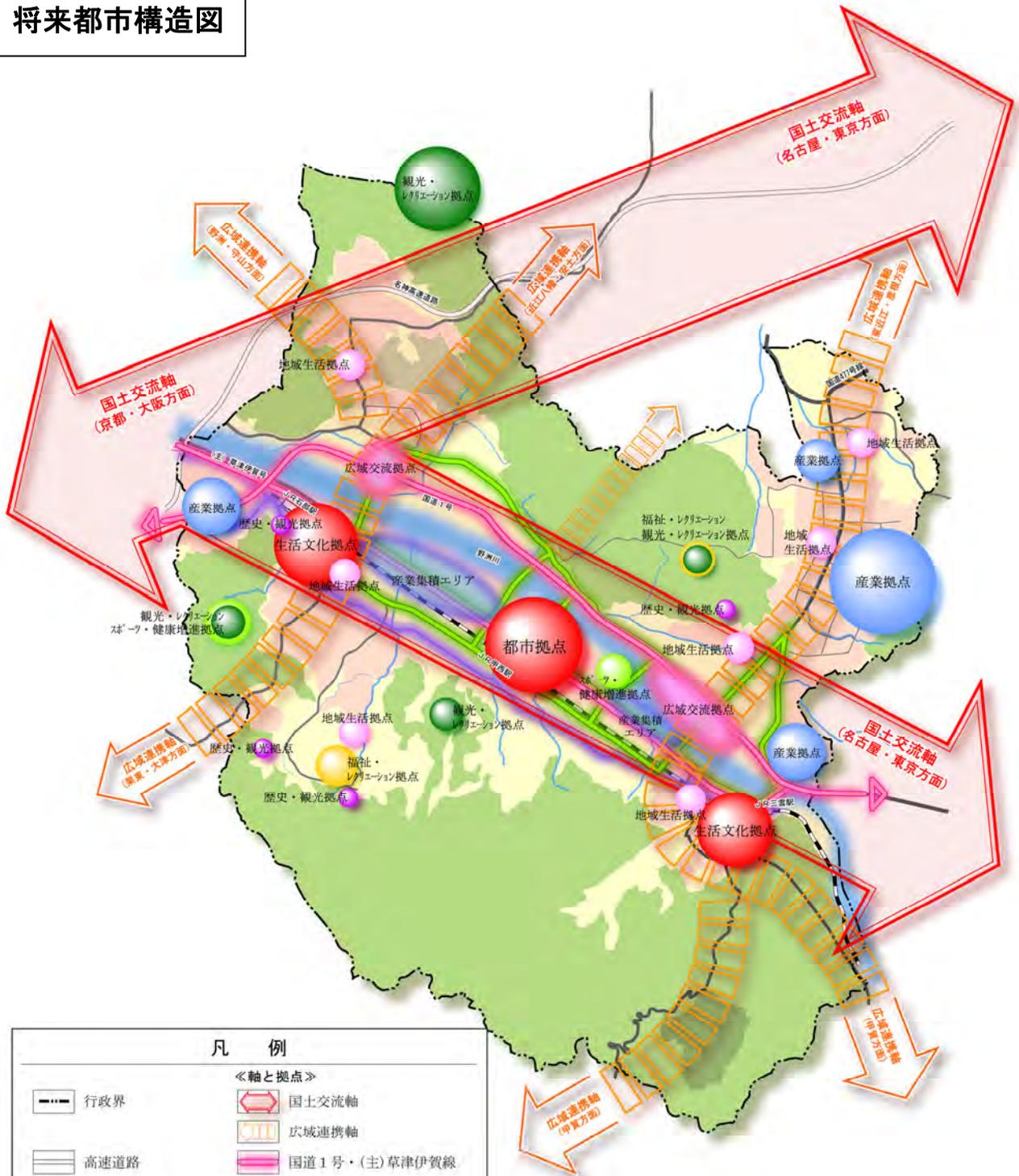
軸と拠点の配置		基本方針
<p>国土交流軸</p> <ul style="list-style-type: none"> 名神高速道路 (主)草津伊賀線 国道1号 J R草津線 	<ul style="list-style-type: none"> 名神高速道路、国道1号、(主)草津伊賀線は、国土レベルの交流軸として位置付け、その機能の効果的かつ最大限の活用を図ります。 国道1号は、今後も計画的な整備推進に努めます。 (主)草津伊賀線は、国道1号の供用に合わせて、沿道土地利用の整序・再編を行います。 J R草津線の複線化を目指します。 	
<p>広域連携軸</p> <ul style="list-style-type: none"> 国道477号 (主)彦根八日市甲西線 (主)牧甲西線 (主)草津伊賀線 (主)竜王石部線 (県)石部草津線 	<ul style="list-style-type: none"> 隣接市町を結び、国土交流軸を補完する国道や県道を広域連携軸として位置付け、広域的な連携を促進する軸の整備・強化を図ります。 国土交流軸と広域連携軸が交わるエリアは、広域連携を促進する機能や市民生活の利便性を高める機能の集積を図ります。 	
<p>地域内環状道路</p> <ul style="list-style-type: none"> (市)南部中央線 (主)野洲甲西線 など 	<ul style="list-style-type: none"> (市)南部中央線など、市民の日常生活の基本となる道路を地域内環状道路として位置付け、各地域間の交流や連携を促進する機能の維持に努めます。 都市拠点や生活文化拠点、地域生活拠点などをつなぐ地域内環状道路は、拠点へのアクセス性の向上や都市活動の活性化などを目指し、計画的かつ適切な沿道土地利用を誘導します。 	
<p>景観シンボル軸</p> <ul style="list-style-type: none"> 野洲川 東海道 	<ul style="list-style-type: none"> 古来より、人々の往来を支えてきた東海道や野洲川は、景観シンボル軸として心が落ち着く美しい景観整備に取り組みます。 	

※(主)は主要地方道、(県)は一般県道、(都)は都市計画道路、(市)は市道、(仮)は仮称名称を示す。

軸と拠点の配置		基本方針
都市拠点	<ul style="list-style-type: none"> 市庁舎、J R 甲西駅周辺 	<ul style="list-style-type: none"> 市庁舎をはじめ、文化ホールや図書館、J R 甲西駅、大規模商業施設などが集積立地する都市拠点は、より一層、多様な都市機能の集積を図ります。 特に庁舎は、周辺の行政施設の機能を集約した新たな拠点として整備を行い、都市拠点としての活用を図ります。 歩行者ネットワークや親水拠点の整備など身近な生活環境の整備・改善に取り組み、魅力と活力が感じられる拠点づくりを進めます。 
生活文化拠点	<ul style="list-style-type: none"> J R 石部駅周辺 J R 三雲駅周辺 	<ul style="list-style-type: none"> 石部まちづくりセンターから J R 石部駅にかけては、市民の便利で快適な日常生活を支える拠点づくりを進めます。 J R 三雲駅周辺は、新たにアクセス道路が整備されており、一層の行政サービス機能の強化や居住環境整備に努め、市民の便利で快適な日常生活を支える拠点づくりを進めます。 
地域生活拠点	<ul style="list-style-type: none"> まちづくりセンター周辺（三雲、石部、石部南、岩根、菩提寺、下田、水戸） 	<ul style="list-style-type: none"> 以前の町村合併の経緯、国道 1 号や野洲川などによって南北に分断される特性を踏まえ、行政サービス機能や教育・文化機能などの整備・強化を図り、それぞれの市街地において歩いて行ける身近な生活拠点づくりを進めます。 
産業拠点	<ul style="list-style-type: none"> 湖南工業団地 朝国高架橋周辺 石部緑台周辺 	<ul style="list-style-type: none"> 湖南工業団地を中心とした産業拠点は、国土交流軸や広域連携軸を最大限に活用し、アクセス性の向上、既存工業用地の操業環境の維持・強化に努めます。 国道 1 号や名神高速道路へのアクセス性に優れた石部緑台周辺などにおいては、周辺環境との調和に配慮しつつ、新たな企業の集積に努めます。
産業集積エリア	<ul style="list-style-type: none"> (主) 草津伊賀線沿道（石部口～平松、夏見周辺） 	<ul style="list-style-type: none"> 大規模工場や運輸物流施設などが立地する(主) 草津伊賀線沿道（石部口～平松、夏見周辺）は、円滑な道路環境に配慮しつつ、特性に合わせた業態変化が可能となるよう機能集積に配慮し、既存の操業環境の維持・強化に努めます。

軸と拠点の配置		基本方針
福祉・レクリエーション拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・じゅらくの里周辺 	<ul style="list-style-type: none"> ・じゅらくの里周辺は、福祉・レクリエーション拠点として福祉機能やレクリエーション機能の整備・強化を図るとともに、周辺環境整備により、長寿寺や常楽寺の歴史・文化資源と一体的な活用を図ります。
観光・レクリエーション拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・希望が丘文化公園 ・湖國十二坊の森「十二坊温泉ゆらら」周辺 ・雨山文化運動公園周辺 ・平松のウツクシマツ自生地周辺 	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでのまちづくりの経緯を踏まえつつ、周辺環境を最大限に活用した観光・レクリエーション拠点としての機能の整備・強化を図ります。 ・機能の整備・強化に加え、周囲の自然環境や歴史・文化資産などを含めた各拠点間のネットワークの整備・強化を進めます。 ・機能の整備・強化に伴って発生するごみやトイレなどの衛生面の問題についても、適切な対応に努めます。 
歴史・観光拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・常楽寺周辺 ・長寿寺周辺 ・善水寺周辺 ・石部宿 	<ul style="list-style-type: none"> ・湖南三山や平松のウツクシマツ自生地、石部宿などは、本市の重要な歴史・文化資源として、周辺環境の整備、観光シーズン時の臨時バスの運行などにより、歴史・観光拠点機能の整備・強化を図ります。 
スポーツ・健康増進拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・総合体育館周辺 ・野洲川親水公園周辺 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合体育館や野洲川親水公園周辺は、市民の健やかな身体づくりを支援するスポーツ・健康増進拠点として、市民が身近に利用することができる環境整備を進めます。
広域交流拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・東部広域交流拠点 ・西部広域交流拠点 	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交流軸と広域連携軸の結節点は、本市の玄関口となる重要なエリアであるため、商業・業務機能や情報発信機能、多様な世代の交流機能など、本市の活力や魅力を高める多様な都市機能の集積を図ります。 ・東部については、湖南工業団地など多くの都市機能が集積し、多くの人やモノが移動するため、本市の顔となる新たな市街地が形成されており、一層の都市機能の集積・強化を図ります。 ・西部は、既存市街地への都市機能の集約化を基本としつつ、都市の発展に必要な場合など、既存市街地の永続性に支障がない場合には、西部広域交流拠点において、周囲の恵まれた自然環境との調和を図りながら、計画的に沿道サービス環境の整備に努めます。 ・野洲川をはじめ、骨格となる山地・丘陵地や一団の農地などによって形成される本市の自然景観との調和を基調とした魅力ある景観づくりを進めます。

将来都市構造図



凡 例	
行政界	《軸と拠点》
高速道路	国土交流軸
国道等	広域連携軸
東海道(景観シンボル軸)	国道1号・(主)草津伊賀線
J R 草津線	地域内環状道路
河川 (野田川: 景観シンボル軸)	都市拠点、生活文化拠点
《基本的な土地利用構成》	地域生活拠点
市街地地域	産業拠点
田園地域	産業集積エリア
森林地域	福祉・レクリエーション拠点
	観光・レクリエーション拠点
	歴史・観光拠点
	スポーツ・健康増進拠点
	広域交流拠点

第3章 まちづくりの基本計画

1. 土地利用の方針

(1) 土地利用の基本方針

- ・本市における今後の土地利用に関する基本方針として、以下の4つの方針を掲げ、市民や企業、行政など、全ての主体が協力・連携しながら計画的かつ適切に進めていきます。

①持続可能でコンパクトなまちづくりを進めます。

- ・今後、人口減少や高齢化が進行することが見込まれる中でも、人口密度や生活サービスを維持し、将来にわたって持続可能なまちづくりを進めることが必要となっています。
- ・このため、立地適正化計画に基づいて、居住や都市の生活を支える機能を緩やかに誘導するとともに、地域交通との連携を図ることで、生活利便性の維持・向上と定住促進を図り、コンパクトで利便性の高いまちづくりを進めます。

②本市の中心的な拠点となるJR駅周辺の機能強化を進めます。

- ・これまでのまちづくりの経緯をはじめ、中心的な拠点整備や自動車に過度に依存しないまちづくりの推進の観点から、JR駅周辺の機能強化に取り組むことが不可欠となっています。
- ・JR甲西駅周辺、JR石部駅周辺、JR三雲駅周辺は、行政サービスや商業・業務、教育・文化活動などの都市機能、駅利用者の利便性を高める機能などを計画的に配置・誘導し、それぞれの地区特性を踏まえた魅力ある市街地整備を進めます。

③優れた自然環境を適切に保全し、未来へ継承していきます。

- ・本市は、野洲川をはじめ、阿星山系や岩根山系の山並みなどの優れた自然環境を有しています。
- ・市民の日常生活を支えるこれらの恵まれた自然環境については、本市固有のかけがえのない資産として捉え直し、市民や企業の参画を図りながら計画的かつ適切な保全と活用に向けた施策展開を進めます。

④歩いていける身近な生活拠点づくりを進めます。

- ・誇りや愛着、『住んで良かった。これからもここに暮らしたい!』という市民の想いを育んでいくためには、歩いていける身近な都市空間の質を高めていくことが大切です。
- ・特に、本市は、これまでのまちづくりの経緯から、分散した市街地を有する都市構造を形成しているため、徒歩や自転車などで行ける身近な生活拠点を整えていくことが不可欠となっています。
- ・市民の身近な地域に対する意識や興味、身近なまちづくりへの関心を促すとともに、生活拠点にふさわしい都市機能の配置や開発の適切誘導、地域特性を踏まえた個性ある基盤整備の推進などによって身近な生活拠点づくりを計画的に進め、市民の暮らしやすさをより一層高めていきます。
- ・歩いていける暮らしやすいまちづくりを進めるため、空き家や空き地問題など防災上・居住環境上の課題を抱える区域の居住のあり方について、長期的なまちづくりの観点から検討を進めます。

(2) 主要な土地利用の配置の方針

- ・土地利用に関する基本理念や土地利用の基本方針を実現していくため、本市の地形条件や周辺自治体とのつながり、市民生活や多様な都市活動の関係などを踏まえ、土地利用のまとまりごとに市内を区分し配置します。

ゾーン・エリア名称		土地利用の方針・配置の方針
市 街 地 域	専用居住ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・菩提寺地区や石部市街地の南部などの一団の専用住宅地は、市民の日常生活の基本として、周囲の自然環境との調和を図りながら、緑豊かなゆとりある良好な居住環境を保全し、整備します。 
	複合居住ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・市庁舎周辺などに隣接する一般的な住宅地は、商業・業務、教育・文化、保健・福祉、医療などの市民の日常生活を支える都市機能を有する住宅地として、暮らしやすさを高めた魅力ある良好な居住環境を整備します。
	商業・業務ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・JR甲西駅から(主)草津伊賀線沿道の周辺、JR石部駅周辺、JR三雲駅周辺などの商業・業務地は、周辺環境との調和に配慮しつつ、商業・業務機能をはじめとする市民の生活利便性を高める多様な都市機能の配置に努め、活力やにぎわいが感じられる土地利用を誘導します。 ・(主)竜王石部線の沿道を中心とした菩提寺広野地区周辺は、商業・業務ゾーンとして周囲の専用住宅地と調和の取れた商業機能などを適切に配置し、近隣住民の日常利便性の向上を図ります。 ・国道1号と(主)彦根八日市甲西線の交差点西側は、交流や防災などの機能を備えた複合的な商業系市街地としてにぎわいが感じられる土地利用を進めます。
	産業振興ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・湖南工業団地や(主)草津伊賀線沿道などに集積する既存の工業地は、周辺環境への影響を最小限に抑制しつつ、操業環境の維持・強化に努め、本市の活力を支える産業振興ゾーンとして育成します。 ・石部緑台地区周辺は、国道1号名神高速道路の交通利便性など立地ポテンシャルを最大限に活用し、周囲の自然環境との調和に配慮しつつ、新たな企業の集積を進めます。 ・夏見地区周辺は、(主)草津伊賀線の交通利便性を活かして、地域特性に合わせた業態変化が可能となり、空き地・空き店舗の発生防止につながるよう実態に応じて規制誘導の見直しに取り組みます。

ゾーン・エリア名称		土地利用の方針・配置の方針	
田園地域・森林地域	既存環境 保全エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、宅地として利用されている既存の住宅地や集落地域、工場地などは、周辺の自然環境や土地利用と調和を基本としつつ、良好な居住環境や操業環境を保全します。 ・特に、歴史的なまちなみが残る東海道の沿道をはじめ、歴史・文化資源と一体となって固有の集落環境を形成している地区は、保全を基調とした生活環境整備や魅力の向上に取り組みます。 	
	田園環境 保全エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・野洲川の北側やJR草津線沿線など、優れた田園環境が残るエリアは、農業振興地域整備計画に基づき、農産物の供給地として優良農地の保全を図るとともに、農地集積による経営規模の拡大や農業経営の合理化など、農地の高度利用を進めます。 ・これらの一団の農地においては、計画的な土地利用を図り、周囲の山並みなどと一帯となった固有の田園景観を保全します。 	
	森林環境 保全エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・保安林区域をはじめ、自然公園地域、鳥獣保護区特別保護地区、風致地区が指定されている南北の森林については、水源涵養、災害防止、景観形成、木材供給、野生生物の生息、大気浄化などの多面的な機能の維持・保全に努めます。 ・特に、国道1号や(主)草津伊賀線の沿道、JR草津線などの広域交通基盤上から眺望できる山並みについては、固有の景観形成に配慮した指導・誘導に努めます。 	
	里山環境 活用エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の市街地や住宅地などの周辺に残る里山環境は、緑豊かな森林や潤いのある河川などの自然環境を活かした身近な憩いの場として、地域の実情に合った適切な土地利用を誘導します。 ・特に、既存の住宅地や集落地域の背後に位置する緩斜面の樹林地などは、生活環境に潤いを与える憩いやレクリエーション機能に配慮し、積極的な活用を促します。 	
	レクリエーション エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・野洲川親水公園や希望が丘文化公園、じゅらくの里などは、周囲の恵まれた自然環境を十分に活用することを基本として、多様な人々の憩い・レクリエーションの場として、既存の機能の維持・管理に努めます。 	

ゾーン・エリア名称		土地利用の方針・配置の方針
今後新たな土地利用を推進するエリア	計画的 市街地整備区域	<ul style="list-style-type: none"> ・ J R 甲西駅周辺、J R 石部駅周辺、国道 1 号沿道（岩根地区周辺）などについては、本市の重要な拠点として、周辺土地利用との調和を図りながら、住宅や商業・業務施設、保健・福祉施設をはじめとする公共施設などの立地を誘導し、活力やにぎわいが感じられる計画的な市街地整備を推進します。 ・ 特に、国道 1 号や J R 草津線複線化などの広域交通基盤施設の整備により、今後も京阪神地域のベッドタウンとして役割を担うことが想定されるため、ゆとりある良好な専用住宅地については、都市基盤整備状況との調整を図りながら計画的かつ適切に整備を推進します。
	計画的 開発誘導区域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国道 1 号沿道（菩提寺地区）や(主)彦根八日市甲西線沿道は、恵まれた周囲の自然環境を保全するため、幹線道路の交通利便性を踏まえつつ、商業・業務施設などの沿道サービス施設の開発を適切に誘導します。

(3) 実現に向けた土地利用の整備・誘導方策

- ・まちの将来像や土地利用の基本方針を実現していくため、①～⑧の具体的な土地利用の整備・誘導方策を通じて計画的かつ適切に進めていきます。

①立地適正化計画に基づく便利で暮らしやすい市街地環境の維持・向上

- ・移住・定住促進、空き家対策など居住誘導区域内に居住を誘導するための施策や、公共施設の適正配置、コミュニティバスの維持・利用促進など都市機能誘導区域内に誘導施設を誘導するための施策を検討し、便利で暮らしやすい市街地環境の維持・向上を図ります。
- ・また、市民生活の基盤となる市街地においては、住宅地の拡散や、空き家や空き地の発生を防ぐため、低・未利用地などの有効活用を図り、にぎわいのある市街地環境の創出に努めます。
- ・少子高齢化、人口減少が進行する中であっても、身近な施設に歩いていける便利で快適な暮らしを維持していくため、商業・福祉施設など生活利便施設の集積や交通の利便性を生かし、密度の高い住宅地として誘導を図ります。
- ・土砂災害や浸水被害など災害リスクが高いと考えられる地域では、開発や宅地造成を規制するなど、災害リスクを踏まえた土地利用の誘導を進めます。

②暮らしやすさや都市の活力を高める計画的な市街地の拡大（次ページ参照）

- ・近年、本市の人口は緩やかな減少に転じているものの、京阪神地域のベットタウンとしての役割や大規模工場就業者の生活の場として重要な役割を担っており、今後の土地利用の状況やニーズを踏まえ、必要に応じて自然環境との調和を図りながら計画的に市街地整備を推進する必要があります。
- ・特に、JR駅や国道1号沿道の新市街地周辺においては、工場や物流施設を誘致し、雇用・税収・産業力を増加させ、都市活力を高めるため、計画的かつ適正に市街地整備を進めます。
- ・また、人口減少、高齢化等に対応したコミュニティ・生活機能の維持や利便性を高めるため、今後も計画的に都市基盤整備を進めます。
- ・また、一層の産業振興、地域経済の活性化を図るため、既存の集積との一体性を確保しつつ、さらなる産業集積の受け皿整備を目的とする市街地拡大を適切に進めます。

③地域の特性を踏まえた用途地域の見直し

- ・本市は、住居、商業、工業、その他の用途を適正に配分することにより、都市機能を維持増進し、かつ住居の環境を保護し、商業や工業等の利便を増進するため、10種類の用途地域を指定しています。
- ・今後のまちづくりにおいては、準工業地域などの建築活動を適正に誘導しにくいエリアや土地利用方針が変更になったエリアなどを対象として、目指す地域の将来像の実現に向けて用途地域の見直しを行い、良好な都市環境の確保に努めます。

④市民・事業者が主体となった身近な生活環境の保全・改善に向けた取組

- ・市民の暮らしやすさをより一層高めていくため、市民の身近な生活環境に対する主体的な意識や行動を育むとともに、都市計画提案制度や地区計画の申出制度など、市民の取組を支える都市計画制度の活用促進に努めます。
- ・市民やまちづくり協議会の主体的な取組を基本としつつ、企業、まちづくり団体、行政など多様な主体が連携・協力し合いながら、生活環境の保全・改善を実践します。

【市街化区域の拡大区域（～令和17年(2035年)）】

番号	地区名	面積 (ha)	現況、地区の位置付け
I-①	菩提寺地区① (イワタニランド南側)	3.3	・(主)竜王石部線沿道を中心として宅地化が進展している地区であり、既存の市街地との一体性に配慮しつつ、住居系市街地整備を推進します。
I-②	菩提寺地区② (北山台北側)	4.7	・既存の専用住宅地であり、既存の市街地との一体性に配慮しつつ、住居系環境の保全・維持管理を図ります。
I-③	J R 甲西駅周辺 (主)草津伊賀線沿道、 針・夏見)	33.8	・市庁舎(東庁舎)など多くの都市機能が集積する本市の中心市街地であるため、(主)草津伊賀線の交通利便性を活かし、沿道の商業系市街地、北側の後背地を対象とした住居系市街地の整備推進を図るとともに、これらとの調和に配慮しつつ、南側においては、本市の活力を担う工業系市街地としての整備を進めます。 ・整備に当たっては、既存の市街地環境などに配慮し、駅周辺の機能強化を図ります。 ※面積算定においては既存住宅、甲西高校、既存工場等を除く。
I-④	J R 石部駅周辺 (J R 石部駅周辺)	17.7	・石部地域の中心となる J R 石部駅から市庁舎(西庁舎)、(県)石部草津線までのエリアは、既存市街地や(主)草津伊賀線沿道との一体性、都市計画道路の計画的な整備推進などに配慮しつつ、J R 石部駅周辺の機能強化を図るとともに、住居系市街地整備および商業系市街地整備を推進します。 ・当該地区の整備に当たっては、土地所有者等の主体的な意識が不可欠であるため、当該地区東側の都市排水環境整備が望まれるエリア一体を対象として、土地所有者等の意識の醸成、まちづくり意識の熟度を勘案した具体的な検討に取り組みます。
I-⑤	岩根地区① (国道1号沿道西側)	8.9	・野洲川と国道1号に囲まれ、新たに整備された商業拠点の西側は、交流や防災などの機能を強化するなど、周辺環境と一体となった整備を推進します。
I-⑥	岩根地区② (国道1号沿道東側)	10.7	・野洲川と国道1号に囲まれる道路沿道は、恵まれた自然環境との調和を基本としつつ、(主)彦根八日市甲西線との交差点東側は周囲の自然環境を活かした開発・研究施設など工業系市街地の整備推進を図ります。 ・国道1号や(主)彦根八日市甲西線などからの眺望景観に配慮した景観整備を誘導するとともに、野洲川の恵まれた環境を活かしたレクリエーションエリアの確保に努めます。
I-⑦	岩根地区④ (主要地方道 彦根八日市甲西線沿道)	9.9	・当該地区には一団の優良農地が広がり、幹線道路沿道などからの眺望景観の前景となる田園景観を形成しているとともに、特に、(主)彦根八日市甲西線沿道は、湖南市総合計画において位置付けられる東部商業集積エリアとのつながりに配慮した秩序ある土地利用が求められています。 ・このため、当該地区における無秩序な開発を抑制するため、周辺の自然環境をできる限り保全することを基本としつつ、計画的な新市街地整備との調和を図りながら、道路利用者の利便施設などの開発を計画的に誘導します。

I-⑧	石部緑台地区 (国道1号、五軒茶屋ランプ周辺)	89.9	<ul style="list-style-type: none"> ・国道1号栗東水口道路が開通、栗東湖南インターチェンジが新設されるなど交通の利便性を最大限に活用し、物流施設等の産業基盤としての適正な土地利用を図るとともに、周囲の自然環境と調和した快適で潤いのある産業団地の整備を推進します。
I-⑨	菩提寺地区② (広野地区周辺)	11.0	<ul style="list-style-type: none"> ・菩提寺地区のほぼ中央、(主)竜王石部線の沿道に位置し、周囲は一団の専用住宅地となっています。 ・(主)竜王石部線の沿道を中心とした地区は、近隣住民の生活利便性の向上を目指し、周囲の専用住宅地と調和の取れた日用品等の商業機能を確保します。 ・周辺住民の憩いの場となる近隣公園レベルの公園・緑地の整備や地形条件から必要となる調整池の整備など、地区特性を踏まえた計画的な整備を推進します。

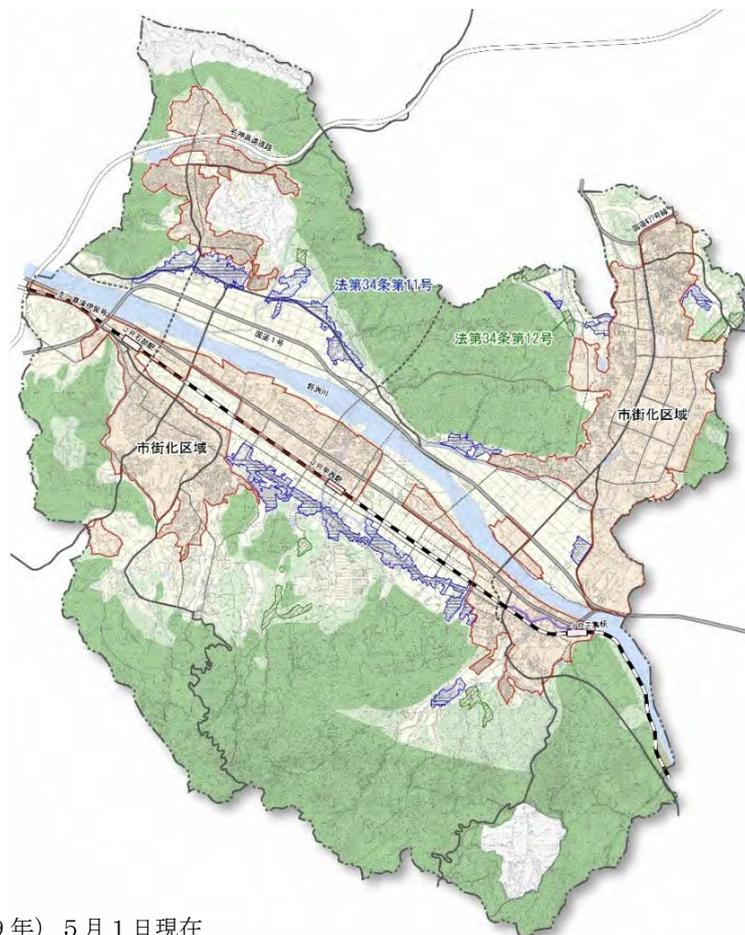
※区域区分の変更は、滋賀県が実施するものであり、ここに掲げた地区は、現時点での湖南市の考えを示したものである。

⑤地区計画制度等を活用した市街化調整区域の土地利用の適正誘導

- ・市街化調整区域は、市街化を抑制する区域であり、開発許可制度とともに自然環境を保全するための重要な役割を担っています。
- ・本市においては、今後とも、恵まれた自然環境を計画的に保全するため、市街化調整区域においては原則として開発や建築活動を規制します。
- ・しかしながら、現実的には既存集落などの活力低下などの問題も懸念され、実際に、著しい人口減少により限界集落となる恐れのある地域も見受けられます。人口流出に歯止めをかけ、既存集落の機能維持や活力の維持・向上を図るため、地区計画制度等や開発許可制度（都市計画法第34条第11号、同第12号）の充実を検討します。
- ・また、これらの制度を適切に運用し、適正な土地利用誘導を行います。
- ・なお、市街化調整区域における地区計画制度の運用に当たっては、本市の市街化調整区域の実情に合った運用基準や事業者等との役割分担などを定めたガイドラインに基づき、適正な運用を行います。

● 地区計画の策定タイプ（案） ●

- ①既存集落型
 - ・一団の既存集落等において、公共施設等の整備等の条件を満たした地区で、集落の活力維持・改善等の目的で行う地区計画
- ②宅地活用継続型
 - ・既に造成された住宅団地等における地区計画
 - ・工場の立地等により既に宅地化された地区等において、継続的な土地利用を図る地区計画
- ③郊外住宅型
 - ・緑豊かなゆとりある郊外型住宅地として整備を行う地区計画
- ④沿道型、駅近接型
 - ・既存集落や沿道地域で、既に住宅が点在しているような地区において、居住者のための便利施設等を計画的に配置する地区計画
- ⑤沿道型（非住居系）
 - ・幹線道路沿道において、良好な道路沿道環境を計画的に形成し、将来においても維持・保全を目的とした地区計画
- ⑥大規模開発型
 - ・原則、20ha以上の一団の開発行為であり、一体的に良好な環境の市街地形成を図る地区計画



※区域は、令和元年（2019年）5月1日現在

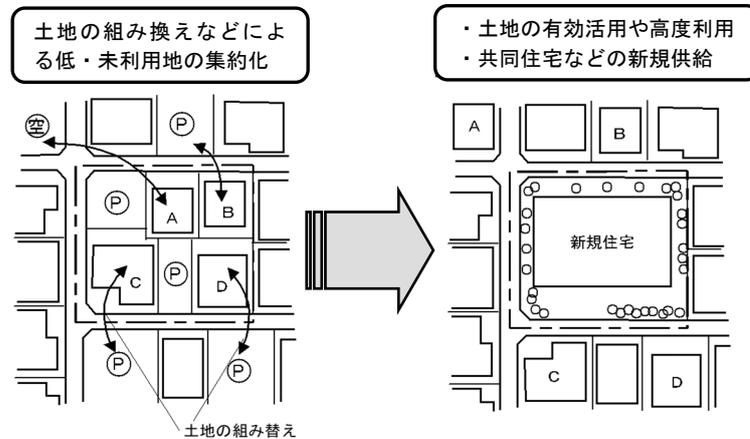
【地区計画制度の活用促進による計画的な開発を誘導する区域（～令和17年(2035年)）】

番号	地区名	現況、地区の位置付け
Ⅱ-①	菩提寺地区③ (国道1号沿道)	<ul style="list-style-type: none"> ・当該地区には一団の優良農地が広がり、景観としても価値のある田園景観を形成しているとともに、国道1号と(主)竜王石部線の交差点周辺に位置し、湖南市総合計画において西部商業集積エリアに位置付けられています。 ・このため、当該地区においては、国道1号沿道の無秩序な開発を抑制するため、周辺の自然環境をできる限り保全することを基本としつつ、道路利用者の利便施設などの開発を計画的に誘導します。
Ⅱ-②	下田地区① (大谷観光ぶどう園周辺)	<ul style="list-style-type: none"> ・北側で隣接する竜王町との境界に位置し、農地を中心として森林、住宅地、工業用地などの土地利用となっています。 ・周囲の自然環境を最大限に保全することを基本としつつ、補助幹線道路の整備に合わせて、開発・研究施設などの産業機能を適切に誘導します。 ・地区計画制度の活用にあたっては、土地利用などに関するルールと合わせて、周囲の自然環境の保全活動や環境美化活動、子育て支援活動など、企業の主体的な社会活動を促します。
Ⅱ-③	下田地区② (県道春日竜王線沿道)	<ul style="list-style-type: none"> ・東側で隣接する竜王町との境界に位置し、森林を中心として、農地や低・未利用地などの土地利用となっています。 ・周囲の自然環境を最大限に保全することを基本としつつ、隣接する竜王町の大規模工場関連施設など、開発・研究施設などの産業機能を適切に誘導します。 ・地区計画制度の活用にあたっては、土地利用などに関するルールと合わせて、周囲の自然環境の保全活動や環境美化活動、子育て支援活動など、企業の主体的な社会活動を促します。

- ・これら以外の地区として、既に宅地として活用されている地区のうち、大山川緑地など恵まれた自然環境を保全すべき地域や名神高速道路菩提寺パーキングエリアなど多くの人やモノが集まる拠点の周辺においては、地域住民や事業者の主体性を基本としつつ、適切な土地利用誘導の視点から、積極的に自然環境の保全と活力・にぎわいの創出に取り組みます。

⑥ J R 駅周辺市街地における低・未利用地の活用推進と土地の高度利用の推進

- 本市の中心的な拠点となる J R 駅周辺に残る空き家や低・未利用地は、移転・集約化や土地の組み換え・整序などにより、多様な都市機能の集積立地を図り、土地の有効活用を積極的に進めます。



【低・未利用地を活用した土地の高度利用のイメージ】

- J R 駅周辺においては、高層マンションから低層戸建て住宅に至る居住機能や商業・業務、教育・文化、医療・福祉など、市民の日常生活を支える多様な都市機能を適切かつ複合的に配置するなど、周辺環境と調和を図りながら土地の高度利用・コンパクトなまちづくりを推進します。
- また、空き家や低・未利用地などの活用や、市民にとっての憩いの場・交流の場づくり（プレイスメイキング）を推進するなど、市民や事業者との連携を視野に入れた取組を展開し、魅力とにぎわいのある市街地整備を進めます。

[J R 甲西駅周辺]

- 市庁舎をはじめ、図書館や文化ホールなどの公共公益施設、大型商業施設などが立地しているため、これらをつなぐ歩行者空間の維持強化、公園・緑地や親水空間の整備などにより、歩行者・自転車ネットワークの拡充を図り、歩いて楽しい市街地整備を進めます。
- 特に公共施設においては、施設の複合化や多機能化などにより土地の高度利用を進めるとともに、公共サービスの最適化や公共施設の長寿命化を図ります。
- 比較的大きな街区が形成されているエリアを中心として、日照や通風などの市街地環境や周辺の土地利用に配慮しつつ、本市の中心拠点にふさわしい土地の高度利用を誘導します。

[J R 石部駅周辺]

- J R 石部駅周辺の計画的な新市街地整備による低・未利用地の活用促進を図るとともに、東海道を活かした歩行者空間の整備や(県)石部停車場線におけるゆとりある歩道と街路樹整備などにより、歩いて楽しい魅力あるまちづくりに取り組みます。
- また、石部まちづくりセンター周辺においては、東海道をはじめとする歴史的な雰囲気との調和を図りながら、適切に土地の高度利用や複合的利用を進めます。

[J R 三雲駅周辺]

- J R 三雲駅周辺は、東海道沿道の既存の住宅地や一団の戸建て住宅地を中心とした市街地が形成されているため、周辺環境に十分に配慮しつつ土地の高度利用や複合的利用を進めます。
- アクセス道路の整備推進に努めるとともに、地域住民とともに大規模未利用地の活用策を検討するなど、地域住民の生活利便性を高める多様な都市機能を適切に誘導し、魅力ある市街地整備を計画的に進めます。

⑦ (主) 草津伊賀線の沿道土地利用の整序・再編

- ・主要な国土レベルの幹線道路の役割は、(主) 草津伊賀線から国道1号へとシフトすることが想定されますが、沿道土地利用の状況などを踏まえると、今後とも(主) 草津伊賀線は周辺自治体との連携を支え、多様な都市活動を促す道路機能を担うことになります。
- ・このため、(主) 草津伊賀線は、今後も骨格的な幹線道路として周辺環境に負荷を与えず、周辺環境と調和のとれた道路環境整備を基本としつつ、歩いていける身近な都市機能を駅周辺に集約化します。
- ・また、駅周辺以外の沿道では、市街化区域への編入を行うとともに、土地利用の再編による円滑な道路交通環境を整えるなど、安心・安全で快適に利用できる沿道土地利用を進めます。
- ・敷地周囲のまとまりのある緑化を指導するなど、市民や企業と連携・協力しながら、緑豊かな沿道土地利用の実現を目指します。

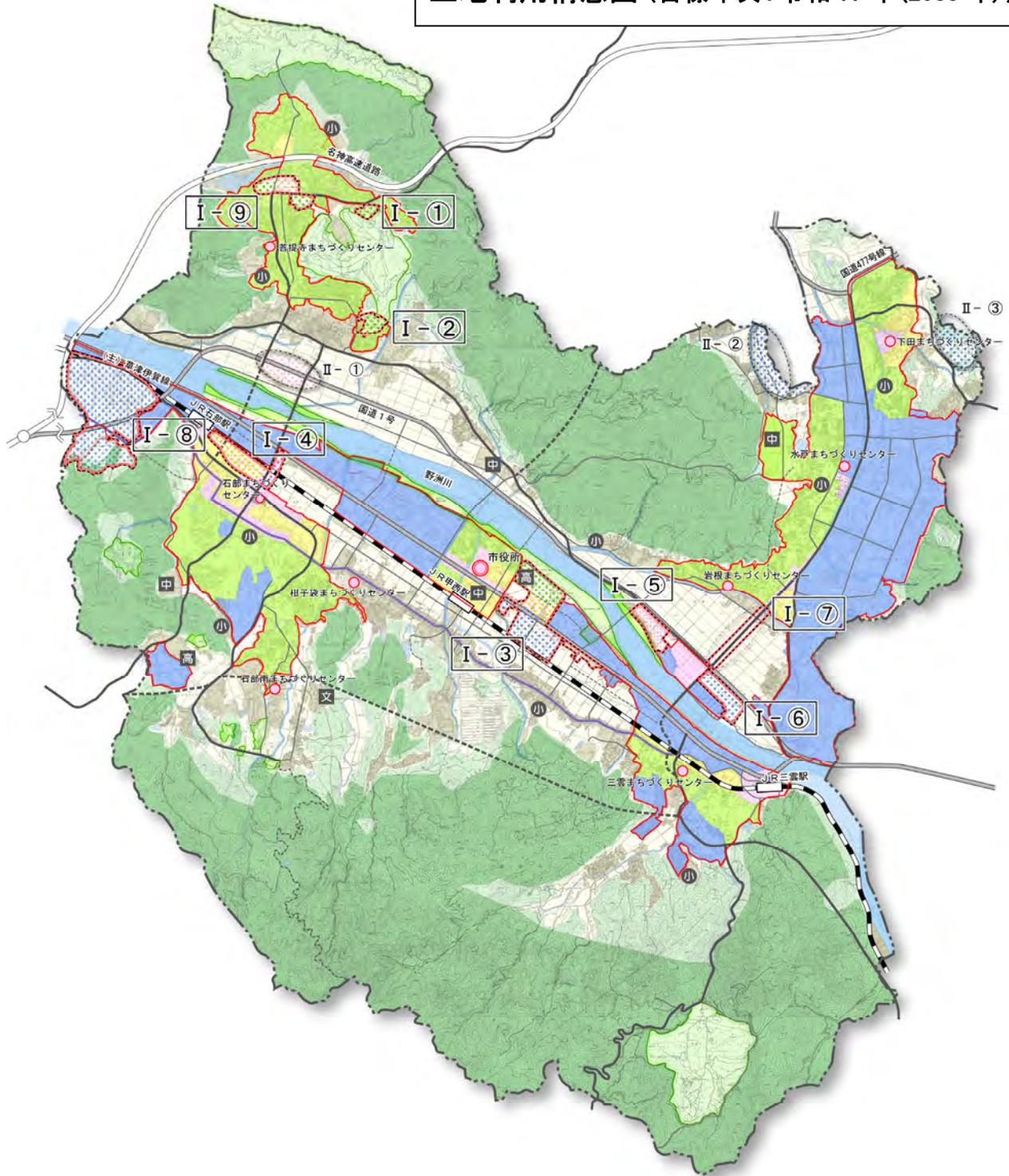


⑧ 歴史や文化を大切にしたい土地利用の推進

- ・固有の歴史資源や文化資源は、“湖南省らしい”個性あるまちづくりを進めていく上で不可欠となる要素です。
- ・石部宿や東海道の歴史的なまちなみ、湖南三山をはじめとする寺社仏閣においては、適切に修復・整備を行うとともに観光資源としての活用を進め、文化財を未来へと継承します。また、これらの周辺においては歴史・文化と調和した土地利用を推進し、固有の資産へと育てていきます。
- ・特に、湖南省景観計画や湖南省空家等対策計画に基づき、景観の保全・整備や空き家・空き地の対策を市民やまちづくり団体、事業者、行政などが一体となって進めることで、歴史・文化を大切にしたい土地利用を推進するとともに地域住民の意識の醸成を図ります。



土地利用構想図（目標年次：令和 17 年（2035 年））

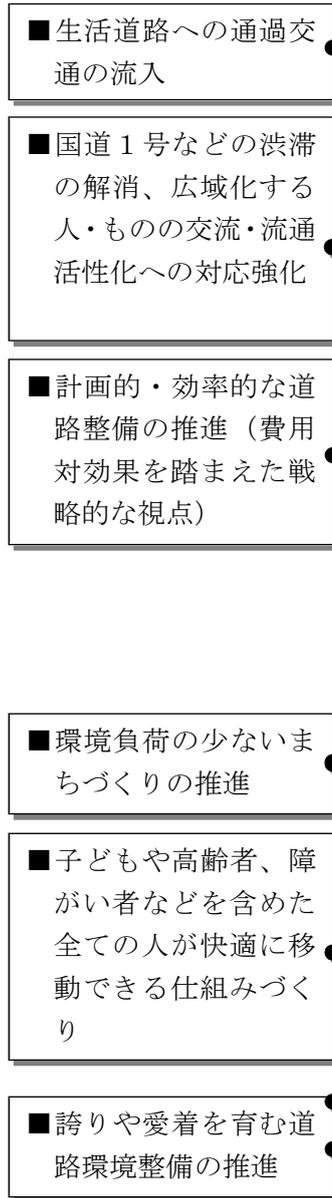


2. 交通体系の整備の方針

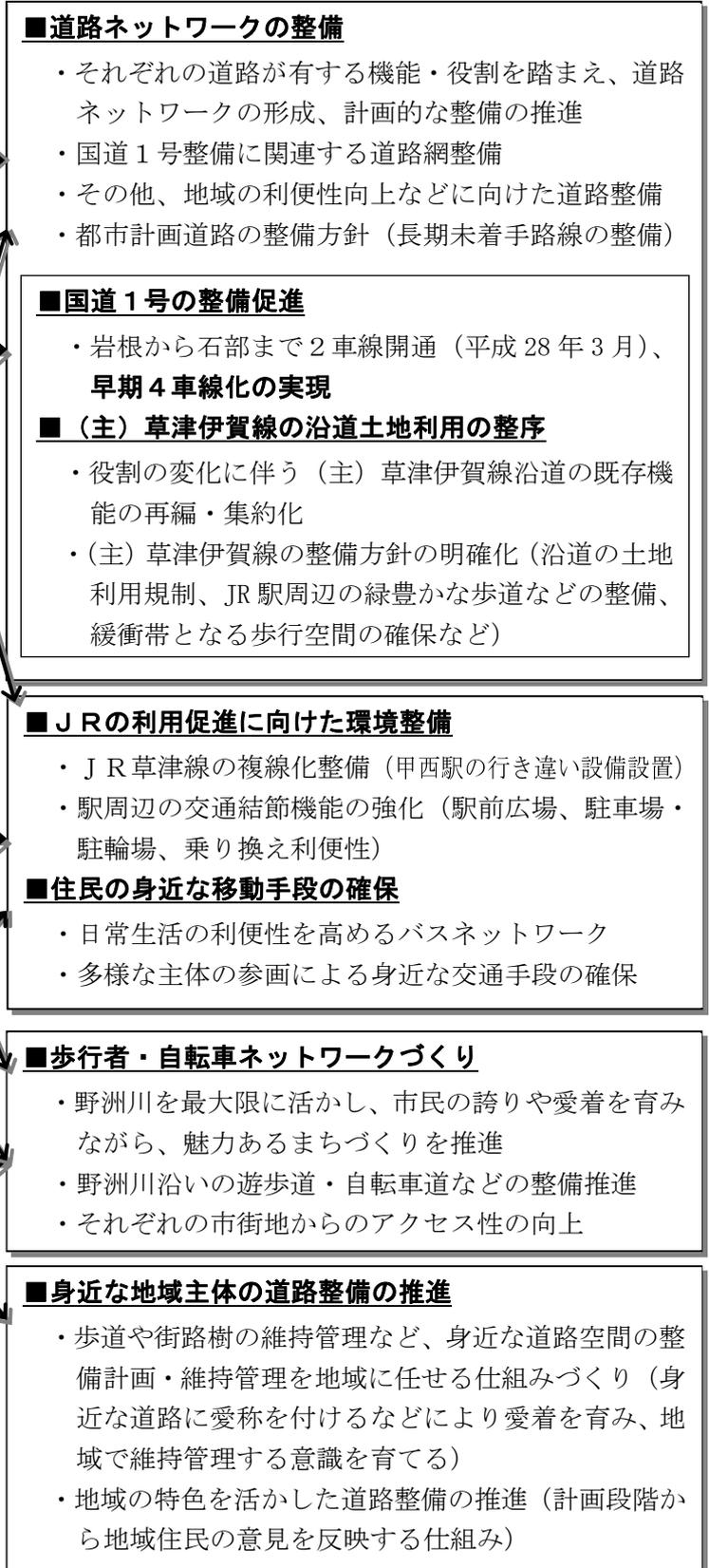
(1) 交通体系整備の基本方針

- 本市における交通体系について、現状からみた課題・問題点と今後の20年間のまちづくりを見据えた交通体系の基本方針との関係を総括すると、以下のとおりとなります。

【現状からみた課題・問題点】



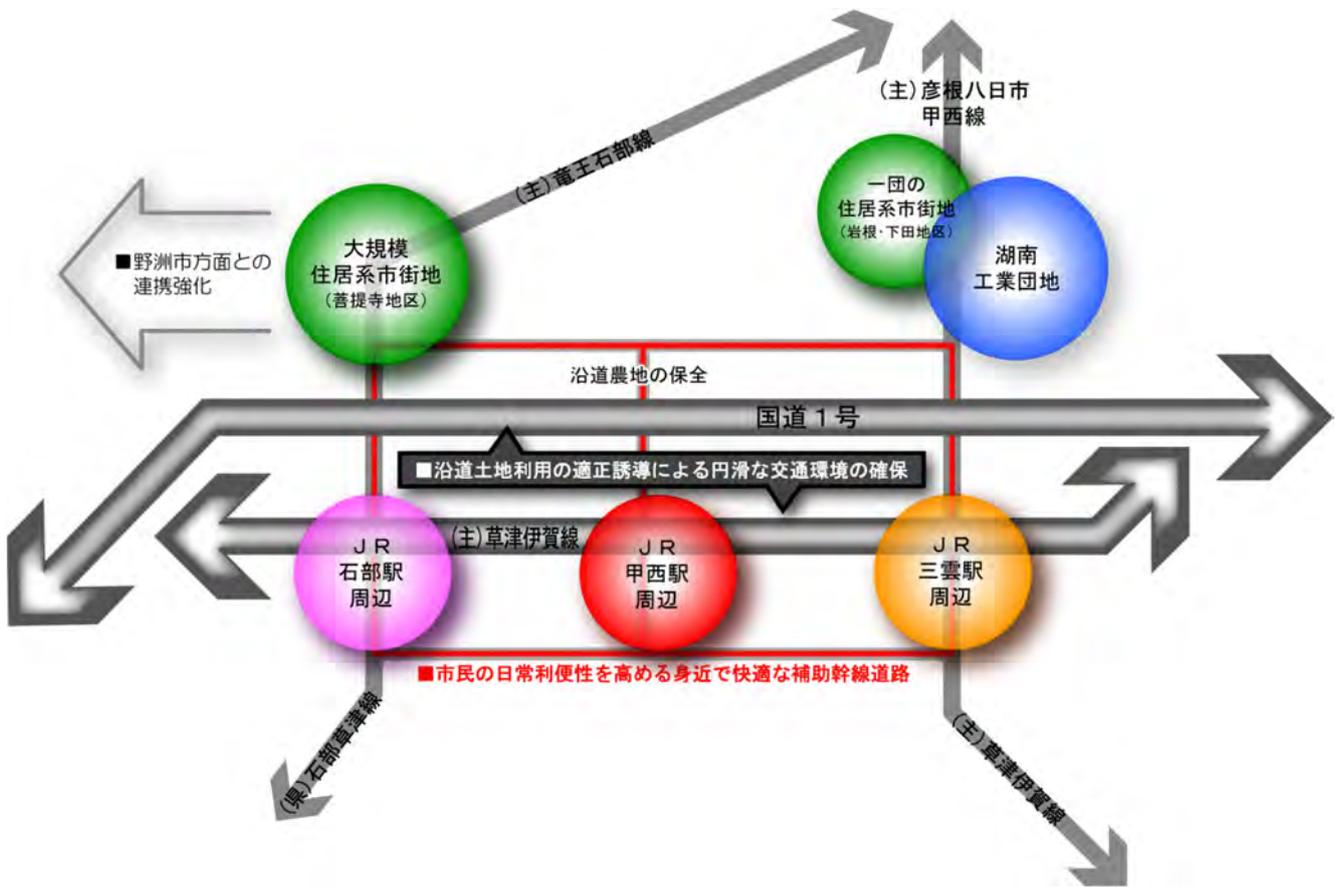
【交通体系の整備方針】



(2) 道路ネットワーク整備の基本方針

①道路ネットワークづくりの基本方針

- ・本市の道路網は、東西に国土レベルの広域幹線道路が横断し、南北に周辺市町と連絡する幹線道路が縦断する形となっています。国道1号の整備が進み、一定の混雑解消は見られるものの、市街地の交差点や沿道の土地利用の状況などによって混雑が見られる場合があります。
- ・このため、国土軸となる東西の道路や周辺市町と連絡する道路では円滑な道路環境の確保に努めるとともに、これらの広域幹線道路や幹線道路と市民の日常生活を支える道路との機能分担を明確にする必要があります。
- ・本市においては、国道1号とこれに係る関連道路の整備推進、周辺市町との連携を高める幹線道路の計画的な整備を図り、円滑な道路環境を実現するとともに、市民の日常利便性を高めるため、広域幹線道路や幹線道路との役割分担を踏まえた補助幹線道路の計画的な整備を推進することにより、安心・安全に利用できる快適な道路ネットワークの形成を図ります。



■図 道路ネットワーク整備の基本的な考え方

- ・この他、地域住民の生活利便を高めたり、地域の活性化に不可欠となる道路整備については、まちづくり計画での位置付けや整備の必要性とその効果などを精査した上で、周辺環境との調和を図りながら計画的な整備推進に取り組みます。

②道路ネットワークの配置・整備方針

■広域幹線道路

- ・高速道路や国道などにより、国土レベルの広域的な交流を支える広域幹線道路網の形成を図ります。

- | | |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①高速道路（名神・新名神高速道路） | |
| ②国道1号 | ：円滑な道路環境の確保や広域化する人・ものの交流活性化への対応強化に向けて、今後とも計画的な整備を推進します。また、将来的には副道整備などの整備推進に取り組みます。 |
| ③（主）草津伊賀線 | ：国道1号の整備に合わせて、沿道土地利用を整序するとともに、特に市街地部分では、ゆとりのある歩道整備や沿道土地利用のまとまりのある緑化の誘導などにより、緑豊かな道路環境の改善を図ります。 |

■幹線道路

- ・広域幹線道路を補完するとともに、隣接する自治体との連携を支える幹線道路網の形成を図り、それぞれの特性に応じた沿道土地利用の誘導、安心・安全に利用できる緑豊かな歩行空間の確保などにより、快適な道路環境の実現を目指します。
- ・特に、名神高速道路竜王インターチェンジとの連携を支える幹線道路として、既存道路の機能拡充・改善や新たな道路整備を計画的に推進します。

- | | |
|--------------|---------------------------------------------------------------|
| ④国道477号 | |
| ⑤（主）彦根八日市甲西線 | ：国道1号周辺においては、緑豊かなゆとりある歩道などの整備により、岩根・下田市街地と国道1号沿道の新市街地との連携を高めま |
| | す。 |
| ⑥（主）竜王石部線 | ：名神高速道路竜王インターチェンジや国道1号、（主）草津伊賀線との |
| | 接続、JR石部駅周辺と菩提寺地区とのつながりの強化を目指し、計 |
| | 画的な整備推進を図ります。 |
| | ：菩提寺地区の既存市街地においては、県と協力・連携しつつ、歩道整 |
| | 備など安全な道路環境の確保に努めます。 |
| ⑦湖南竜王線 | ：（主）竜王石部線とともに、名神高速道路竜王インターチェンジに連絡 |
| | する幹線道路として、竜王町との連携を図りながら整備推進に向けた |
| | 取組を進めます。 |
| ⑧（主）野洲甲西線 | |
| ⑨（市）菩提寺野洲線 | ：野洲方面との連絡性を高めるため、円滑な道路交通環境の確保に向け |
| | た計画的な拡幅整備に取り組みます。 |
| ⑩（県）春日竜王線 | |

※（主）は主要地方道、（県）は一般県道、（都）は都市計画道路、（市）は市道、（仮）は仮称名称を示す。

- ・菩提寺地区や石部地区とのつながり、名神高速道路竜王インターチェンジやJR石部駅、栗東市方面などの相互の連携を支える幹線道路網の強化を図ります。

⑪(都) 菩提寺中央線

⑫(都) 丸山中島線 : (主)草津伊賀線へのアクセス性を高めるとともに、石部地区内への通過交通を抑制するため、現道や土地利用状況などを踏まえながら計画的な整備推進に取り組みます。

⑬五軒茶屋バイパス線 : 国道1号の五軒茶屋ランプへのアクセス道路として計画的な整備推進に向けた取組を進めます。

⑭(県) 石部草津線 : 既存の市街地部分を中心として、県と協力・連携しつつ、歩道整備など安全な道路環境の確保に努めます。

⑮(県) 長寿寺本堂線 : 石部地区の骨格道路として既存の道路環境を保全するとともに、信楽方面との連携強化を図る幹線道路として計画的な整備推進に取り組みます。



■ 県道石部草津線



■ 県道長寿寺本堂線

- ・国道1号や(主)草津伊賀線を補完し、新名神高速道路や甲賀市方面との連携を支える幹線道路網の形成を図ります。

⑯(主) 草津伊賀線 : (主)彦根八日市甲西線や国道1号からの連絡性を高め、市街地への流入抑制を図るため、新生橋から直接利用できるバイパス整備を計画的に推進します。

⑰(主) 牧甲西線 : 新名神高速道路信楽インターチェンジと連絡する幹線道路として、周辺環境との調和を図りつつ、拡幅整備や待避所の整備など、円滑な道路交通環境の確保に向けた整備推進を進めます。

⑱草津伊賀バイパス (山手幹線) : 国道1号や(主)草津伊賀線を補完する幹線道路として、県、甲賀市、栗東市と連携を図りながら、計画的な整備推進に取り組みます。

※(主)は主要地方道、(県)は一般県道、(都)は都市計画道路、(市)は市道、(仮)は仮称名称を示す。

■補助幹線道路

- ・国道1号や(主)彦根八日市甲西線を補完するとともに、それぞれの市街地や市内に点在する主要な施設などをネットワークする補助幹線道路として、既存道路の機能拡充・改善や新たな道路整備を計画的に推進します。

- ⑱(主)野洲甲西線
- ⑳(市)下田竜王線
- ㉑(市)岩根大谷線他：日枝中学校周辺の新市街地整備の状況や周辺住民の意向を踏まえるとともに、既存市街地への過度な通過交通の流入に配慮しつつ、(主)彦根八日市甲西線へアクセスする道路整備を検討します。
- ㉒(仮)大谷山中線：名神高速道路竜王インターチェンジと連絡性を高めるため、竜王町との連携を図りながら、周辺環境との調和に配慮しつつ計画的な整備推進を図ります。
- ㉓(市)にぎり池朝国線

- ・国道1号と(主)草津伊賀線を連絡する補助幹線道路として、また、それぞれの市街地のつながりを支える市民の身近な道路として機能維持・強化を図ります。

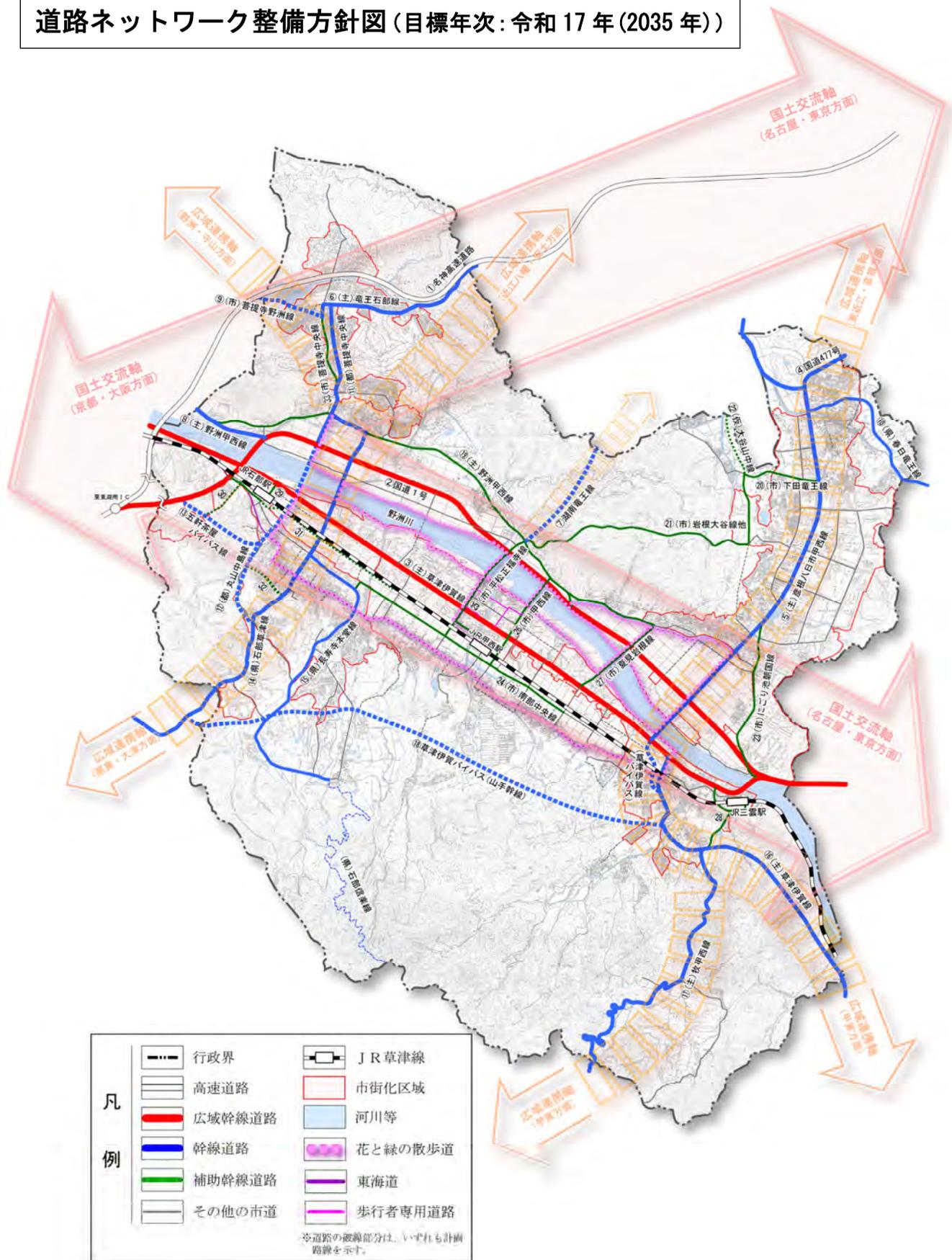
- ㉔(市)南部中央線
- ㉕(市)平松正福寺線
- ㉖(市)甲西線
- ㉗(市)夏見岩根線：市民の日常生活の利便性を向上し、交流・連携を促進するため、安全な歩行空間の整備を進めます。

- ・地域住民の日常生活や多様な都市活動を支える身近な道路として、周辺の土地利用状況に配慮しつつ、既存道路の機能拡充・改善や新たな整備推進を図ります。

- ㉘(都)三雲駅線：JR三雲駅周辺へのアクセス道路としての機能とともに、(主)草津伊賀線を補完する補助幹線道路としての機能や(主)牧甲西線との連絡性にも配慮しつつ、計画的な整備推進を図ります。
- ㉙(都)石原線
- ㉚(市)五軒茶屋線
- ㉛(都)出岩ヶ谷沖の前線：JR石部駅周辺の新市街地整備に合わせて、石部地区を縦断する幹線道路を東西に結ぶ補助幹線道路として計画的な整備推進に取り組みます。
- ㉜(都)岡出線：(県)石部草津線と(都)丸山中島線を結び、市民の日常生活を支える身近な生活道路として、周辺環境に配慮しつつ計画的な整備推進に取り組みます。
- ㉝(市)菩提寺中央線

※(主)は主要地方道、(県)は一般県道、(都)は都市計画道路、(市)は市道、(仮)は仮称名称を示す。

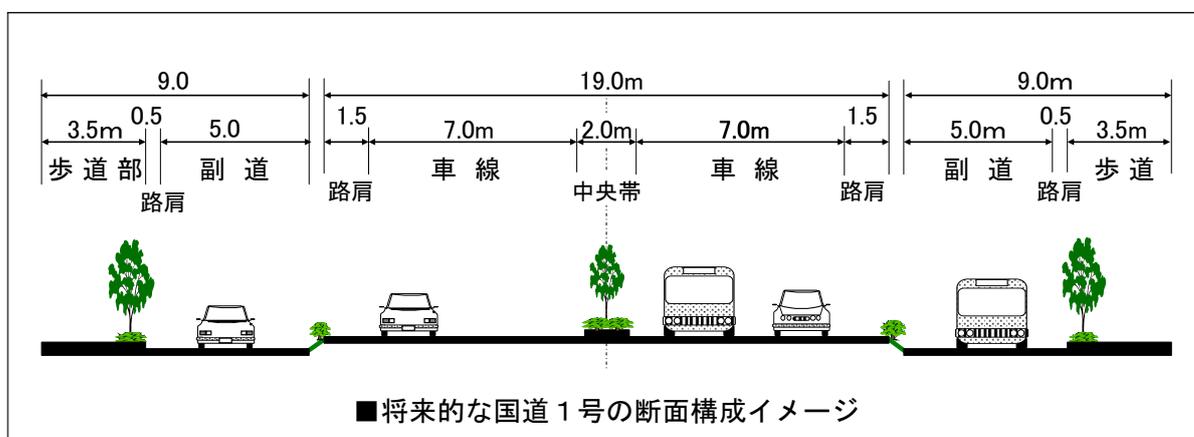
道路ネットワーク整備方針図(目標年次:令和17年(2035年))



(3) 魅力と活力を支える骨格道路の計画的な整備推進

①国道1号の整備促進

- ・国道1号は、名神高速道路栗東湖南インターチェンジとつながり利便性が向上するなか、引き続き交通量の状況・変化や将来交通量の予測、沿道土地利用の状況などを適正に把握しつつ、多くの人やモノが移動する国土レベルの広域幹線道路として計画的な整備に努めます。



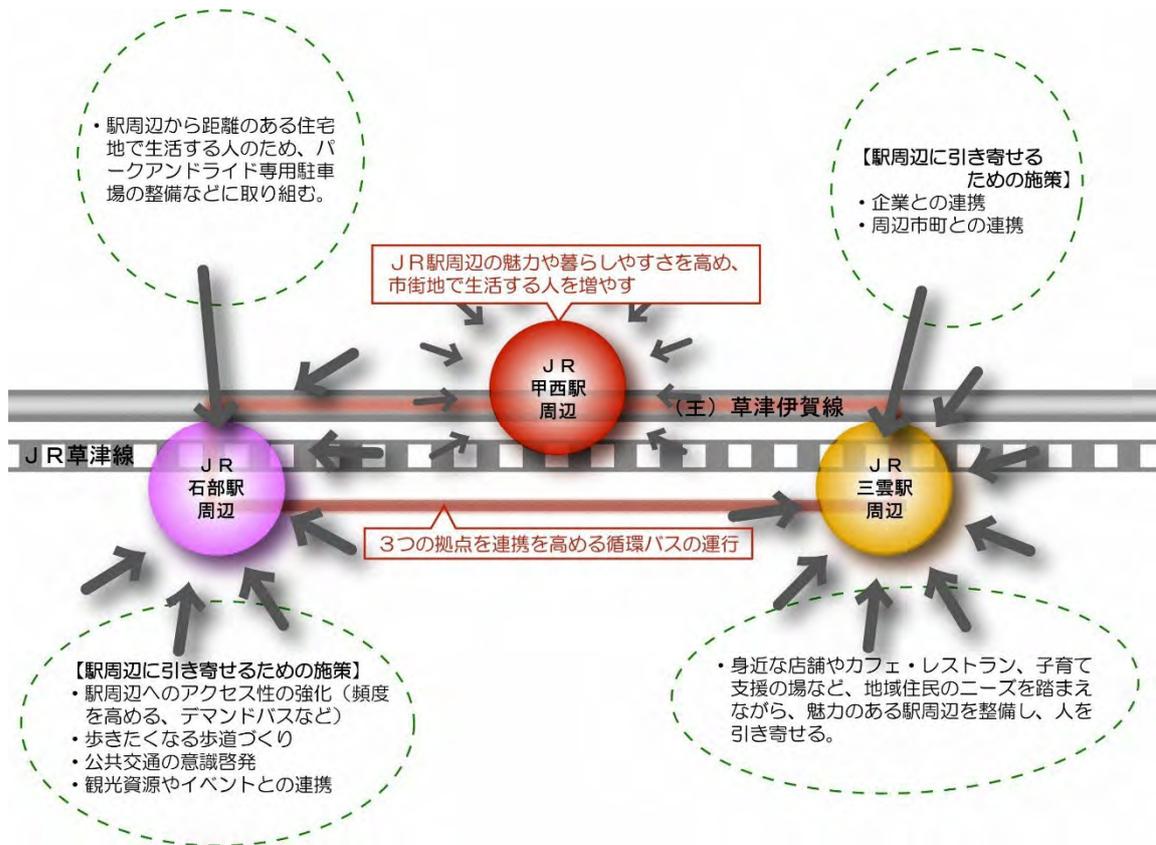
②(主)草津伊賀線の沿道土地利用の整序に合わせた環境整備の推進

- ・(主)草津伊賀線は、国道1号整備に合わせて、JR駅周辺以外の(主)草津伊賀線沿道に立地している既存の機能を国道1号沿道の新市街地に再編・集約化を図り、(主)草津伊賀線の円滑な道路環境の実現を図ります。
- ・今後は、主要な国土レベルの広域幹線道路としての役割を国道1号が担うようになるため、JR駅周辺以外における(主)草津伊賀線沿道の土地利用規制や適正な土地利用の転換を推進するとともに、JR駅周辺におけるゆとりある緑豊かな歩道などの整備などにより、安全で快適な沿道土地利用の誘導を図ります。
- ・特に、大規模工場などが立地する(主)草津伊賀線の沿道は、安全で快適な道路環境とゆとりのある都市活動の実現を目指し、緩衝帯となる歩行空間の確保や敷地周囲におけるまとまりのある緑の配置に努めます。

(4) 公共交通の利用促進に向けた環境整備の推進

① J Rの利用促進に向けた取組推進

- ・中部圏とのつながりを強化するとともに、環境負荷の少ないまちづくりを基本として通勤や観光など多様な利用目的を持つ利用者の利便性を高めるため、今後とも J R 草津線の複線化整備を働きかけていきます。
- ・ J R 石部駅は菩提寺地区からの利用者、 J R 三雲駅は下田地区や隣接する甲賀市からの利用者に配慮しつつ、パークアンドライドなどへの対応を図るため、明るく緑豊かで利用しやすい駅前広場の整備、駐車場や駐輪場の整備などにより、 J R 駅周辺の交通結節機能の強化を図ります。
- ・公共交通の利用促進に向けて市民への意識啓発を継続的に取り組むとともに、東海道を活かして歴史・文化や地域の観光資源、様々なイベントとの連携などの実践を促します。
- ・湖南工業団地への玄関口にもなる J R 三雲駅周辺については、地域の活性化に向けた土地利用転換を計画的に進め、 J R の利用促進を図ります。



■ 図 J R の利用促進に向けた取組イメージ

※あくまでも一例であり、今後さらに検討を進める予定としています。

(5) 歩行者・自転車ネットワークづくり

- ・世界の多くの都市では、まちなかを車中心からひと中心の空間へと改変する取組が進められており、国も「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成を提唱しています。本市では、市街地が分散する都市特性を踏まえ、環境にやさしく、居心地が良く歩きたくなる・自転車に乗りたくなるまちなかの形成に向けて、歩行者・自転車ネットワークづくりを進めます。
- ・歩行者・自転車空間は、段差や電柱などの障害がなく、ゆとりのある空間とするなど、ユニバーサルデザインを基本としつつ、子どもや高齢者、障がい者などを含めた全ての人が安心して利用できる人にやさしい道づくりを進めます。
- ・野洲川は、本市の宝となる貴重な空間であるため、歩行者・自転車ネットワークの拠点として位置付け、一部整備されているサイクリングロードを延伸整備するとともに、市内に点在する東海道やうつくし松などの観光拠点、思川の桜並木などのまちづくり活動とのネットワークづくりに取り組みます。
- ・本市の幹線道路などにおいては、朝夕を中心として交通量が非常に多いため、今後とも交通環境の現状などを的確に捉えつつ、安心・安全に利用できる空間づくりに努めます。
- ・東海道や川沿いの桜並木などは、歩きたくなる花と緑の散歩道として市民や事業者と連携して生け垣やプランターの設置など積極的な緑化とネットワークづくりを進めます。

(6) 地域が主体となった特色ある道路空間の整備推進

- ・市民が日常的に利用する身近な道路は、市民の主體的な緑化活動や景観づくり、アイデアを持ち寄って道路の愛称決定を行うなど、地域の特性を活かした個性ある魅力的な道路空間としての活用を促します。
- ・身近な生活道路は、地域への愛着や誇りを育むまちづくり資源として、市民の意識を醸成しながら、街路樹や外灯の維持管理から補修・改善の計画づくりに至るまで、市民と企業、行政が連携した道路空間を整備していきます。
- ・道路整備の計画・構想段階から市民意見の把握に努め、市民との協力体制による事業の円滑化・工期の短縮に取り組みます。
- ・既存の市街地や集落地域に残る狭隘道路は、通風や採光などの居住環境の確保、交通上の安全性の確保、緊急時・災害時における緊急車輛の円滑な通行、火災時の延焼防止や地震時の倒壊防止などに配慮し、地域住民自らが身近な生活環境を高めていく取組を促すなどの支援に取り組みます。



3. 公園・緑地の整備の方針

(1) 公園・緑地整備の基本方針

- ・水や緑の空間は、市民の日常生活に憩いややすらぎをもたらすだけでなく、災害時における防災機能、環境保全や自然との共生、レクリエーション機能、景観形成、身近なコミュニケーションの場など、多様な役割を有しています。
- ・このため、本市の特性と水や緑が有する多面的な機能を踏まえ、公園・緑地をはじめとする身近な緑の維持・確保に努めるとともに、まち全体が緑にあふれる快適な生活空間の創出を図ります。

①背景となる水や緑の適切な保全と活用に取り組みます。

- ・今後、環境に負荷を与えないまちづくりを進めていくためには、阿星山や岩根山などの南北の山系や市街地周辺に広がる農地、本市の中央を流れる野洲川など、本市の骨格を形成する水や緑を適切に保全・活用することが重要になります。
- ・このため、風致地区をはじめとする各種法律に基づく制度を積極的かつ適切に活用しながら緑の保全を図るとともに、平松のウツクシマツ自生地や点在する寺社仏閣などを活かした将来の市民の憩いの場となるような緑の拠点整備などに取り組みます。

②身近な緑の充実を図ります。

- ・これまでの量的充足を目指したまちづくりから方向転換し、憩いややすらぎ、暮らしやすさを求めるまちづくりを進めていく上で、緑の果たす役割は非常に大きくなります。
- ・特に、日常生活の中にある身近な緑は非常に重要であるため、不足している地区では新たに適切に配置し、緑はあるが利用しにくいなどの問題のある地区では、その位置や規模を再編するなどの取組を進めます。
- ・既存の公園や緑地については、市の現状や市民のニーズを踏まえ、再整備や統廃合・機能の見直し、公園施設のバリアフリー化などを進め、誰もが安全で快適に利用できるコミュニティ空間の充実を図ります。また、子育て、高齢者や障がいのある人の生活支援などの取組と連携した利用を進めます。
- ・また、身近な寺社仏閣や地域に残る大木・名木などは、地域固有の資源であるため、最大限に有効活用し、市民の日常的な憩いややすらぎの場の整備に取り組みます。

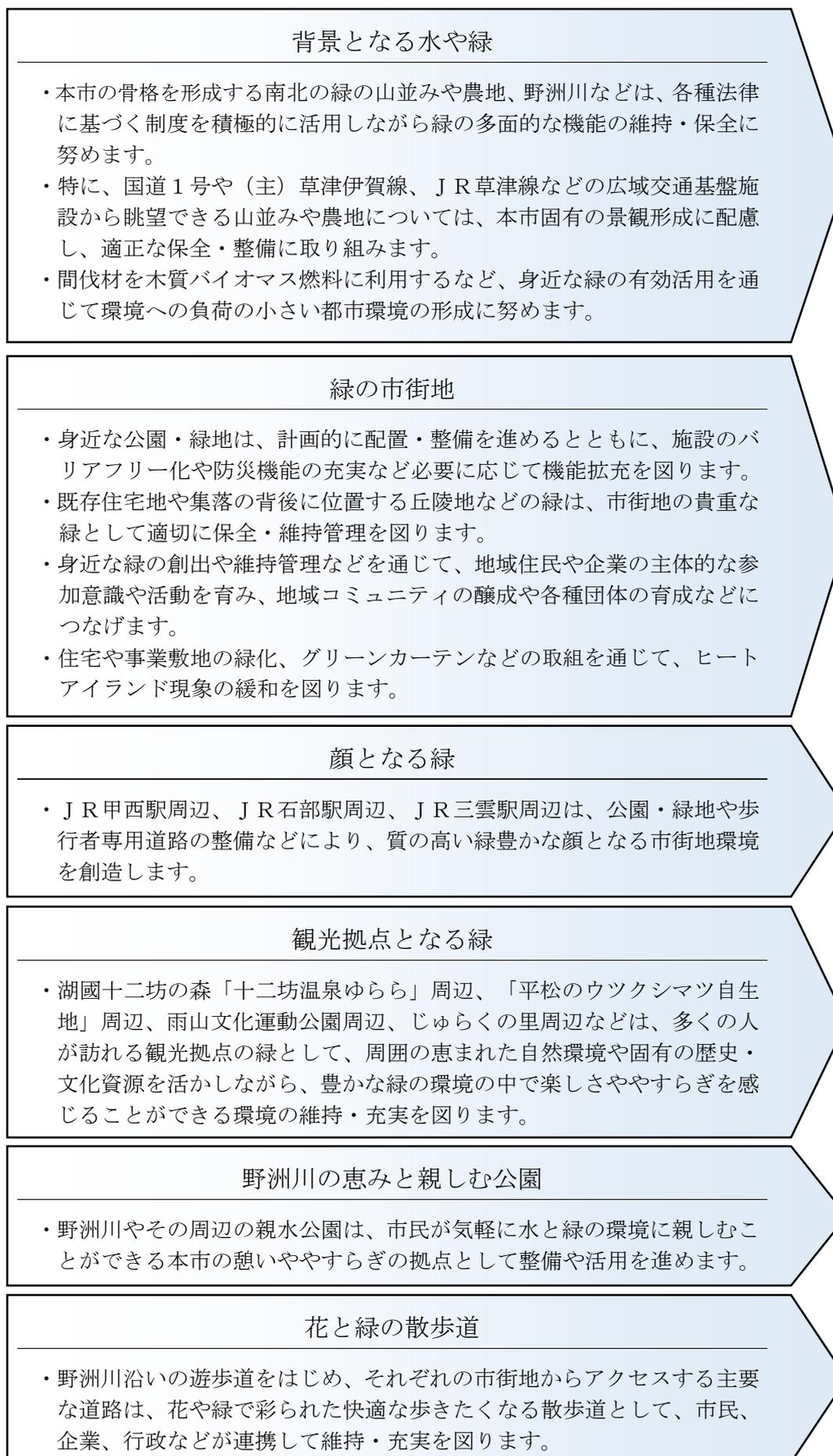
③野洲川を核とした水と緑のネットワークづくりを進めます。

- ・野洲川は、本市の中央を流れる重要な河川であるため、気軽に野洲川と親しめるよう、緑豊かな歩行者・自転車専用道路や遊歩道の整備、親水公園の維持管理など、憩い・やすらぎの核となる野洲川を核とした水と緑のネットワークづくりを進めます。
- ・地域住民や企業、行政が連携して、野洲川やその支川、親水公園など、安心・安全に利用できる水と緑のネットワーク環境の維持管理・活用に取り組みます。

④協働による維持管理、緑化活動のネットワークを広げていきます。

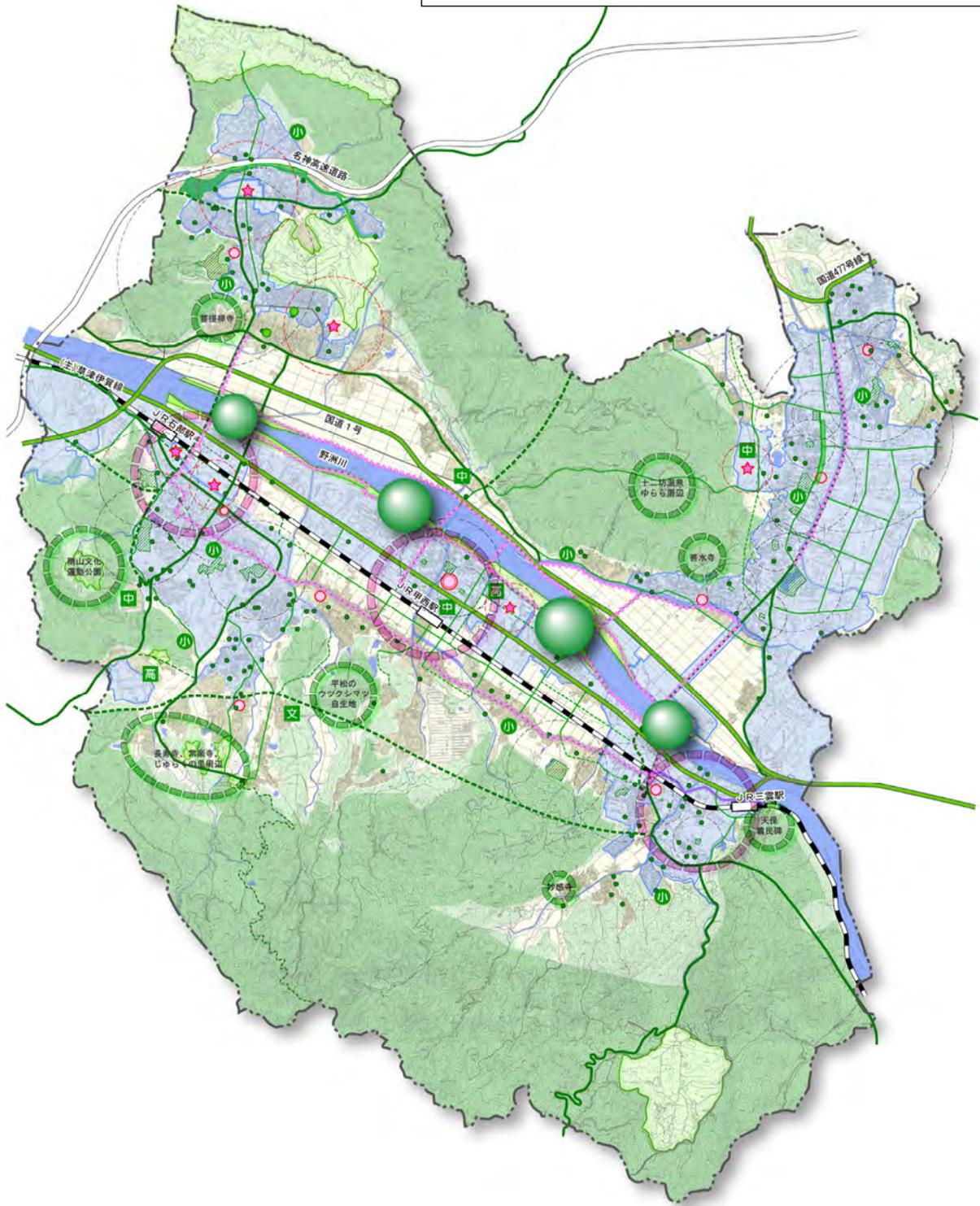
- ・維持や手入れが欠かせない身近な緑を健全に保ち、未来に継承するには、地域住民、市民団体、企業、行政などが様々なスタイルで相互に連携し、うるおいのある都市環境の形成、誇りと愛着の育成を進めていくことが重要になります。
- ・このため、地域住民や企業などの緑化活動に対する意識を醸成するとともに、都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法（P-PFI：公募設置管理制度）の活用など、緑化活動や維持管理の取組を支えるための施策展開や仕組みを整え、花と緑でつながる個性的で魅力のある都市環境の実現を目指します。

(2) 本市が目指す緑の将来像



『おもてなしのまちづくり』 みんなで創ろう！ きれいな湖南』

緑の将来像図（目標年次：令和17年(2035年)）



凡例		行政界		河川等		保全すべき緑		顔となる緑
		高速道路		行政サービス機能		積極的に活用する緑		観光拠点となる緑
		緑の国道		学校教育施設		身近な緑(都市公園)		野洲川の恵みと親しむ公園
		緑の県道		J R草津線		身近な緑(地域ふれあい公園)		花と緑の散歩道
		緑の市道等(主要な市道)		緑の市街地		身近な緑(新規)		レクリエーションの緑
	※道路の破線部分は、いずれも計画路線を示す。							

※破線は誘致圏を示す(街区公園:250m、近隣公園:500m、地区公園:1,000m)...

(3) 公園・緑地の配置方針

①緑の現況

- ・本市には、街区公園が 11 箇所、近隣公園が 9 箇所、地区公園が 2 箇所、それぞれ都市計画決定されており、供用済面積に基づく市民一人当たりの住区基幹公園面積は 6.08 m²/人となっています。
- ・これらの公園とは別に地域の身近な公園・緑地として、地域ふれあい公園が 186 箇所（約 16.96ha）整備されており、地域主体の維持管理に取り組んでいます。

■表 都市計画公園・緑地等の現況（令和元年（2019年）6月現在）

種別	公園名称	計画面積 ha	供用済面積 ha	供用率 %	区域
街区公園	ワンワン公園	0.60	0.60	100.0	市街化区域
街区公園	水戸公園	0.60	0.60	100.0	市街化区域
街区公園	若竹公園	0.40	0.40	100.0	市街化区域
街区公園	一の瀬公園	0.50	0.50	100.0	市街化区域
街区公園	上街道公園	0.30	0.30	100.0	市街化区域
街区公園	角田公園	0.22	0.22	100.0	市街化区域
街区公園	鳥井立公園	0.24	0.24	100.0	市街化区域
街区公園	雷古公園	0.69	0.69	100.0	市街化区域
街区公園	三雲公園	0.61	0.61	100.0	市街化区域
街区公園	谷ヶ間公園	0.24	0.24	100.0	市街化区域
街区公園	蛇の木公園	0.23	0.23	100.0	市街化区域
近隣公園	松籟公園	3.60	0.00	0.0	市街化区域
近隣公園	田代が池公園	2.00	2.00	100.0	市街化区域
近隣公園	東代公園	0.80	0.00	0.0	市街化区域
近隣公園	森北公園	1.00	1.00	100.0	市街化区域
近隣公園	下田公園	2.50	2.50	100.0	市街化区域
近隣公園	夏見公園	3.50	3.50	100.0	市街化調整区域
近隣公園	吉姫公園	2.20	2.20	100.0	市街化区域
近隣公園	柿ヶ沢公園	2.30	2.20	95.7	市街化調整区域
近隣公園	にこり池自然公園	5.00	5.00	100.0	市街化区域
地区公園	高松公園	4.50	4.50	100.0	市街化区域
地区公園	菩提寺公園	6.00	6.00	100.0	市街化調整区域
緑地	野洲川緑地	298.20	14.56	4.9	市街化調整区域
緑地	大山川緑地	14.10	0.00	0.0	市街化区域、調整区域
緑地	十禅寺緑地	2.00	2.00	100.0	市街化区域
緑地	西峰緑地	0.70	0.70	100.0	市街化区域
緑地	広野川・落合川緑地	0.90	0.00	0.0	市街化区域、調整区域
街区公園 小計		4.63	4.63	100.0	(11箇所)
近隣公園 小計		22.90	18.40	80.3	(9箇所)
地区公園 小計		10.50	10.50	100.0	(2箇所)
住区基幹公園 合計		38.03	33.53	88.2	(22箇所)
都市基幹公園 合計		0.00	0.00	-	(0箇所)
都市計画公園(都市公園) 合計		38.03	33.53	88.2	(22箇所)
緑地 小計		315.90	17.26	5.5	(5箇所)
都市計画公園・緑地 合計		353.93	50.79	14.4	(27箇所)
地域ふれあい公園 合計		-	16.96	-	(186箇所)

②都市公園

- ・計画的に市街地整備を推進する地区など、今後、公園・緑地を配置・整備する場合は、体験型ワークショップなど地域住民の計画・構想段階からの参加を促し、市民の愛着を育みながら公園・緑地の整備を推進します。

緑地の種別		整備目標および配置の方針
住 区 基 幹 公 園	街区公園	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の身近な遊び場として活用されている既存の街区公園については、地域住民が主体となった維持管理を促します。 ・既存の公園のうち、遊具や施設の老朽化、利用しにくい位置条件、住民のニーズに合わないなど、改善を要するものについては市民と行政の協働のもと、統廃合などを進めていきます。 ・日枝中学校周辺や甲西高校周辺などにおける新市街地整備区域においては、身近な憩いの場となる街区公園を計画的に配置・整備します。 ・既存の公園について、必要に応じて施設のバリアフリー化や食料等の配給拠点、地域情報の提供の場として安心安全につながる機能の充実を図ります。 
	近隣公園	<ul style="list-style-type: none"> ・既に供用されている既存の公園は、指定管理者制度やP-PFI（公募設置管理制度）を活用して民間企業と連携した維持管理を行い、地域に愛される公園に育みます。 ・既存の公園について、必要に応じて施設のバリアフリー化や食料等の配給拠点、情報の提供の場として安心安全につながる機能の充実を図ります。 ・菩提寺広野地区などにおいては、土地利用現況や将来の土地利用計画をもとに、日常的な憩い・レクリエーション機能や防災機能など多様な機能を備えた近隣公園を計画的に配置・整備します。 
	地区公園	<ul style="list-style-type: none"> ・既に供用されている既存の地区公園について、利用状況や地域のニーズ等を踏まえ、実態を踏まえた再編や機能の見直しを図ります。 ・この他、地域住民の中心的なレクリエーション活動の場となる地区公園については、多様化・複雑化する市民の緑に対するニーズを踏まえつつ、必要に応じて新たな配置・整備を検討します。

緑地の種別		整備目標および配置の方針
都市基幹公園	総合公園 運動公園	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、本市に都市公園としての総合公園や運動公園はありませんが、野洲川親水公園・運動公園が機能をそれぞれ分担しつつ、その役割を担っています。 ・市民の休息や観賞などの利用に供する総合公園、スポーツ活動などの中心的な拠点となる運動公園は、人口のバランスや市民の意向などを総合的に踏まえつつ、必要に応じて、野洲川緑地の機能強化に取り組みます。 
	風致公園	<ul style="list-style-type: none"> ・阿星・金勝連峰の山並みなどにおいては、多くの市民や観光客が優れた風致・眺望などを気軽に楽しむことができる憩い・レクリエーションの拠点となる風致公園や遊歩道などの配置・整備に向けた検討を進めます。
緑地		<ul style="list-style-type: none"> ・野洲川緑地や大山川緑地などの緑地については、河川環境や市街地内に残る優れた樹林地などを適切に保全し、積極的に活用します。 ・西峰緑地については、今後とも計画的な緑地を維持し、優れた都市環境の創出に努めます。 

③公共施設緑地

- ・地域の実情を踏まえつつ、都市公園による身近な憩いの場が満たされない地区、現実的に都市公園の整備が困難な地区などにおいては、都市公園の機能を補完する機能を有する地域ふれあい公園や広場、運動場、グラウンドなどを適切に配置します。
- ・市役所庁舎や学校教育施設などの公共公益施設、国道1号や（主）草津伊賀線をはじめとする道路空間など、市民の日常生活において強い関わりを有する公共空間は、積極的な緑化の推進を図り、公共施設緑地として適切に配置します。



■市民学習交流センター

④民間施設緑地

- ・市域に点在する神社や寺院は、鎮守の森や地域のシンボルとなる大木を有するなど、身近な生活環境における貴重な緑として地域住民の主体性を基本としつつ、適切な維持管理や環境整備に努めます。
- ・また、健全で樹形が景観上優れていたり景観上シンボリックな場所に位置する大木などについては、景観重要樹木の指定を行い、適切に維持継承します。



■地域のシンボルとなる緑を有する神社

⑤地域制緑地

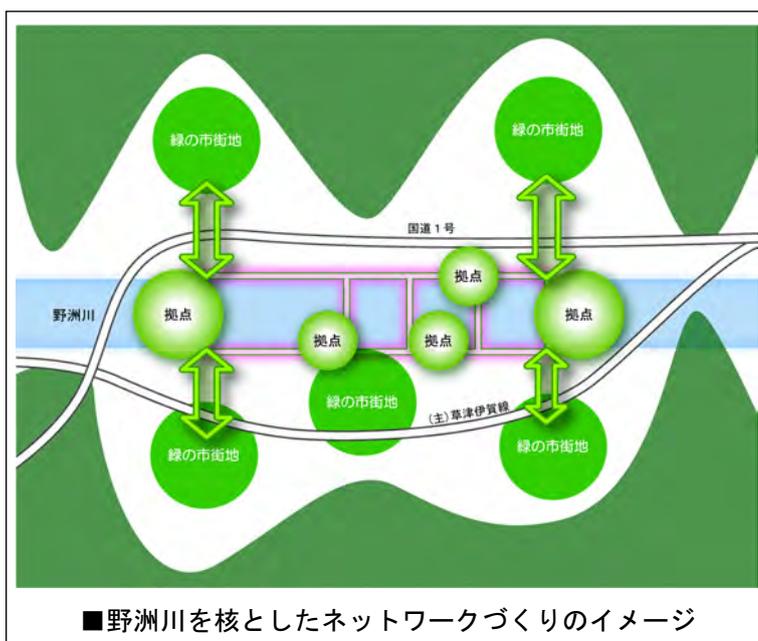
緑地の種別	指定目標および配置の方針
風致地区	<ul style="list-style-type: none"> ・隣接する栗東市と一体的に指定されている阿星金勝風致地区は、菩提寺地区や国道1号など野洲川北側からの眺望、優れた動植物・植生の保全、水源涵養の機能保全などを目的として、今後とも風致地区を適切に配置します。 ・旧甲西町の隣接する山並みについては、都市環境の保全を図るために風致の維持が必要となる区域として一体的に保全すべき必要性を検討した上で、必要に応じて風致地区を配置します。
自然公園区域	<ul style="list-style-type: none"> ・阿星・金勝連峰を中心とする区域に指定されている三上田上信楽県立自然公園区域については、隣接する栗東市や甲賀市との連携を図りながら、一体的な維持・管理に努めます。 ・この他、優れた自然の風景地を形成する区域として、利用増進、国民の保健、休養・教化の効果を高める必要がある場合においては、自然公園区域の計画的な配置に向けた検討を進めます。
緑地協定	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の住宅地などにおいて、地域住民の主体的な緑化活動によって生み出された緑化スペースについては、地域が一体となった維持管理や活動の波及を目指し、緑地協定の締結を促します。 ・今後の一定規模以上の新たな住宅地開発については、居住環境を高める積極的な敷地内緑化、シンボリックな公共空間の緑化を目指し、計画・構想段階から緑地協定の締結を促します。
企業緑化推進協定	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地周囲の積極的・シンボリックな緑化や周辺環境の美化活動などに取り組む企業等の活動を促すため、本市で操業する工場や企業との間で協定を締結するなど、企業と地域、行政が連携した新たな都市緑化に向けた取り組みを進めます。



(4) 個性ある水と緑の環境づくりの方針

①野洲川を核とした水と緑のネットワークづくり

- ・野洲川は、市民の身近な憩いの拠点として、レクリエーション広場や水辺の遊歩道などの整備に取り組むとともに、歩行者専用道路やサイクリングロードの整備など、拠点と市街地や点在する観光資源などを結ぶ空間づくりを進めます。
- ・特に、野洲川親水公園においては、野洲川と身近にふれあえる憩いの拠点として、市民参画のもと、花の寄植えや清掃活動など水と緑のネットワークづくりを進めます。
- ・また、国道1号沿道など多くの人が行き交う場所では、比較的遠くからでも認識できる高木の植樹やシンボリックな緑の配置に努め、魅力のある市街地形成を目指します。
- ・野洲川周辺の道路整備においては、街路樹や花の寄植えなどによる道路空間の積極的な緑化を推進し、野洲川沿いの散策路との連携強化により個性的で連続性のある緑のネットワークを整備します。



②都市緑化の方針

- ・恵まれた自然環境を活かしながら、花や緑で彩られた心やすらぐまちづくりを進めていくため、市民や企業、行政がともに協力し合いながら積極的な緑化に取り組みます。
- ・特に市街地内の住宅や事業所においては、グリーンカーテンなどの取組を通じて、ヒートアイランド現象の緩和や環境負荷の少ないまちづくりを進めます。
- ・市民や企業は、身近な公園の維持管理に積極的に取り組むとともに、ガーデニング講座や美化活動の推進、地区計画制度や緑地協定などを活用した地域住民主体のルールづくりなど、身近な緑化を推進します。
- ・行政は、公共公益施設の積極的かつシンボリックな緑化をはじめ、道路空間やまちかどの花壇づくりなどに取り組み、市民や企業の緑化活動を先導します。



③協働による維持管理・安全性の確保に関する方針

- ・身近な公園などにおいては、地域住民が主体となって高木などによる死角の除去など、地域住民が安全で気軽に利用できるよう、防犯の視点も踏まえた憩いの場の維持管理を促します。
- ・野洲川親水公園など、大規模な市民の憩い・レクリエーション拠点については、ボランティアグループなど多様な主体と連携しつつ、計画的な維持管理とアクセス道路を含めた安全性の確保に努めます。

4. 景観づくりの方針

(1) 景観づくりの基本方針

- ・4つの目標ごとに景観づくりの基本的な方針を設定します。今後の景観づくりは、この基本的な方針に即して進めます。

景観づくりの目標	景観づくりの基本方針
風土を構成する自然景観の美しさを守る	<p>○山地・丘陵地の緑を保全します</p> <ul style="list-style-type: none"> ・樹林を適切に管理するとともに、不法投棄などを防止し、いつまでも緑豊かで四季を通じて美しい山地・丘陵地を維持します。 <p>○水辺の美観の維持と活用を図ります</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シンボリックな水辺の空間は、親水的な魅力を高めるとともに、市民とともに水辺の美観の維持と活用を図ります。 <p>○優れた眺望点を保全します</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に優れた眺望点を抽出し、周辺における環境整備や眺望景観を阻害する行為の制限など、優れた眺望を保全します。
受け継いだ歴史文化が薫る伝統的景観を継承する	<p>○受け継いだ景観の魅力を再評価します</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長い時間を掛けて積み重ねられてきた歴史文化的景観の重要性や魅力を再評価し、継承すべき景観について広く市民や事業者等と認識の共有化を図ります。 <p>○歴史的な雰囲気が漂う景観を維持します</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暮らしの安全性や快適性を確保しながら、住民が地域に対する愛着と誇りを持つことができ、歴史的な雰囲気や温かみを感じられるまちなみを維持します。
後世に残る美しく魅力的な景観を創造する	<p>○地域の一体性が感じられる景観づくりを進めます</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観と調和した優れたデザインの公共施設や公共サインの整備により、地域の景観の向上、民間の建築行為などへの波及を図り、地域の一体性を創造します。 <p>○秩序ある市街地の景観づくりを図ります</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺に与える影響が大きい大規模な建築行為などに際しては、景観面で守るべき基準を設定するなど、周囲の景観と調和した良好な市街地景観を創造します。
みんなが日々の暮らしの中で“美しさ”を意識する	<p>○良好な景観づくりへの関心を高めます</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々な機会や媒体を通じて情報の発信、意識の啓発を行い、良好な景観づくりに対する市民や事業者の関心を高めます。 <p>○市民の主体的な景観づくりの活動を促進します</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観づくりに対する支援制度を導入するなど、市民の主体的な景観づくり活動の推進を図ります。

(出典：湖南省景観計画)

(2) 景観特性ごとの景観づくりの方針

①面の景観づくり

■山地・丘陵地景観

- ・本市を縁取る阿星山系や岩根山系の山並みは、田園景観や市街地景観の背景となる市民共有の眺望景観の対象として適切な保全と管理に取り組みます。
- ・市街地や既存の集落地域、一団の住宅地などの周辺にある里山は、長い間地域の方が守り育ててきた里山の景観として森林の適切な維持管理を促すとともに、憩い・レクリエーション・スポーツの場づくりなど、地域の実情を踏まえた有効活用を進めます。
- ・本市の中央を流れる雄大な野洲川や市街地景観などを眺望できる阿星山系や岩根山系は、眺望景観の重要な視点場として、環境整備を進めます。

■田園景観

- ・J R草津線沿線などに広がる一団の優良農地は、無秩序な土地利用を規制し、優れた田園景観を保全します。
- ・農地や里山と一体となって固有の景観を形成する集落地域は、四季の移ろいを身近に感じさせてくれるふるさとの景観として適切な維持管理や保全を促します。

■市街地景観

- ・J R駅周辺は、本市の都市拠点にふさわしい市街地景観の形成に向けて、活力やにぎわいの中に安らぎが感じられる景観づくりを先導的に進めます。
- ・計画的な市街地整備を推進する地区においては、周辺と調和し、統一感のある魅力的な景観づくりを戦略的に進めます。
- ・湖南工業団地や国道1号沿道の大規模工場が集積する地区では、周囲への影響に配慮した緑豊かな景観づくりを適切に誘導します。
- ・住宅地においては、身近な景観づくりへの意識や行動を育み、緑豊かで市民が『住んで良かった』と思えるあたたかい景観づくりを進めます。

②点の景観づくり

■都市施設景観

- ・今後の都市施設整備に当たっては、地域の景観特性との調和に配慮しつつ、質の高い景観づくりを進めます。
- ・公共公益施設をはじめ、観光・レクリエーション拠点、J R駅周辺など、顔となる施設周辺は、魅力ある景観づくりに取り組みます。
- ・看板や案内板などのサインや街路灯などは、個性があり愛着が持てる施設景観として統一的な整備を進めます。

■自然・歴史文化資源景観

- ・市内に点在する寺社仏閣など歴史的、文化的に価値の高い資源、また、固有の自然資源などを景観づくりの要素として位置付け、地域の個性を高める拠点景観づくりを進めます。
- ・平松のウツクシマツ自生地の適正な維持管理や周辺的环境整備、地域の貴重な景観資源を後世に伝えるために必要な取組を行います。
- ・このほか、地域住民に親しまれ地域のシンボリックな存在となっている巨樹、特徴的な樹木を住民主体で守り、活かす環境整備を進めます。
- ・湖南三山は、本市の主要な観光拠点となる資源であるため、周辺自然环境や集落を含めた景観づくりを一体的に進め、魅力の向上を図ります。
- ・三雲城跡をはじめとする甲賀郡中惣城郭群は、特色ある景観資源として、まちづくりに活かします。

③線の景観づくり

■河川景観

- ・野洲川は、母なる琵琶湖へと注ぐ雄大な河川のオープンスペースを活かした憩い・レクリエーション・スポーツの場として水と緑のうるおい豊かな景観づくりを進めるとともに、堤防空間などを活かし、地域をつなぐ連続的な河川景観づくりを進めます。
- ・身近な小河川や用水空間は、市民の主体的な維持管理やまちづくりへの活用を促しながら、治水・利水機能のほか、親水空間としての整備などを進め、周囲の環境と一体となった心やすらぎ景観づくりを進めます。

■沿道・沿線景観

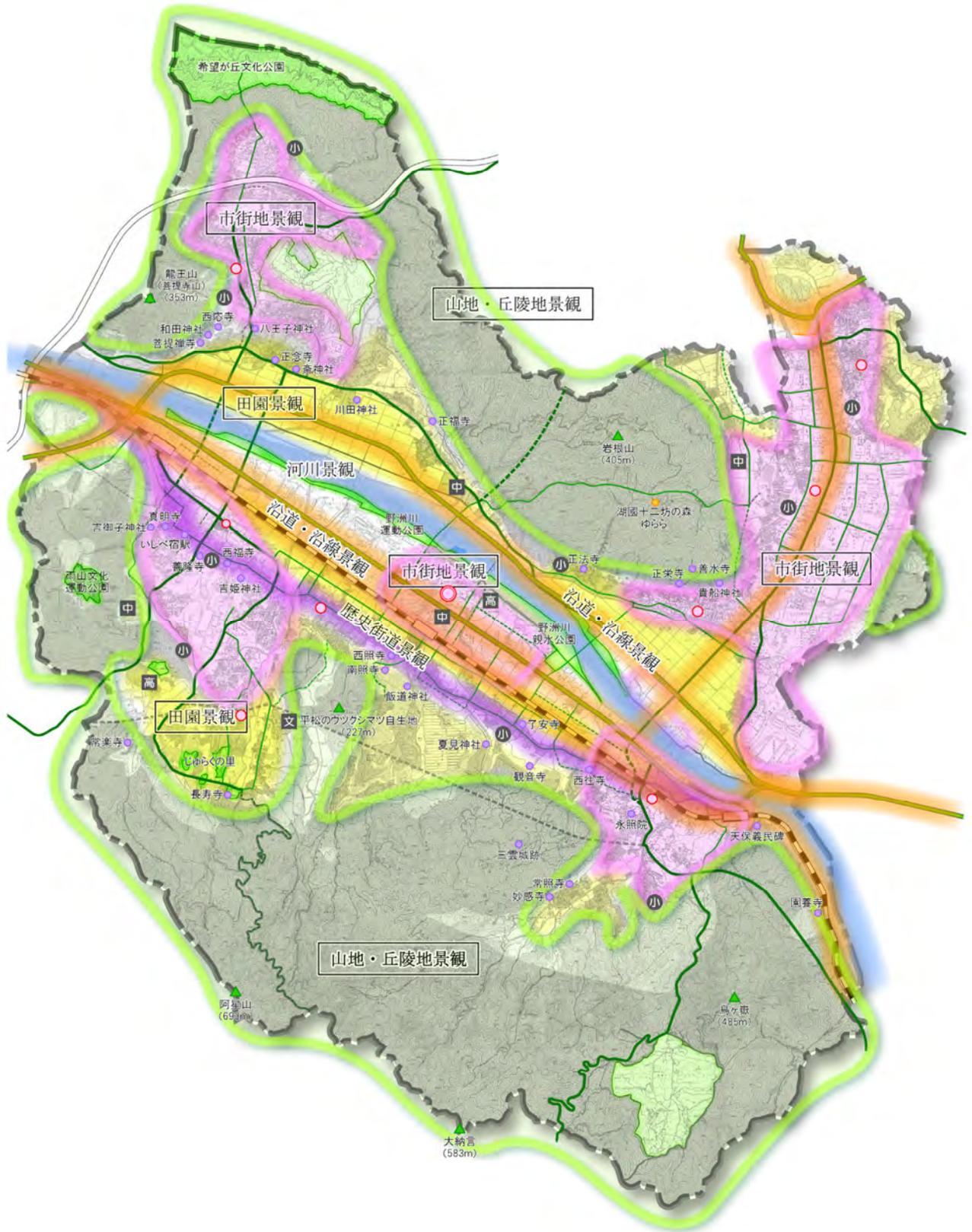
- ・国道1号などの主要な幹線道路沿道やJR草津線沿線は、多くの人が行き交う重要な視点場として位置付け、地域の特性に調和した良好な沿道・沿線景観づくりを進めます。
- ・周囲を取り囲む山地・丘陵地や優良農地、集落などが一体となって“のどかさ”を醸し出す特に良好な景観が広がるエリアでは、阻害要因となる過度に大きな看板やけばけばしい色調の広告板などの制限に取り組みます。
- ・身近な道路空間は、花や緑でうるおいを演出し、地域への誇りと愛着が感じられる人にやさしい景観づくりを促進します。

■歴史街道景観

- ・石部宿周辺は、東海道51番目の宿場周辺であり、伊勢参宮街道との分岐点として栄えた本市の歴史・文化を感じられるかけがえのない資産であるため、今後とも、市民や行政、まちづくり団体などの多様な主体が連携を図りながら、歴史や文化的な雰囲気を感じられる景観づくりを進めます。
- ・東海道は、銀ねずみ色の瓦屋根や紅柄の柱・梁、生け垣、土塀などが残り、街道から見える緑の山並みや地形条件によって固有の景観が形成されているため、地域住民の暮らしや愛着と誇りを大切にしながら、歴史的なまちなみの保全と修復に向けた取組を進めます。

(出典：湖南市景観計画)

景観づくりの方針図（目標年次：令和17年（2035年））



5. 河川、上下水道の整備の方針

(1) 河川整備の基本方針

- ・市域の中央を東西に流れる野洲川などの河川は、優れた自然環境であるとともに、市民の日常生活を支える重要な施設であるため、より一層の安心・安全の確保に向けた計画的な整備推進、適切な維持管理、固有の資源としてのまちづくりへの活用などが望まれます。

①安全・安心できる環境整備を進めます。

- ・野洲川自体にも危険箇所が見られるとともに、支川においては、大雨の際に支川同士の合流点などにおいて浸水被害が発生している箇所も見られます。
- ・今後の河川整備においては、過去に災害の在った河川や水害の発生が想定される危険箇所を中心として、河川の浚渫や改修、護岸整備、砂防施設の整備などを計画的に推進するとともに、貯水機能を有する上流の森林地域の適切な保全を図り、災害に強い安全な川づくりに努めます。
- ・河川改修の際は、生態系への影響を少なくするため、環境面にも配慮しながら多自然川づくりに努めます。
- ・雨水の排水路機能が弱く、道路や農地などへの浸水が懸念される箇所も見られるため、地形条件などを踏まえて技術面や財政面から勘察しつつ、必要に応じて雨水排水路整備に取り組み、衛生的で快適な生活環境づくりに努めます。

②身近な親水空間の整備を進めます。

- ・河川や用水は、市民の日常生活にやすらぎや癒しを与えてくれる貴重な場であるため、市民の意向を踏まえながら、気軽に水と親しむことのできる身近なレクリエーションの場として積極的な活用を図ります。
- ・野洲川は、市民の身近なレクリエーション拠点としてより一層の機能強化を図るため、菩提寺地区と石部地区、三雲地区と岩根地区・下田地区など、それぞれの市街地からつながりを強化する拠点整備とこれらをつなぐ散歩道の整備推進に努めます。
- ・市民の身近な河川や用水の空間については、身近な環境美化活動などによって美しい河川に対する意識啓発を図るとともに、地域住民の主体的な取組を基本とした個性ある魅力的な親水空間づくりを進めます。



■ 思川

③総合的な環境保全・資源の有効活用に取り組みます。

- ・野洲川をはじめとした河川は、本市の都市環境を支える重要な資産であるため、各種制度の活用や多様な主体による維持管理などに取り組み、適正に将来へ受け継いでいきます。
- ・河川環境の保全は下流域の地域の水や琵琶湖を守ることもつながるため、市域に限らず周辺自治体と連携を図りながら、生態系や水質に関する調査を継続的に行うとともに、流域住民への意識啓発や参加型の環境調査を実践するなど、多様な主体が協力し合いながら環境保全に努めます。
- ・小学校や中学校における総合学習などを積極的に活用しながら、恵まれた自然環境に関する意識を高める環境教育に取り組み、美しい都市環境の整備を進めます。

(2) 上下水道整備の基本方針

- ・上下水道は、市民の日常生活や都市活動を支える基本的な都市基盤であるため、計画的な整備推進と適切な維持管理が不可欠です。
- ・現在、節水機器の普及や日頃からの節水への取り組みにより、滋賀県全体の水需要は減少傾向にあります。
- ・このため、長期的な視野に立った水資源の適正利用や計画的な下水道整備などによる快適な生活環境の確保に取り組むことが重要となっています。

①生活の質を支える都市基盤の計画的な整備・維持管理を進めます。

- ・上水道は、市民の日常生活のライフラインとなる必要不可欠な施設であるため、適切な自己水源の機能維持・施設管理や県水の適正利用などにより、今後とも安定した水量と安全な水質の確保に努めます。
- ・市街地が分散し、国土レベルの幹線道路が市域の東西を横断する都市の基本的な構造を踏まえつつ、今後の新たな市街地整備などに対応するため、土地利用計画との整合・調整を図りながら、土地利用の進展状況や人口密度の状況などを総合的に考慮しつつ、計画的な下水道整備を推進します。
- ・また、下水道施設の持続的な機能確保を図るため、施設の長寿命化や耐震化を推進します。

■表 上水道の普及状況および給水量

	年度末 給水人口 (人)	普及率 (%)	年度中 給水量 (千 m^3)	1人1日平均 給水量 (m^3)
湖南市 全体	54,948	100	7,347	0.4

(出典：庁内資料、平成31年(2019年)3月現在)

■表 公共下水道事業の認可および整備概要

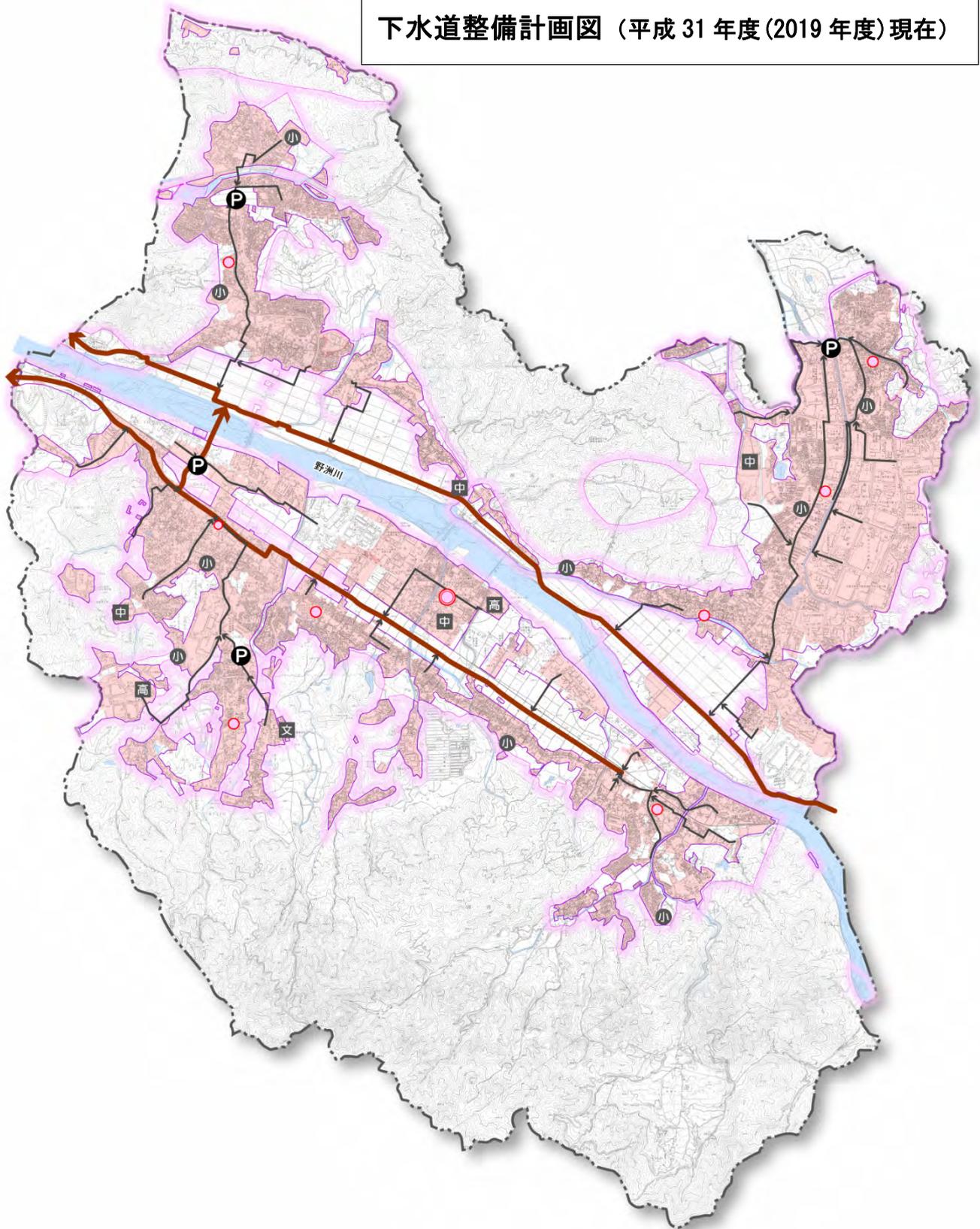
	汚 水						
	処理区域 面積 (ha)	事業認可 処理面積 (ha)	整備面積 (ha)	普及率 (%)	処理区域 内人口 (人)	計画処理 水量 (m^3 /日最大)	排除方式
湖南市 全体	2,653.2	1,926.8	1,786.8	97.4	53,569	40,550	分流式

(出典：庁内資料、平成31年(2019年)3月現在)

②下水道利用への呼びかけに努めます。

- ・平成30年度(2018年度)末で水洗化率が94.3%と高い水準にありますが、下水道整備が完了した区域において一部未接続家屋が見られます。
- ・このため、広報活動の充実や下水道未接続者への接続指導を強化し、河川への生活排水の流入防止に努めます。
- ・雨天時に雨水が汚水管に浸入するなど、ポンプ場や浄化センターの維持管理費増加につながる可能性のある不明水について、実情の把握や排水設備の改善指導など適切に対策を進めます。

下水道整備計画図（平成 31 年度(2019 年度)現在）



凡 例	 行政界	 全体計画	 流域下水道幹線
	 河川等	 認可区域	 公共下水道幹線
	 行政サービス機能	 事業区域	 下水道ポンプ施設
	 学校教育施設		

6. 安心・安全まちづくりの方針

(1) 安心・安全まちづくりの基本方針

- ・安心・安全な生活環境の確保は、市民の日常生活や都市活動における基本であり、日頃から意識して防災に向けた取組を進める必要があります。
- ・市民や企業、行政などあらゆる主体が協力し合いながら、災害に強く、安心して生活できる都市環境の実現を目指します。

①災害に強いまちづくりを進めます。

- ・本市において、異常気象による局地的な集中豪雨や台風による被害が発生しており、こうした災害の被害を最小限に抑えるための減災対策の強化に努めます。
- ・特に、本市は南北をそれぞれ岩根山系と阿星山系に囲まれ、中央に野洲川が流れる地形条件を有しているため、治山・治水事業をはじめ、河川改修や護岸整備などによる水系の総合的管理とともに、危険地域に関する情報提供や適切な土地利用誘導を図ります。
- ・市街地における自然災害の被害を最小限に抑えるため、建築物の耐震・防火機能や公園などの防災機能の充実を図るとともに、近隣市町と連携しながら広域的な防災体制の維持強化に努めます。

②防犯まちづくりを進めます。

- ・建築物が密集して建ち並んでいる場所や狭くて見通しが悪い道路、空き家などは、空き巣狙いが侵入・逃走しやすい状況にあるとともに、火災等による延焼の危険があります。このため、施設の構造や配置の改善や空き家の適切な管理などにより地域の防犯性を高めるとともに、地域の防犯意識を高め、総合的な防犯まちづくりを進めます。
- ・また、建築物が密集して建ち並んでいる地域においては、火災による延焼の危険性も懸念されるため、防火地域や準防火地域の指定を検討するなど、建築物の防火性能の向上を計画的に推進します。

③ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進めます。

- ・本市ではこれまで安心・安全で快適に暮らしていけるまちを目指して様々な取組を進めてきましたが、今後はさらに、障がいの有無や年齢、性別、人種などにかかわらず多様な人々が快適に暮らしていけるようユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを推進します。
- ・特に、多くの市民が利用する公共施設や公共交通機関においては、移動のしやすさやトイレの利用のしやすさ、施設のバリアフリー化など整備・充実に努めます。

④安心・安全まちづくりに向けた地域レベルの活動を推進します。

- ・地域の安全は地域住民や事業者が主体となって守ることを基本としつつ、行政を含め様々な団体が協働しながら地域の安心・安全を守る体制の整備・強化に努め、安心・安全まちづくりに向けた取組を進めます。
- ・市民一人ひとりの意識の向上を図るとともに、まちづくり協議会の主体的な取組を促し、高齢者や障がい者、要介護者などの災害時要援護者に対しても地域住民の協力が得られるような地域ぐるみの体制を確立していきます。

(2) 分野別にみた基本方針

①防災対策の充実

■治山・治水対策の強化

- ・地すべりや土砂災害を未然に防止するため、住戸背後にある森林地域を中心として急傾斜地の整備など、治山・治水事業を推進します。
- ・特に危険度が高く、治山・治水事業だけでは災害を防止することが困難な区域については、地域住民の理解と協力を促しながら、新たな建築活動の規制や既存建築物の移転促進を検討します。
- ・台風や大雨時における水害を防止するため、主要な河川の河川改修や護岸整備に順次取り組むとともに、中小河川や用水の氾濫防止に努めます。

■ネットワークの強化

- ・市街地や集落地域が分散する本市の特性を踏まえ、市民の安全で円滑な避難を確保するとともに、避難所をネットワークし、緊急物資を円滑に輸送できる災害に強い輸送路を確保します。
- ・十分な幅員を有しない災害時の危険が懸念される避難路などについては、建築物やブロック塀などの倒壊防止に向けた耐震化や、延焼防止に資する生け垣などの緑化推進など、沿道住民と協力しながら防災性の向上に取り組みます。
- ・災害救援活動を支える幹線道路ネットワークの耐震化整備に努めるとともに、災害救援活動の分断要素となる橋梁部については、市内に架かる全ての橋梁について、県との連携を図りながら耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を進めます。

■建築物

- ・木造家屋が密集する既存の市街地や一団の住宅地などでは、建替え時における不燃化や耐震化を促進するとともに、敷地内のオープンスペースの確保や緑化を推進し、防災性の向上を図ります。
- ・建築物が密集している地域では、貴重な防火資源としての寺社・仏閣などの樹林地を保全するなど、積極的なオープンスペースの確保に努めます。

■避難所・一時避難場所の充実

- ・学校教育施設や市立公民館などは、災害時の避難所となる重要な施設であるため、耐震・防火機能の充実を図るとともに、施設のバリアフリー化や食料等の備蓄、防災倉庫の整備など、防災拠点としての機能の充実に努めます。
- ・災害時などの一時的な避難場所となる身近な公園や緑地について、必要に応じて施設のバリアフリー化や食料等の備蓄、かまどベンチや防災トイレの整備など、地域防災の拠点として災害時に円滑に対応できる環境整備の充実に努めます。
- ・国道1号沿道の新市街地においては、民間活力を積極的に活かしながら、広域的な防災拠点機能の配置を促します。

■防災体制の強化

- ・地域住民や事業者による自主防災組織の活動や自主防災組織の資器材整備を適切に支援し、地域に密着した迅速な初期防災体制の構築を図ります。
- ・より実践的な防災訓練の充実、平常時からの避難経路の確認、自主防災組織リーダー育成研修会の開催など、地域ぐるみの防災体制の強化を図ります。
- ・災害時における迅速な救援活動、円滑な物資の輸送、速やかな応急復旧体制の確立を図るため、市内に限らず近隣市町や防災関係機関との相互援助体制の確立に努めます。

■防災意識の向上

- ・滋賀県防災情報マップ「地先の安全度マップ」を活用して浸水想定区域や土砂災害警戒区域など災害の危険性の高い区域の情報提供に努めるとともに、平常時から防災マップ・避難ルートの確認や食料・防災器具の準備などを促し、市民の防災意識の向上に取り組みます。
- ・学校教育やD I G (Disaster[災害]、Imagination[想像力]、Game[ゲーム])、防災士の育成などを通じて、地域住民への継続的な防災意識の高揚と知識の普及に努めます。
- ・「湖南市防災の日(10月9日)」において、市民に妙感寺流れなど災害の歴史を継承するとともに、災害に対する備えの充実・強化を図ります。
- ・災害時における迅速な情報収集・伝達のため、同報系防災行政無線の整備や湖南市タウンメール、公式アプリこなんいろの積極的な活用などに取り組み、市民への連絡通報体制の維持・強化に努めます。

滋賀県防災情報マップ「地先の安全度マップ」

URL : <https://shiga-bousai.jp/dmap/top/index>

②防犯対策の充実

■犯罪が起こりにくい環境づくり

- ・子どもたちの通学路となる道路などにおいては、草むらやブロック塀など視界を妨げる要因を除去し、隅々まで人目の行き届く空間づくりに努めます。
- ・街路灯・防犯灯の設置や地下道における照明設備の充実など、夜間でも安心・安全に歩ける環境づくりに努めます。
- ・放置されている空き家は、適正管理に関する情報提供や相談機会の充実などにより所有者等の管理意識の向上を図るとともに積極的な利活用を検討し、地域の実情に応じた犯罪が起こりにくい環境づくりを進めます。
- ・市民と行政、関係機関が協働して、湖南市タウンメールや公式アプリこなんいろの積極的な活用、地域住民への連絡網の整備などにより、不審者情報などの迅速な情報伝達の体制強化に努めます。

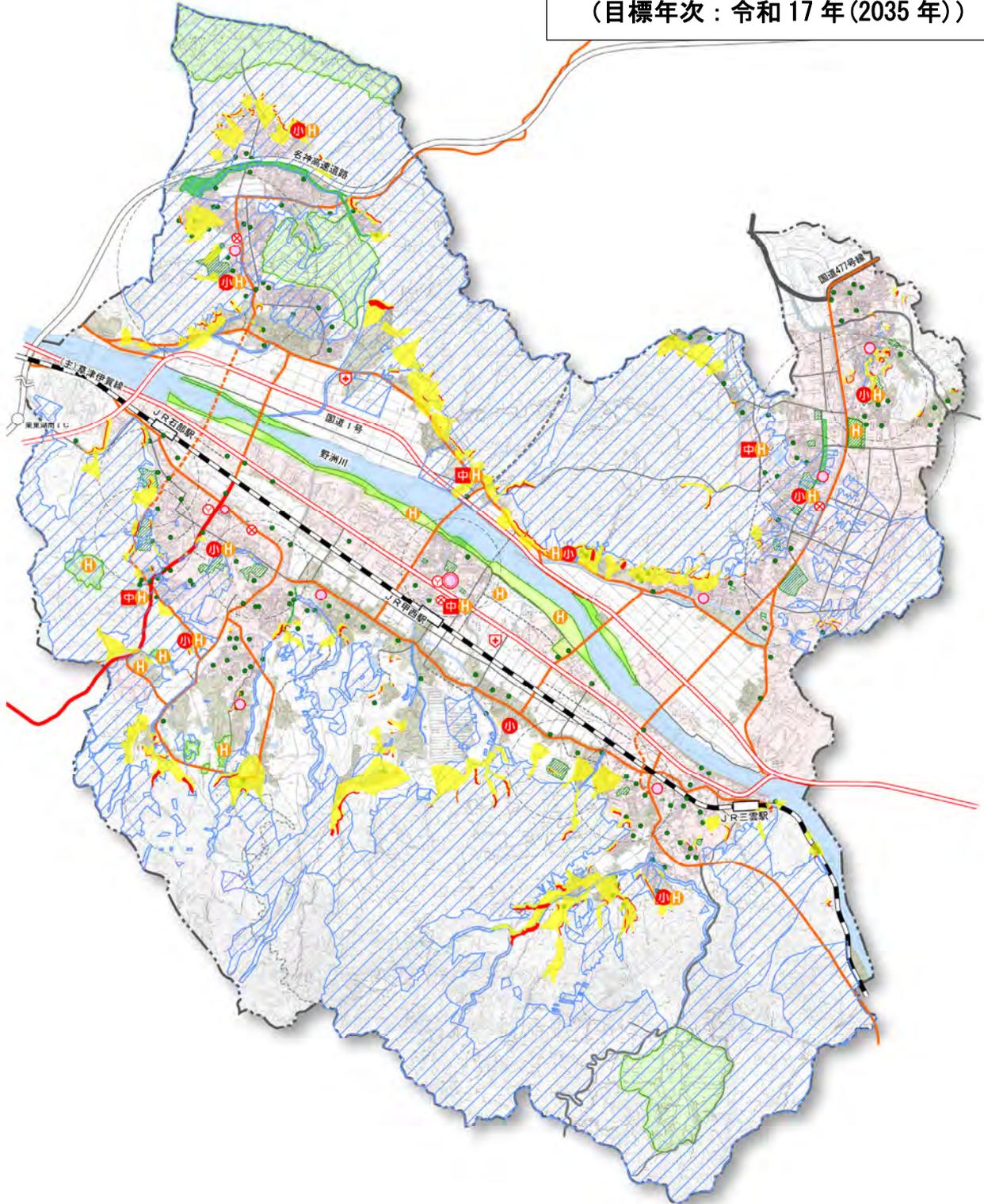
■防犯体制の強化

- ・警察や関係機関と連携・協力して、地域ごとに活動している防犯パトロールや子ども見守り隊の取組の育成支援に努めます。
- ・防犯対策に効果が高い玄関先の灯り点灯運動など、地域が主体となって取り組む安心・安全まちづくりを促進します。
- ・一人暮らしのお年寄りや昼間に人のいない住宅地を狙った窃盗犯罪などの防止に向けて、常時から身近な地域コミュニティの維持・強化を促進します。
- ・ポイ捨て禁止や環境美化活動など、ごみのない美しい環境を整えることが犯罪防止にも効果が高いため、行政区や集落単位、企業や団体などによる美化活動を促進するとともに、市民一人ひとりの環境に対する意識を継続的に育みます。

③ユニバーサルデザインへの配慮

- ・公共施設においては、施設の入出口や通路、エレベーターなどのバリアフリー化に努めるとともに、多言語表記による分かりやすい案内板の設置など、幅広いニーズに対応可能な設備や施設の整備・充実に努めます。
- ・公共交通機関においては、駅のホーム段差の解消やエレベーターの設置、また、ノンステップバスの導入など、周辺市街地開発とリンクしながら、高齢者や障がい者をはじめ誰もが利用しやすい交通機関の整備・充実に努めます。
- ・この他、ユニバーサルデザインに関する情報や製品などにふれる機会を増やし、様々な機会を活用して市民のユニバーサルデザインへの理解を広めます。

安心・安全まちづくりの方針図 (目標年次：令和17年(2035年))



凡 例		行政界		J R 草津線		都市公園		砂防指定地
		高速道路		市街化区域		地域ふれあい公園		土砂災害特別警戒区域
		第1次緊急輸送道路		避難所等 (行政サービス機能)		レクリエーションエリア		土砂災害警戒区域
		第2次緊急輸送道路		避難場所等 (学校教育施設)		その他の宅地		その他の施設 (交番等、消防署等、病院)
		第3次緊急輸送道路		ヘリコプター離発着場		河川等		
		その他の市道						
				※道路の破線部分は、いずれも計画路線を示す。				

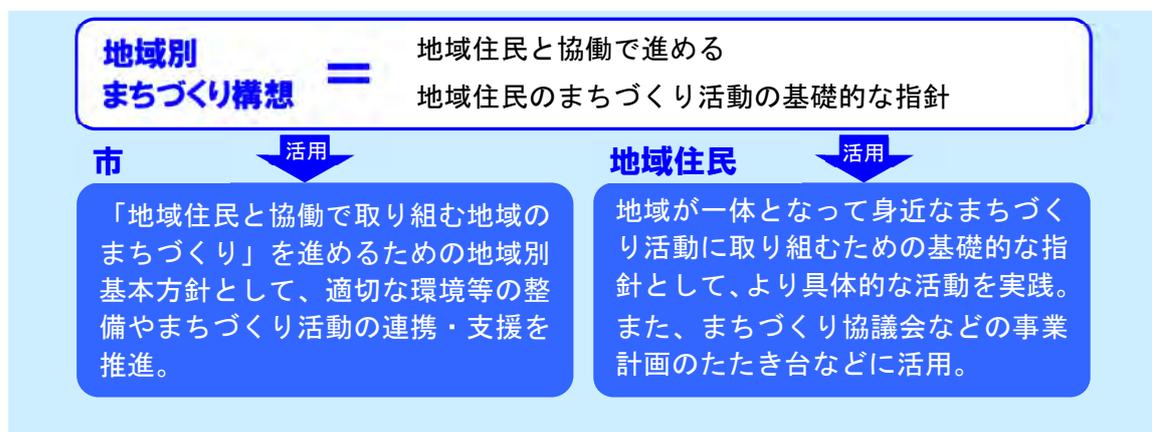
第4章 地域別まちづくり構想

(「地域住民と協働で取り組む地域のまちづくり」のたたき台)

1. 地域別まちづくり構想の位置付け

(1) 位置付けと活用イメージ

- ・都市計画マスタープランで策定された方針を実現するには、地域住民と行政が協働してまちづくりを進めることが不可欠です。
- ・このため、地域別まちづくり構想では、「地域住民と協働で取り組む地域のまちづくり」を進めるための行政施策を、まちづくり協議会コミュニティプランやまちづくり協議会・区へのヒアリング結果などを参考に整理するとともに、地域住民と協働で進めるまちづくり活動の基礎的な指針としての活用を想定しています。



● 地域別まちづくり構想の活用イメージ ●

(2) 地域区分の考え方

- ・地域別まちづくり構想は身近な地域単位でのまちづくりへの活用を想定しているため、既に様々な活動を行っているまちづくり協議会の区分をベースに、地域を7つに分け取りまとめます。



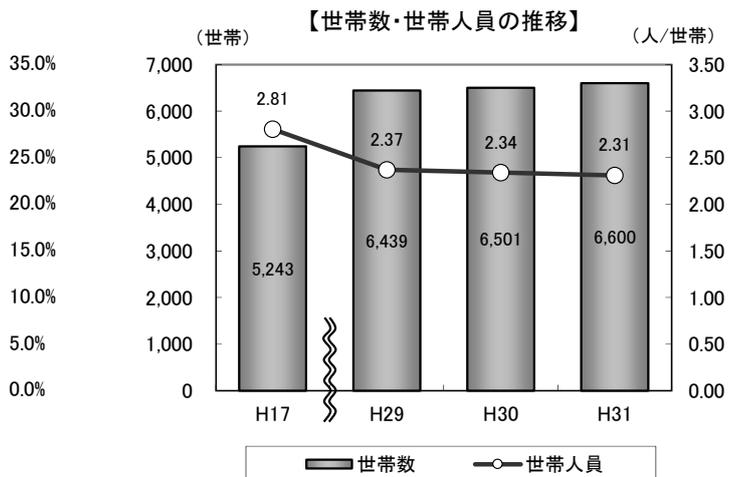
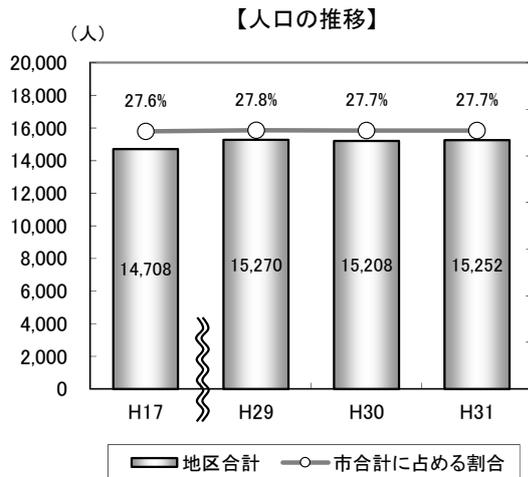
● 地域区分 ●

2. 三雲地域のまちづくり

(1) 三雲地域の現況



- ・三雲地域は市域南部に位置し、東側から南側にかけて甲賀市に隣接しています。
- ・J R 草津伊賀線周辺には既存の市街地や住宅地が形成され、(主)草津伊賀線沿道では、沿道サービス施設や工場等が立地しています。
- ・J R 草津線の南側には、東海道に沿って既存の住宅地が形成されています。
- ・平成 31 年 (2019 年) 時点で、人口は約 15,300 人、世帯数は 6,600 世帯となっており、人口は市合計の 27.7% を占め、全地域中最も多くなっています。
- ・世帯数が増加する一方で世帯人員は減少傾向にあり、平成 31 年 (2019 年) 時点では、2.31 人/世帯となっています。
- ・(主)草津伊賀線のほか、(主)牧甲西線などがあります。
- ・三雲城跡や妙感寺、常照寺などの歴史資源をはじめ、西部には平松のウツクシマツ自生地、東部には不動乃滝などの豊かな自然資源があります。



※H17 は外国人を含まない (資料：住民基本台帳)

● 主要な施設・資源 ●

自然資源	歴史資源	公共公益施設	主要な都市施設
<ul style="list-style-type: none"> ・平松のウツクシマツ自生地 ・不動乃滝・野洲川 ・落合川・由良谷川 ・荒川・荒川西流 ・大沙川・家棟川 ・だて川・西山川 ・新田川・広野川 ・弘法杉・モチの木 ・野洲川河原の足跡化石出土品 	<ul style="list-style-type: none"> ・三雲城跡・西往寺 ・妙感寺・常照寺 ・西照寺・上乘寺 ・園養寺・観音寺 ・了安寺・永照院 ・夏見神社 ・飯道神社・南勝寺 ・養林寺 ・愍念寺 ・天保義民の碑 	<ul style="list-style-type: none"> ・湖南市 庁舎 ・三雲まちづくりセンター ・柑子袋まちづくりセンター ・三雲小学校 ・三雲東小学校 ・甲西中学校 ・県立三雲養護学校 	<ul style="list-style-type: none"> ・J R 甲西駅・三雲駅 ・(主)草津伊賀線 ・(主)牧甲西線 ・(主)彦根八日市甲西線 ・角田公園・夏見公園 ・上街道公園・森北公園 ・鳥井立公園・三雲公園 ・東代公園(計画) ・広野川・落合川緑地

(2) これまでの三雲地域のまちづくりの取組と課題

- ・三雲学区まちづくり協議会コミュニティプランや三雲学区まちづくり協議会ホームページなどを参考に、これまでの地域が主体となったまちづくりの取組と課題を整理しました。

①これまでのまちづくりの取組

●心がほっとする憩いの拠点づくりと有効活用

- ・各区と連携して花の植替えを実施。

●誰もが安心・安全に行動できる環境づくり

- ・関西電力堺港火力発電所を見学し、災害時の対応について勉強する研修会を開催。
- ・避難所開設訓練を実施。

●歴史・文化を大切にしたまちづくりの推進

- ・吉永の三雲城址について講師から歴史を学んだり現地の見学を行う歴史探訪を開催。
- ・吉永の三雲城址を「猿飛佐助のふるさと」として、吉永区や三雲学区まちづくり協議会などがメンバーとなっている「猿飛佐助実行委員会」が猿飛佐助のキャラクター制作やまちおこしを実施。
- ・東海道清掃作業を実施。
- ・歴史の小路整備を実施。
- ・笑顔・元気のつどいを開催し、三雲小唄を披露。

●点から線へ、まちづくり資源のネットワークづくり

- ・甲西中学校ボランティアと連携して旧東海道を楽しむイベントである東海道ウォーキング「みちくさコンパス」を開催。

●その他

- ・柑子袋まちづくりセンターにて「甲西中学生との懇談会」を開催。
- ・中央まちづくりセンターにて「さんさん教室 学習」を開催。



■ 第6回みちくさコンパス

(三雲学区まちづくり協議会ホームページ)



■ 企画委員会の様子

(三雲学区まちづくり協議会ホームページ)

②今後の課題

- ・高齢者問題や子育て問題、近年多発している自然災害への対応が必要。
- ・まちなみや自然の「良さ」を認識する心など、「良さ」を継承していく取組が必要。
- ・9区の自治会住民が一つになって事業が展開できる体制の構築が必要。
- ・素晴らしい歴史遺産を継承していくための人材の養成が必要。
- ・各自治会や各種団体等のリーダーシップ、世代間交流を合わせた人材育成・人材確保が必要。

(3) 三雲地域のまちづくりの方針（たたき台）

● まちづくりのテーマ

『 自然と歴史・文化をつなぐ やすらぎのあるまち 三雲 』

● まちづくりのキーワード

甲西駅や東海道などの地域資源を活かしたまちづくり
交通混雑解消、交通事故防止対策の強化

地域住民の交流促進
防災対策の強化

● まちづくりを進めるための取組

心と体を元気にするまちづくりの推進

恵まれた資源や空き家、名所などを、地域住民同士が交流し、心と体を元気にする拠点として有効活用を進めるとともに、魅力あるまちづくりを進めます。

- ・ひょうたん池の活用やホテルの成育場の整備
- ・野洲川親水公園と野洲川運動公園の維持管理と積極的な活用（住民同士のふれあい、健康づくり、地震時の避難所など）
- ・花の植替えなど花と緑で憩いの拠点づくり
- ・親子や子ども同士が遊べる機会の企画・開催
- ・地域住民の交流の場づくり
- ・空き家を活用したコミュニティサロンの開設
- ・地域住民の健康維持と向上のため、スマイル・エクササイズの実施
- ・各区の名所において名月観賞会やコンサート、お茶席などの企画・開催
- ・甲西駅周辺の活性化に向けた体制づくり

誰もが安心・安全に行動できる環境づくり

子どもからお年寄りまで全ての住民が安心・安全に行動できる環境づくりに取り組みます。

- ・子どもの安全を守るため、堤防などを利用した通学路の整備
- ・バイコロジー（自転車利用促進）に向けた環境づくり
- ・通学路の安全監視員の一般公募による交通安全の普及
- ・通学時間帯は旧道を通行止めにし、子どもたちの安全を守る活動の実践
- ・自動車運転手を対象とした交通マナー遵守の啓発活動の実践
- ・学校・保護者・地域が一体となって交通マナーの育成
- ・地域合同防災訓練や防災講座の開催など、災害に強いまちづくりの実施
- ・国道1号の4車線化の早期実現による通過交通の進入抑制

歴史・文化を大切にしたまちづくりの推進

地域に残る歴史・文化資源を大切に活かしながら、魅力あるまちづくりを進めます。

- ・東海道のまちなみを観光に活用するため、住民への普及活動の継続と発展
- ・造り酒屋の香りを多くの人に味わってもらえるような企画の立案
- ・地域の文化を残すため、三雲小唄の踊りの普及など、次世代への伝承活動の継続
- ・地域の歴史を残すため、歴史ガイドブックの作成や東海道を蘇らせる清掃活動などの実施
- ・「湖南市防災の日」において、妙感寺流れや過去の水害経験などの伝承活動の実施
- ・語り部の人材育成

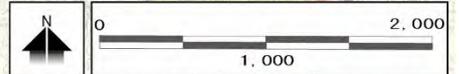
点から線へ、まちづくり資源のネットワークづくり

自然資源や歴史資源などを上手にネットワークし、回遊性を高め、相乗的に魅力が高まるまちづくりを進めます。

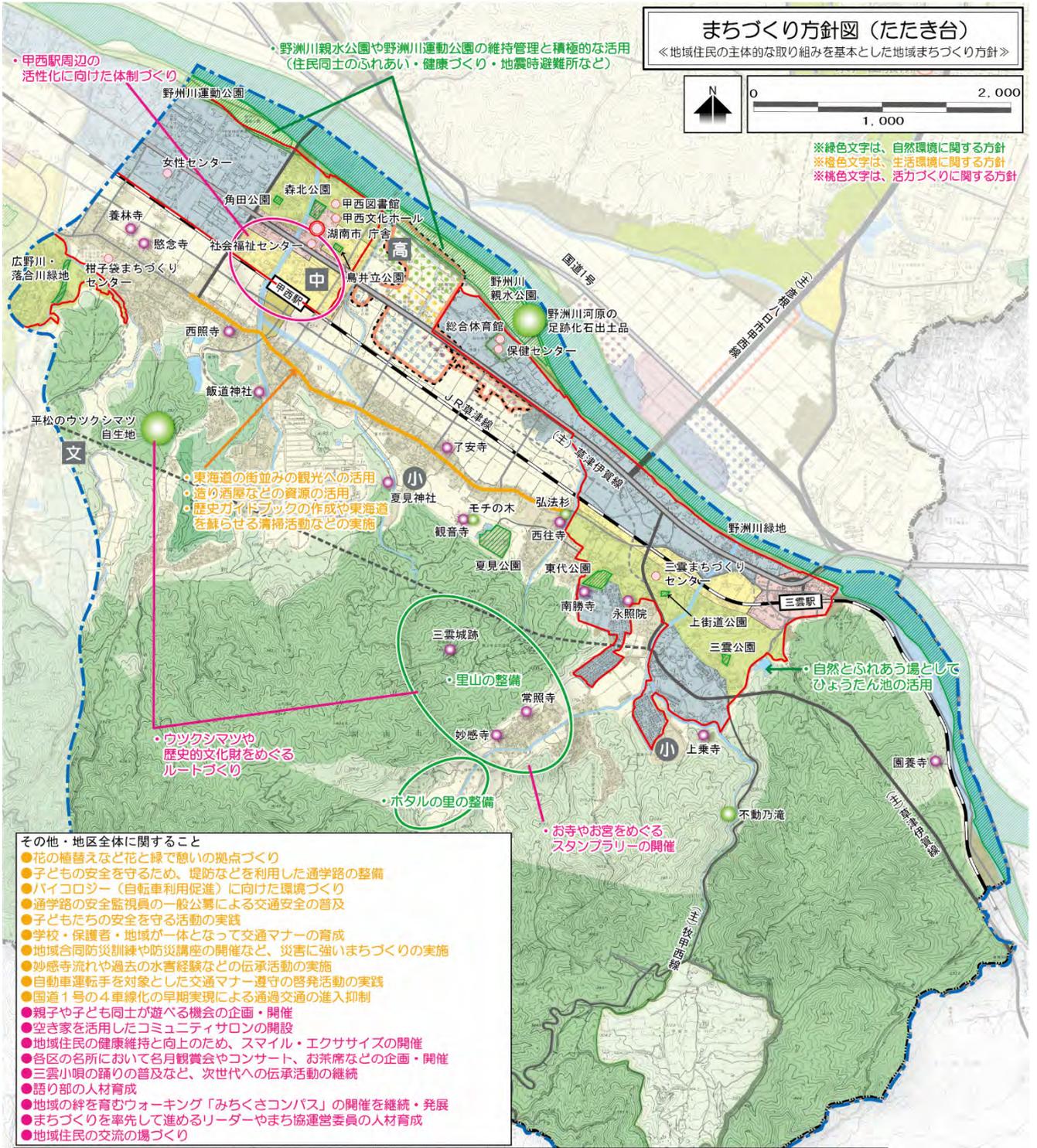
- ・地域の絆を育むウォーキング「みちくさコンパス」の開催を継続・発展
- ・まちづくりを率先して進めるリーダーやまち協運営委員の人材育成
- ・平松のウツクシマツ自生地や歴史的な文化財をめぐるルートづくり
- ・お寺やお宮をめぐるスタンプラリーの開催

まちづくり方針図（たたき台）

《地域住民の主体的な取り組みを基本とした地域まちづくり方針》



※緑色文字は、自然環境に関する方針
 ※黄色文字は、生活環境に関する方針
 ※桃色文字は、活力づくりに関する方針



- その他・地区全体に関すること
- 花の植替えなど花と緑で憩いの拠点づくり
 - 子どもの安全を守るため、堤防などを利用した通学路の整備
 - ハイコロジー（自転車利用促進）に向けた環境づくり
 - 通学路の安全監視員の一般公募による交通安全の普及
 - 子どもたちの安全を守る活動の実践
 - 学校・保護者・地域が一体となって交通マナーの育成
 - 地域合同防災訓練や防災講座の開催など、災害に強いまちづくりの実施
 - 妙感寺流れや過去の水害経験などの伝承活動の実施
 - 自動車運転手を対象とした交通マナー遵守の啓発活動の実践
 - 国道1号の4車線化の早期実現による通過交通の進入抑制
 - 親子や子ども同士が遊べる機会の企画・開催
 - 空き家を活用したコミュニティサロンの開設
 - 地域住民の健康維持と向上のため、スマイル・エクササイズの開催
 - 各区の名所において名月観賞会やコンサート、お茶席などの企画・開催
 - 三雲小唄の踊りの普及など、次世代への伝承活動の継続
 - 語り部の人材育成
 - 地域の絆を育むフォーキング「みちくさコンパス」の開催を継続・発展
 - まちづくりを率先して進めるリーダーやまち協運営委員の人材育成
 - 地域住民の交流の場づくり

行政界	高速道路	専用居住ゾーン	森林環境保全エリア
市街化区域	国道	複合居住ゾーン	里山環境活用エリア
地区界	県道	商業・業務ゾーン	レクリエーションエリア
河川等	主要な市道等	産業振興ゾーン	計画的市街地整備区域
行政サービス機能	J R 草津線	既存環境保全エリア	計画的開発誘導区域
学校教育施設		田園環境保全エリア	
		都市計画公園	

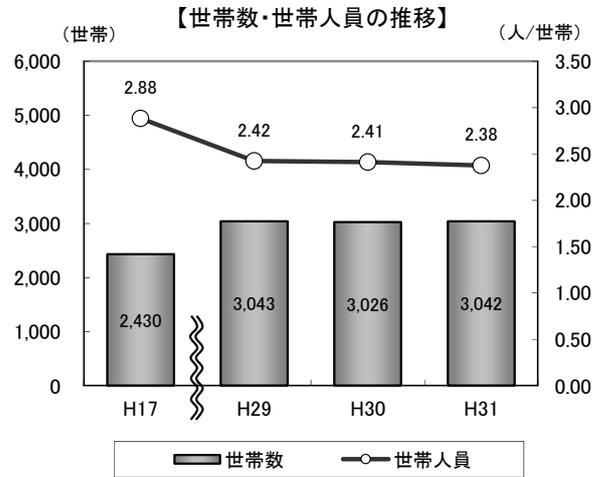
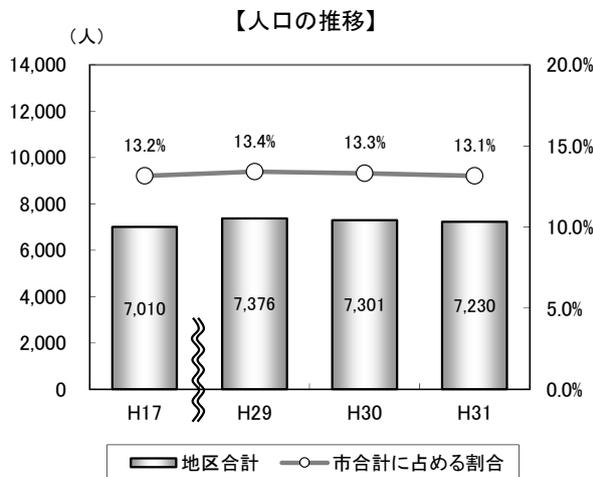
※道路の破線は計画路線、土地利用区分の点塗り潰しは想定用途を示す。

3. 石部地域のまちづくり

(1) 石部地域の現況



- ・石部地域は、野洲川の南部に位置し、西側は栗東市に接しています。
- ・地域の南西側は雨山など自然豊かな山地が残り、中央から東側にかけて市街地が形成されています。
- ・平成 31 年（2019 年）時点で、人口は約 7,200 人、世帯数は約 3,000 世帯となっており、人口は市合計の 13.1% を占めます。
- ・世帯数が増加する一方で世帯人員は減少傾向にあり、平成 31 年（2019 年）時点では、2.38 人/世帯となっています。
- ・地域の北側には、(主)草津伊賀線と J R 草津線が通過し、(主)草津伊賀線沿道にはサービス施設や大規模工場が、J R 草津線南側には一団の農地が残っています。
- ・北西には J R 石部駅があり、その西側には国道 1 号が整備されています。
- ・中央には県道石部草津線、東側には県道長寿寺本堂線があります。
- ・市街地内には東海道をはじめ、小島本陣跡や吉姫神社などの歴史資源が数多く残り、雨山文化運動公園には、東海道石部宿歴史民俗資料館や雨山研修館「宿場の里」などが立地しています。



※H17は外国人を含まない (資料：住民基本台帳)

● 主要な施設・資源 ●

自然資源	歴史資源	公共公益施設	主要な都市施設
<ul style="list-style-type: none"> ・野洲川 ・雨山(臥龍の森) ・落合川 ・宮川 	<ul style="list-style-type: none"> ・東海道 ・吉御子神社 ・吉姫神社 ・善隆寺 	<ul style="list-style-type: none"> ・湖南市西庁舎 ・石部まちづくりセンター ・石部小学校 ・石部診療所 ・雨山文化運動公園 	<ul style="list-style-type: none"> ・国道 1 号 ・(主)草津伊賀線 ・J R 石部駅 ・(県)石部草津線 ・(県)長寿寺本堂線 ・里山しょうらい公園 ・十禅寺公園 ・吉姫公園 ・野洲川緑地

(2) これまでの石部地域のまちづくりの取組と課題

- ・石部学区まちづくり協議会コミュニティプランや石部学区まちづくり協議会ホームページなどを参考に、これまでの地域が主体となったまちづくりの取組と課題を整理しました。

①これまでのまちづくりの取組

●安心・安全なまちづくりの推進

- ・風水害防災訓練を実施。
- ・飛び出し坊や看板を整備。
- ・通学路を中心に防犯パトロールの実施。
- ・炊き出し・非常食の試食や避難所設営・体験など防災への備えを学ぶ「いしべまもりんピック」を開催。

●安らぎを感じる美しいまちづくりの推進

- ・石部中央交差点南西側に東海道 石部宿の名所・旧跡、見所を案内する横断幕を設置。
- ・「ぶらり街あるき」や石部まち協「スタンプラリーin あたごまつり」を開催。
- ・東海道石部宿ポケットガイドブックを作成・出版。
- ・幹線道路のクリーン作戦として県道 118 号石部停車場線の歩道部分のポイ捨てゴミの収集や草刈り、堆積した土砂の撤去を実施。
- ・不法投棄パトロールや看板・のぼりの設置による啓発活動を実施。
- ・石部小学校のグラウンドを芝生化。

●みんなが集いられあえる地域のコミュニティづくり

- ・地域おこし協力隊と連携してマルシェを開催。
- ・夏休み学習教室や将棋教室を開催。



■幹線道路のクリーン作戦

(石部学区まちづくり協議会 Facebook)



■グラウンドの芝の管理

(石部学区まちづくり協議会 Facebook)

②今後の課題

- ・行政や地域の各種団体との連携・協力体制づくりが必要。
- ・高齢化の進行に伴い、高齢者の移動手段の確保が必要。
- ・地域住民の参画意識を高めるための取組を進めることが必要。
- ・子どもから大人まで世代を超えてコミュニケーションをとれる場や機会の確保が必要。
- ・地域住民が主体となる体制づくりを進めていくことが必要。

(3) 石部地域のまちづくりの方針（たたき台）

● まちづくりのテーマ

『 歴史・自然・文化が織りなす あったかふるさと 石部 』

● まちづくりのキーワード

道路・交通環境の充実

空き家を活用したまちづくり

石部駅や石部宿などの地域資源を活かしたまちづくり

防災対策の強化

● まちづくりを進めるための取組

地域住民が主体となる体制づくり

地域住民が自主的・自立して積極的にまちづくりを進める体制づくりを進めていきます。

- ・ 広報誌やホームページ、SNSを活用した情報発信と情報の共有化
- ・ 行政や各関係機関、専門職などと連携した取組の推進

地域特性に配慮した道路・交通環境の改善

市街地内の狭い道路など地域特性を踏まえつつ、公共交通機関の機能強化を含めた道路環境の整備を行い、老若男女問わず誰もが快適に生活できるまちづくりを目指します。

- ・ 新名神高速道路や国道1号とのアクセス向上
- ・ 石部宿周辺の良好な景観づくりに向けた東海道の交通規制や無電柱化の検討
- ・ 市街地内の狭い道路の拡充整備
- ・ コミュニティバスなど公共交通機関の利便性向上
- ・ 五軒茶屋～栗東市間のアクセス向上
- ・ JR石部駅のバリアフリー化や宿場町の雰囲気合わせた改装による駅周辺の活性化（石部の顔づくり）

安心・安全なまちづくりの推進

全ての地域住民が安心・安全をじかに感じ、住みたくくなるようなまちを目指します。

- ・ 子ども110番の家の増設
- ・ 危険箇所・飛び出し坊やの点検
- ・ JR石部駅前パトロールや子供安全リーダー活動の継続など、安心・安全なまちづくりの実施
- ・ 地域合同防災訓練など災害に強い体制づくり

安らぎを感じる美しいまちづくりの推進

雨山周辺の自然環境や田園風景などの資源を活かし、住民だけでなく、訪れた人にも愛されるような景観や環境づくりを推進します。

- ・ プランターを用いた花の寄せ植え運動による道路美化の実施
- ・ 地域内公園の清掃や遊具等の点検・管理
- ・ 不法投棄防止に向けた定期パトロールやエリア毎の役割分担による清掃活動の継続

みんなが集い地域の魅力が感じられるまちづくり

地域住民同士がふれあい、地域の魅力を再確認できるような場や機会をつくり、地域に愛着を持ち、お互いに助け合えるまちづくりを進めます。

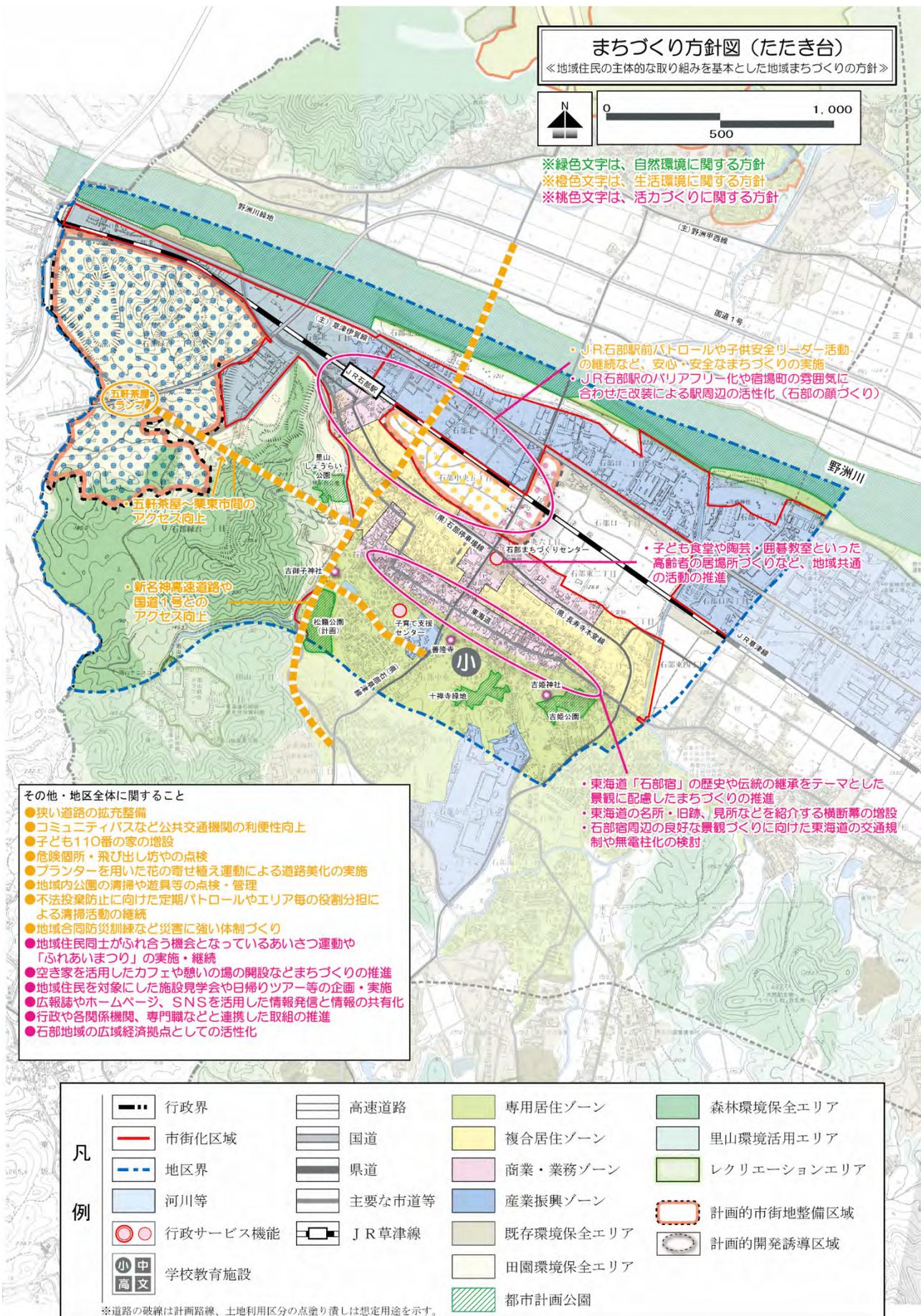
- ・ 石部地域の広域経済拠点としての活性化
- ・ 「ぶらり街あるき」イベントなど、東海道「石部宿」の歴史や伝統の継承をテーマとした景観に配慮したまちづくりの推進
- ・ 東海道の名所・旧跡、見所などを紹介する横断幕の増設
- ・ 地域住民同士がふれ合う機会となっているあいさつ運動や「ふれあいまつり」の実施・継続
- ・ 子ども食堂や陶芸・囲碁教室といった高齢者の居場所づくりなど、地域共通の活動の推進
- ・ 空き家を活用したカフェや憩いの場の開設などまちづくりの推進
- ・ 地域住民を対象にした施設見学会や日帰りツアー等の企画・実施

まちづくり方針図（たたき台）

《地域住民の主体的な取り組みを基本とした地域まちづくりの方針》



- ※緑色文字は、自然環境に関する方針
- ※橙色文字は、生活環境に関する方針
- ※桃色文字は、活力づくりに関する方針



- JR石部駅前パトロールや子供安全リーダー活動の継続など、安心・安全なまちづくりの実施
- JR石部駅のバリアフリー化や官場町の雰囲気合わせた改装による駅周辺の活性化（石部の顔づくり）

- 子ども食堂や陶芸・囲碁教室といった高齢者の居場所づくりなど、地域共通の活動の推進

- 東海道「石部宿」の歴史や伝統の継承をテーマとした景観に配慮したまちづくりの推進
- 東海道の名所・旧跡、見所などを紹介する横断幕の増設
- 石部宿周辺の良好な景観づくりに向けた東海道の交通規制や無電柱化の検討

- その他・地区全体に関すること
- 狭い道路の拡充整備
 - コミュニティバスなど公共交通機関の利便性向上
 - 子ども110番の家の増設
 - 危険箇所・飛び出し坊やの点検
 - プランターを用いた花の寄せ植え運動による道路美化の実施
 - 地域内公園の清掃や遊具等の点検・管理
 - 不法投棄防止に向けた定期パトロールやエリア毎の役割分担による清掃活動の継続
 - 地域合同防災訓練など災害に強い体制づくり
 - 地域住民同士がふれ合う機会となっているあいさつ運動や「ふれあいまつり」の実施・継続
 - 空き家を活用したカフェや憩いの場の開設などまちづくりの推進
 - 地域住民を対象とした施設見学会や日帰りツアー等の企画・実施
 - 広報誌やホームページ、SNSを活用した情報発信と情報の共有化
 - 行政や各関係機関、専門職などと連携した取組の推進
 - 石部地域の広域経済拠点としての活性化

凡例		行政界		高速道路		専用居住ゾーン		森林環境保全エリア
		市街化区域		国道		複合居住ゾーン		里山環境活用エリア
		地区界		県道		商業・業務ゾーン		レクリエーションエリア
		河川等		主要な市道等		産業振興ゾーン		計画的市街地整備区域
		行政サービス機能		J R 草津線		既存環境保全エリア		計画的開発誘導区域
		学校教育施設				田園環境保全エリア		
						都市計画公園		

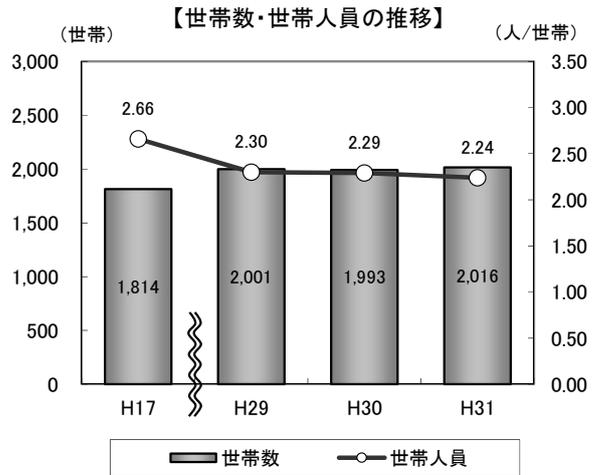
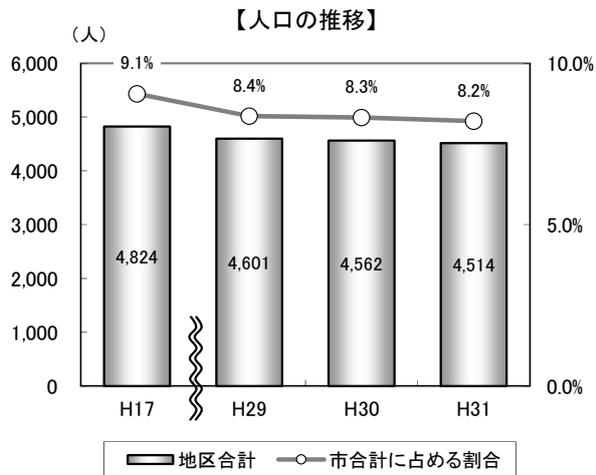
※道路の破線は計画路線、土地利用区分の点塗り潰しは想定用途を示す。

4. 石部南地域のまちづくり

(1) 石部南地域の現況



- ・石部南地域は市城南西部に位置し、西側は栗東市に隣接しています。
- ・地域の中央北側には一団の住宅地が形成されており、南側には阿星山や広野川、北西部には雨山などの自然資源があります。
- ・平成31年（2019年）時点で、人口は約4,500人、世帯数は約2,000世帯となっており、人口は市合計の8.2%を占めています。
- ・世帯数の増加に伴い、世帯人員は減少傾向にあり、平成31年（2019年）時点では、2.24人/世帯となっています。
- ・中央には（県）石部草津線、東側には（県）長寿寺本堂線があります。
- ・歴史資源として、湖南三山に数えられる常楽寺や長寿寺などがあり、また、じゅらくの里を中心に良好な田園景観が広がっています。
- ・北西部の雨山文化運動公園には、雨山総合グラウンドなどの体育施設、東海道石部宿歴史民俗資料館、雨山研修館「宿場の里」などがあります。



※H17は外国人を含まない（資料：住民基本台帳）

● 主要な施設・資源 ●

自然資源	歴史資源	公共公益施設	主要な都市施設
<ul style="list-style-type: none"> ・ 雨山(臥龍の森) ・ 広野川 ・ 紫雲の滝 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常楽寺 ・ 長寿寺 ・ 白山神社 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 石部南小学校 ・ 石部中学校 ・ 石部南まちづくりセンター ・ 県立近江学園 ・ 県立石部高校 ・ じゅらくの里 ・ 雨山文化運動公園 	<ul style="list-style-type: none"> ・ (県)石部草津線 ・ (県)長寿寺本堂線

(2) これまでの石部南地域のまちづくりの取組と課題

- ・石部南学区まちづくり協議会コミュニティプランや石部南学区まちづくり協議会ホームページなどを参考に、これまでの地域が主体となったまちづくりの取組と課題を整理しました。

①これまでのまちづくりの取組

●文化財と特産品を活かした魅力あるまちづくりの推進

- ・まちづくりセンターにおいて地域で作った梅干しや野菜を販売。

●ふれあい・交流イベントの開催

- ・月1回、土曜日に子ども食堂を開催。毎回大人と子どもを含め80人程度が参加。
- ・「ふれあいマラソン」や「ふれあい健康ウォーク」を開催。
- ・中学校吹奏楽部による演奏やハーモニーマーム・みなみ太極拳などを発表する「石部南学区ふれあい祭り」を開催。
- ・寺子屋（学習塾）や健康づくり（筋トレ、らくらく体操、卓球、ラジオ体操）を定期的に行う。
- ・地域外のまちづくり活動や歴史文化などを学ぶ館外学習を実施。

●住み続けたいと想える地域づくりの推進

- ・各区集会場やまちづくりセンターに設置しているプランターや花壇の花の植替えを実施。
- ・地域の小中学校や福祉施設を対象として草刈りを実施。

●その他

- ・南海トラフ地震による津波被害が想定される伊勢市の防災対策等について学ぶ体験学習を開催。
- ・防災訓練や家庭的なDIYなどを体験する子ども達の防災デイキャンプを開催。
- ・交通安全対策として登下校の見守り活動や小学校を対象とした自転車点検、交通安全教室を開催。



■ふれあいマラソンやふれあい健康ウォークの様子

(石部南学区まちづくり協議会ホームページ)

②今後の課題

- ・少子高齢化や一人暮らしの増加に伴う移動手段など生活環境の支援や人材の確保が必要。
- ・東寺・西寺の伝統行事や自然、農業などの保全・活用が必要。
- ・地域内の学校や施設、各種関連団体などとの連携強化が必要。
- ・地域内に食品などを取り扱う商業店舗がなく、日用品の買物環境の改善が必要。

(3) 石部南地域のまちづくりの方針（たたき台）

● まちづくりのテーマ

『 豊かな自然と伝統のこころが息づくふるさとづくり 』

● まちづくりのキーワード

地域支えあい体制の充実
若者の定住促進

ふれあい・交流の機会づくり
防災対策の強化

● まちづくりを進めるための取組

恵まれた山や川、田園の保全と活用

日々の生活にやすらぎとうるおいを与えてくれる山や川、田園などの豊かな自然環境を保全・活用しながら生活環境づくりや魅力づくりに取り組みます。

- ・ 広野川、井の本川をきれいにし、魚やホタルの棲める川に整備
- ・ 休耕田を利用したコスモスなどの景観形成作物や野菜の栽培と農産物の加工
- ・ 子どもを巻き込んだ里山づくりや地域の美化活動の実施
- ・ 竹林の活用と維持管理
- ・ 自然に親しみながら健康・体力づくり

文化財と特産品を活かした魅力あるまちづくりの推進

地域の文化財と特産品を活かし、活気と情緒あふれるまちづくりを推進します。

- ・ 常楽寺、長寿寺の資料館の設置
- ・ 文化財保全に向けた補助の実施（行政のバックアップ）
- ・ 特産物の開発・販売（梅干し、野菜、柿・ぶどう等）
- ・ 地産地消市場を設置・運営

ふれあい・交流イベントの開催

住民同士の関係を密にするため、ふれあいや交流の場や機会、気軽に集える場を設けます。

- ・ 現在行われている伝統行事（いもち送り等）や地域の魅力の更なるPR活動の実施
- ・ コミュニケーションの場であるドッジボール大会やマラソン大会などの開催・継続
- ・ 声かけ・あいさつ運動の実施・継続
- ・ 子ども食堂や寺子屋（学習塾）、天体観測イベントの継続・充実
- ・ 交流イベントであるふれあい祭りやふれあいウォーク&マラソンの開催

住み続けたいと想える地域づくりの推進

住民が普段の生活でゆとりや生きがいを感じ、いつまでも住み続けたいと想えるようなまちづくりを推進します。

- ・ 里山の開放と自然と親しむ施設の整備
- ・ ボランティア銀行の運営による地域支えあいの推進（行政のバックアップ）
- ・ 地域の核となるまちづくりセンターの活用・機能向上
- ・ 身近な商業機能の確保
- ・ 高齢者の移動手段としてデマンド型タクシー「すぐくるⅡ」の活用・運営
- ・ 子どもを対象としたデイキャンプの開催・運営
- ・ 空き家の有効活用などによる若者の定住促進

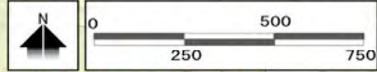
安心・安全なまちづくりの推進

全ての地域住民が安心・安全をじかに感じられるまちづくりを目指します。

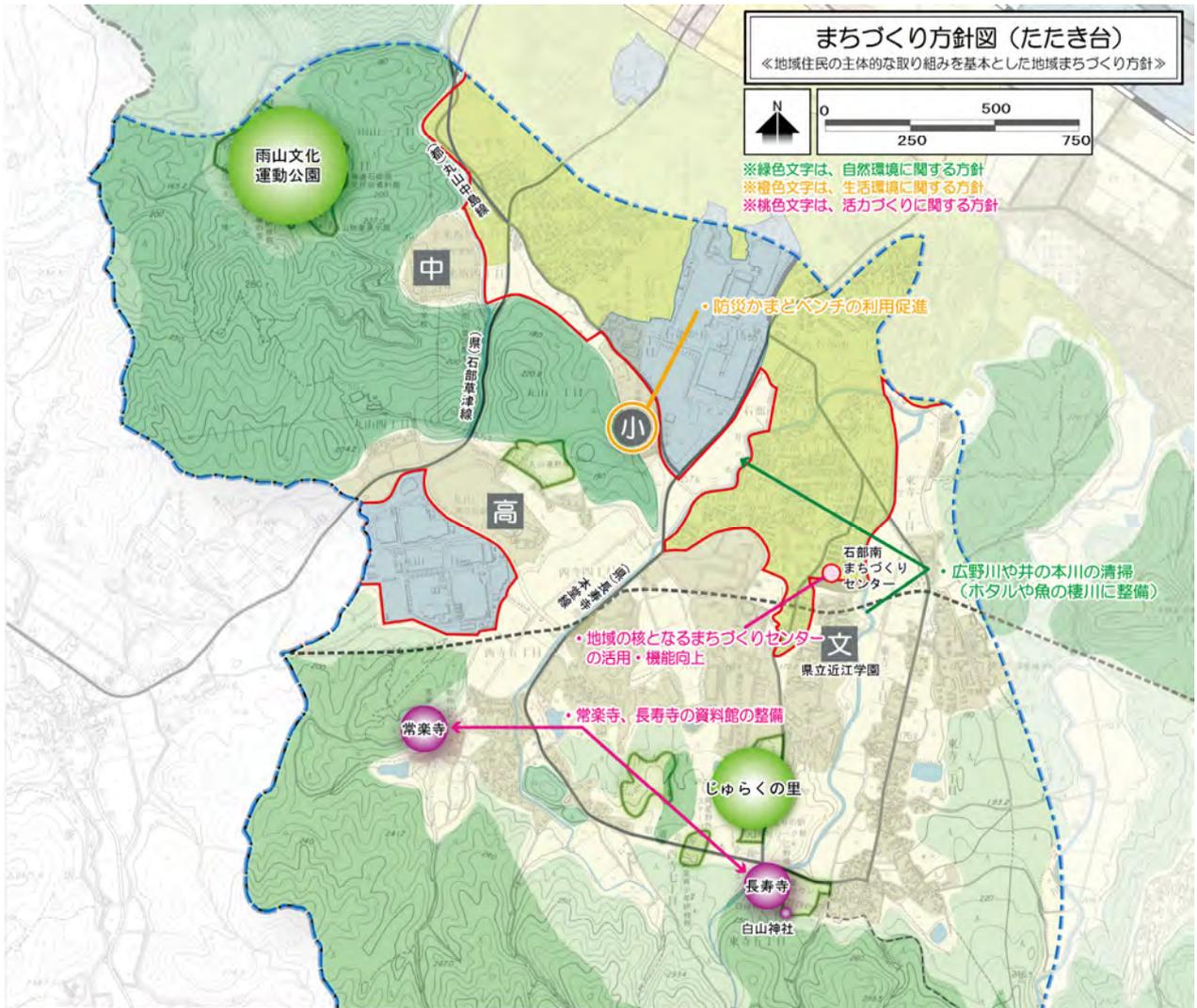
- ・ 危険個所の把握・改善
- ・ 中学・高校と連携した防火訓練やリアルHUG（避難所運営ゲーム）、DIG（災害想像力ゲーム）の開催など、災害に強いまちづくりの実施
- ・ 防災かまどベンチの利用促進

まちづくり方針図（たたき台）

《地域住民の主体的な取り組みを基本とした地域まちづくり方針》



※緑色文字は、自然環境に関する方針
 ※橙色文字は、生活環境に関する方針
 ※桃色文字は、活力づくりに関する方針



その他・地区全体に関すること

- 景観形成作物や野菜の栽培と農産物の加工
- 子どもを巻き込んだ里山づくりや地域の美化活動の実施
- 竹林の活用と維持管理
- 自然に親しみながら健康・体づくり
- 子どもを対象としたデイキャンプの開催・運営
- 里山の開放と自然と親しむ施設の整備
- 声かけ・あいさつ運動の実施・継続
- 高齢者の移動手段としてデマンド型タクシー「すぐぐるⅡ」の活用・運営
- 危険箇所の把握・改善
- 中学・高校と連携した防災訓練やリアルHUG（避難所運営ゲーム）、DIG（災害想像力ゲーム）の開催など、災害に強いまちづくりの実施
- 空き家の有効活用などによる若者の定住促進
- 文化財保全に向けた補助の実施（行政のバックアップ）
- 特産物の開発・販売（梅干し、野菜、柿・ぶどう等）
- 地産地消市場を設置・運営
- 伝統行事（いもち送り等）や地域の魅力の更なるPR活動の実施
- 交流イベントであるふれあい祭りやふれあいウォーク&マラソンの開催
- 子ども食堂や寺子屋（学習塾）、天体観測イベントの継続・充実
- コミュニケーションの場であるドッジボール大会やマラソン大会などの開催・継続
- ボランティア銀行の運営による地域支えあいの推進（行政のバックアップ）
- 身近な商業機能の確保

凡例

行政界	高速道路	専用居住ゾーン	森林環境保全エリア
市街化区域	国道	複合居住ゾーン	里山環境活用エリア
地区界	県道	商業・業務ゾーン	レクリエーションエリア
河川等	主要な市道等	産業振興ゾーン	計画的市街地整備区域
行政サービス機能	JR草津線	既存環境保全エリア	計画的開発誘導区域
学校教育施設		田園環境保全エリア	
		都市計画公園	

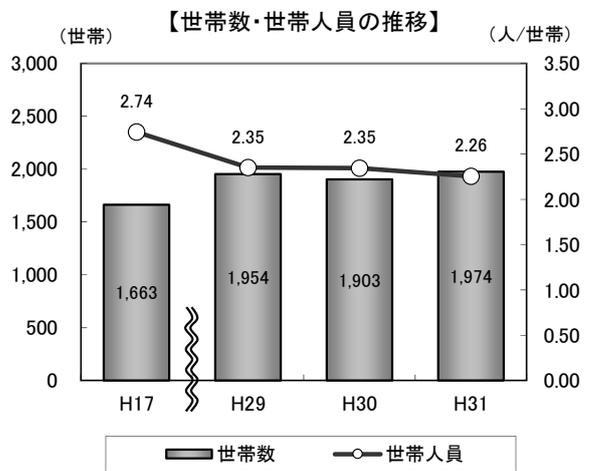
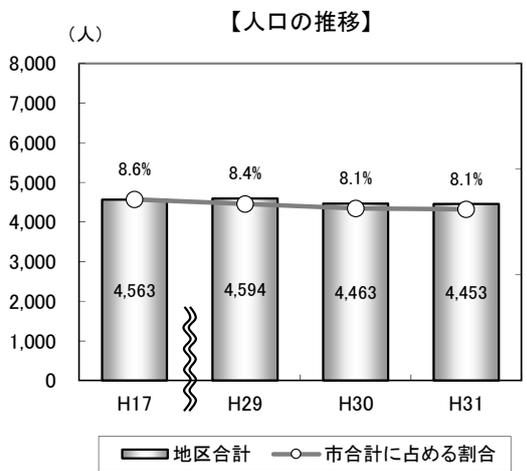
※道路の破線は計画路線、土地利用区分の点塗り潰しは想定用途を示す。

5. 岩根地域のまちづくり

(1) 岩根地域の現況



- ・岩根地域は、野洲川の北側から十二坊の山地・丘陵地までを区域に含み、北側は竜王町に隣接しています。
- ・十二坊の山裾に広がる集落地域をはじめ、東部には土地地区画整理事業による計画的な住宅地（岩根中央）が整備されています。
- ・平成31年（2019年）時点で、人口は約4,500人、世帯数は約2,000世帯となっており、人口は市合計の8.1%を占めます。
- ・世帯数が増加する一方で世帯人員は減少傾向にあり、平成31年（2019年）時点では、2.26人/世帯となっています。
- ・野洲川に沿って国道1号、山裾を縫うように(主)野洲甲西線がそれぞれ横断し、東部には名神高速道路竜王インターチェンジのアクセス道路となる(主)彦根八日市甲西線があります。
- ・甲西大橋から湖南工業団地をつなぐ市道岩根大谷線、市道十二坊線によって「湖國十二坊の森 十二坊温泉ゆらら」にアクセスできます。
- ・野洲川沿いに広がる一団の農地、思川、十二坊の山地・丘陵地などの豊かな自然環境が残るとともに、善水寺などの歴史資源があります。



※H17は外国人を含まない (資料：住民基本台帳)

● 主要な施設・資源 ●

自然資源	歴史資源	公共公益施設	その他	主要な都市施設
<ul style="list-style-type: none"> ・野洲川 ・十二坊 ・思川 ・高田砂川 ・長谷川 ・車谷川 ・大沙川 	<ul style="list-style-type: none"> ・善水寺・不動寺 ・正福寺・常永寺 ・正法寺・正栄寺 ・鷹崖不動明王 ・川田神社 ・貴船神社 	<ul style="list-style-type: none"> ・岩根まちづくりセンター ・岩根小学校 ・甲西北中学校 ・湖國十二坊の森 ・十二坊温泉ゆらら 	<ul style="list-style-type: none"> ・思川の桜並木 	<ul style="list-style-type: none"> ・国道1号 ・(主)野洲甲西線 ・(主)彦根八日市甲西線 ・谷ヶ間公園 ・蛇の木公園 ・野洲川緑地

(2) これまでの岩根地域のまちづくりの取組と課題

- ・岩根まちづくり協議会コミュニティプランや岩根まちづくり協議会ホームページなどを参考に、これまでの地域が主体となったまちづくりの取組と課題を整理しました。

①これまでのまちづくりの取組

●歩きたくなる美しい里づくりの推進

- ・岩根小学校を対象とした田植え・稲刈り体験を実施。
- ・毎年十二坊ゆららの石みがきやまちづくり講座を実施。
- ・朝国区に植栽した芝桜の維持管理。

●心やすらぐ、安心・安全な憩いの場づくり

- ・岩部学区防災セミナーを開催。
- ・防災かまどベンチの設置・活用。

●知恵やアイデアを出し合い進める、ふれあい・交流づくり

- ・冬休み子ども体験教室や夏休み子ども学習教室を開催。
- ・岩根おしゃべりクラブや研修旅行を実施。
- ・地域住民の健康・体力づくりとして健康麻雀や100歳体操の実施。

●岩根を愛するまちづくりの実践

- ・囲碁体験や地域住民の作品展示、模擬店、舞踊や歌の発表などを行う「岩根まちづくりフェア」を開催。
- ・岩根の歴史や見所を紹介する冊子「岩根のきらめき「岩根山物語」あゆみ」「岩根ふるさと探訪ウォークラリー総集編」の作成。
- ・岩根小学校に、小学校や地域の歴史を学ぶコーナーの設置。
- ・「ホテルまつり」を開催。



岩根のきらめき「岩根山物語」あゆみ



■岩根小学校の田植え体験

(岩根まちづくり協議会ホームページ)



■岩根まちづくりフェア

(岩根まちづくり協議会ホームページ)

②今後の課題

- ・子どもたちが自由に楽しみながら遊び、学ぶ場や機会の確保が必要。
- ・年齢、国籍を問わず、誰もが自由に交流し、安心して暮らせる地域づくりが必要。
- ・人と自然の共生を目指した地域づくりが必要。
- ・若者がまちづくりに参画しやすい組織づくりや活動の場を増やすことが必要。
- ・災害にも対応できる体制づくりが必要。

(3) 岩根地域のまちづくりの方針（たたき台）

● まちづくりのテーマ

『 子どもも高齢者も仲良く笑顔で暮らせる
人情あふれる やすらぎのまちづくり 』

● まちづくりのキーワード

思川や善水寺などの地域資源を活かしたまちづくり
多文化共生のまちづくり

道路・交通環境の充実
防災対策の強化

● まちづくりを進めるための取組

歩きたくなる美しい里づくりの推進

思川をはじめとした自然環境を最大限に活かしながら、歩いてみたくなる環境づくり、ゴミのポイ捨てができない美しい里づくりを推進します。

- ・思川全域での桜まつりやホテル祭りの開催などを通じた憩いの川づくりの実践・継続
- ・ハイキングやキャンプなど十二坊の活用推進
- ・十二坊の石みがきや善水寺周辺の清掃活動の継続
- ・各家庭の玄関前や道路肩へのプランターの設置や芝桜の維持管理
- ・リサイクルの推進や環境教育など、ゴミや環境問題への取組推進

心やすらぐ、安心・安全な憩いの場づくり

地域に残るまちづくり資源を有効に活用しながら、やすらぎの場となる公園・広場づくりや安心・安全に暮らせる環境づくりに取り組みます。

- ・国道1号の4車線化の早期実現による通過交通の進入抑制
- ・子どもやお年寄りが安全に活用できる憩いの場づくりの支援
- ・グリーン作戦の実施・継続による花や緑が溢れる憩いの場づくり
- ・防災・危険箇所や安全な遊び場の調査確認、対策の実施
- ・リアルHUG（避難所運営ゲーム）、DIG（災害想像カゲーム）の開催など、災害に強いまちづくりの実施
- ・防災かまどベンチの活用
- ・通学路の巡回パトロールの実施・継続

知恵やアイデアを出し合い進める、ふれあい・交流づくり

地域住民が創意工夫を凝らしながら、できることから少しずつ、楽しみながら、地域住民のふれあいや交流の場や機会をつくり出します。

- ・各地区の歴史や文化、お勧めスポット、地域活動の状況など、情報や財産を取りまとめた情報誌やマップの作成、ノウハウやアイデアの共有
- ・交流の場として野洲川親水公園の活用
- ・ふれあいサロンや外国人との交流など、世代や国籍を超えて話し合いや交流が出来る場づくり
- ・住民のつどいや人権セミナーの開催

岩根を愛するまちづくりの実践

地域住民が地域を愛し、ともに助け合い、誇りと愛着を持って住み続けられるまちづくりを進めます。

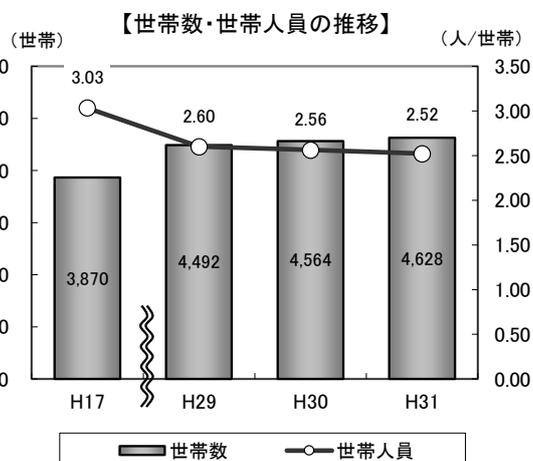
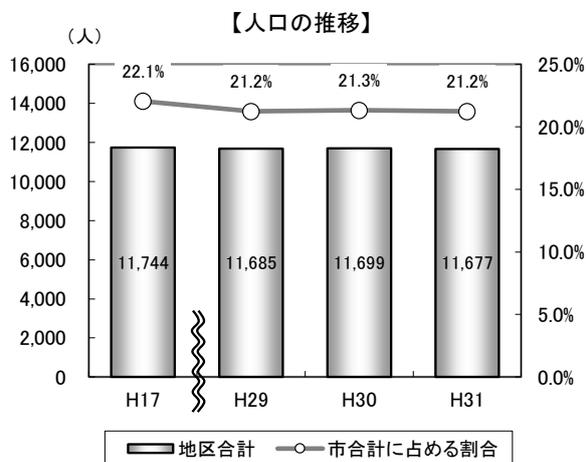
- ・岩根の歴史を知ったり学べる新聞や冊子の活用、歴史を語る会の開催
- ・子どもたちに気軽に声を掛けられる大人づくり
- ・次代の子どもたちへ良い心、美しい心を伝える機会づくり
- ・まちづくりフェアや地域行事の充実
- ・「歴史資源クッキー」など新しい特産品づくり・販売
- ・岩根の歴史や文化、お勧めスポットなどを案内するガイドの育成・活用
- ・移動販売の誘致など、高齢者の移動手段の確保

6. 菩提寺地域のまちづくり

(1) 菩提寺地域の現況



- ・菩提寺地域は、市域北西部に位置し、北部には緑豊かな山並み、南部には野洲川があり、西部は野洲市と隣接しています。
- ・野洲川沿いに広がる一団の農地の北側には、既存の住宅地があり、その北側一面に戸建て住宅を中心とした一団の住宅地が形成されています。
- ・平成31年（2019年）時点で、人口は約11,700人、世帯数は約4,600世帯となっており、人口は市合計の21.2%を占め、三雲地区に次ぐ大きさとなっています。
- ・世帯数が増加する一方で世帯人員は減少傾向にあり、平成31年（2019年）時点では2.52人/世帯と全地域中最も多くなっています。
- ・地域の北側を名神高速道路が横断し、野洲川に沿って国道1号があります。
- ・主要な道路として、(主)野洲甲西線が地域内を横断し、名神高速道路竜王インターチェンジにつながる(主)竜王石部線があります。
- ・菩提寺地域は7つの行政区で構成されており、地域の北東部は新興住宅、南部は農村主体となっており、斎神社や菩提禅寺など多数の歴史資源があります。



※H17は外国人を含まない (資料：住民基本台帳)

● 主要な施設・資源 ●

自然資源	歴史資源	公共公益施設	その他	主要な都市施設
<ul style="list-style-type: none"> ・野洲川 ・龍王山 (菩提寺山) ・大山川 ・大谷川 ・高田砂川 ・谷川 	<ul style="list-style-type: none"> ・菩提禅寺 ・西応寺 ・斎神社 ・八王子神社 ・廃少菩提寺石多宝塔及び石仏 	<ul style="list-style-type: none"> ・菩提寺まちづくりセンター ・菩提寺北小学校 ・菩提寺小学校 	<ul style="list-style-type: none"> ・県立希望が丘文化公園 ・ゴルフ場 ・名神高速道路 菩提寺PA 	<ul style="list-style-type: none"> ・国道1号 ・(主)野洲甲西線 ・(主)竜王石部線 ・菩提寺公園 ・大山川緑地 ・野洲川緑地

(2) これまでの菩提寺地域のまちづくりの取組と課題

- ・菩提寺まちづくり協議会コミュニティプランや菩提寺まちづくり協議会ホームページなどを参考に、これまでの地域が主体となったまちづくりの取組と課題を整理しました。

①これまでのまちづくりの取組

●みんなでつくる美しい環境づくり

- ・竹林の草刈りやワークショップの開催など、魅力ある竹林づくりを実施。
- ・身近な自然と史跡にふれあえる環境づくりのため、菩提寺山を整備。

●安心・安全に暮らせる環境づくり

- ・地域における認知症への理解を一層深め、安心して暮らせるまちを目指すため、認知症講演会や認知症高齢者発見保護訓練を実施。
- ・防災訓練や防災研修を実施。
- ・夜間巡回調査を実施。

●地元の農業・商業の活性化によるまちの活力の創出

- ・整備した竹林の中で平茸や舞茸を栽培・販売。
- ・カブトムシを販売。

●コミュニティのあるまちづくりの実践

- ・サークル発表や展示、模擬店などを行う菩提寺まちづくりフェスタを開催。
- ・子どもたちに食事の楽しさを知ってもらい、家庭・学校に続く第3の居場所としてもらうため、子ども食堂「すくすく食堂」を開催。



■認知症高齢者発見保護訓練

(菩提寺まちづくり協議会ホームページ)



■竹のワークショップ

(菩提寺まちづくり協議会ホームページ)

②今後の課題

- ・区や自治会、市とのつながりが薄く、連携体制の構築が必要。
- ・災害にも対応できる体制づくりが必要。
- ・地域の資源を活かし、地域活性化を進めることが必要。
- ・空き家・空き地を管理・活用していく体制の構築が必要。

(3) 菩提寺地域のまちづくりの方針（たたき台）

● まちづくりのテーマ

『 子どもたちが愛し誇れる文化の香りあふれるまち 菩提寺 』

● まちづくりのキーワード

自然や歴史文化などの地域資源を活かしたまちづくり
地域ぐるみの子育て体制の充実

道路・交通環境の充実
防災対策の強化

● まちづくりを進めるための取組

自然と歴史文化を未来につなぐまちづくり

地域に残る豊かな自然や歴史文化とのふれあいを通じて、子どもや地域住民の地元への愛着を育むとともに将来に引き継ぎます。

- ・ 龍王山（菩提寺山）や大山川の整備および活用
- ・ 菩提寺の史跡めぐりが出来るような散策道の整備
- ・ 大山川を中心としたホテルの里の整備、川を中心に子どもたちが遊べる環境づくり
- ・ 菩提寺地域内の歴史文化などを示したパンフレットづくり
- ・ 歴史や史跡などを知ってもらうための企画実施
- ・ 子どもを対象とした歴史文化の勉強会や見学会の実施

みんなでつくる美しい環境づくり

暮らしの豊かさを実感できる美しいまちづくりに取り組みます。

- ・ 犬猫の糞害、ゴミのないまちづくりの推進
- ・ 花のある道づくり、自動車道や自転車道脇に季節の花を植栽する
- ・ 身近な公園の維持管理、広葉樹の植樹活動の実施

安心・安全に暮らせる環境づくり

地域住民が安心・安全を心から実感でき、快適に生活できるまちを目指します。

- ・ 避難所設営マニュアルの策定・検証や情報交換手段の確保など、災害に備えたネットワークの構築
- ・ 認知症に関する啓発や独り歩き認知症高齢者発見保護訓練の実施など捜索体系の構築
- ・ 防災訓練の実施
- ・ 各自治会を横断した防災組織のネットワーク化による協力体制の構築
- ・ 渋滞緩和に向けた道路環境の整備推進
- ・ 空き家・空き地の管理・活用体制の構築

特産品を活かしたうるおいのあるまちづくりの推進

地域の自然の恵みを活かしたうるおいのあるまちづくりを進めます。

- ・ 椎茸や平茸、カブトムシ、その他地域の活性化につながる特産品の開発・販売による地域コミュニティビジネスの推進
- ・ 竹林のイメージアップを図るため、たけのこ掘り体験や竹材の活用、竹林の維持管理の実施
- ・ 地域のボランティアや中学校との連携体制の構築

コミュニティのあるまちづくりの実践

四季折々のイベントやネットワークを通して交流し、地域住民の体力や互いの絆を強固なものにしていきます。

- ・ 知識や技能を持った人たちのリストの作成によるネットワークの構築
- ・ 子どもたちに、お年寄りの知恵・技能を伝承する機会の提供
- ・ 夏休み夜間巡回調査や愛のひと声あいさつ運動など、地域の子どもの健全な成長を見守る活動の実施・継続
- ・ 「すくすく食堂」の開催など、子どもの交流の場・居場所づくりの継続

まちづくり方針図（たたき台）

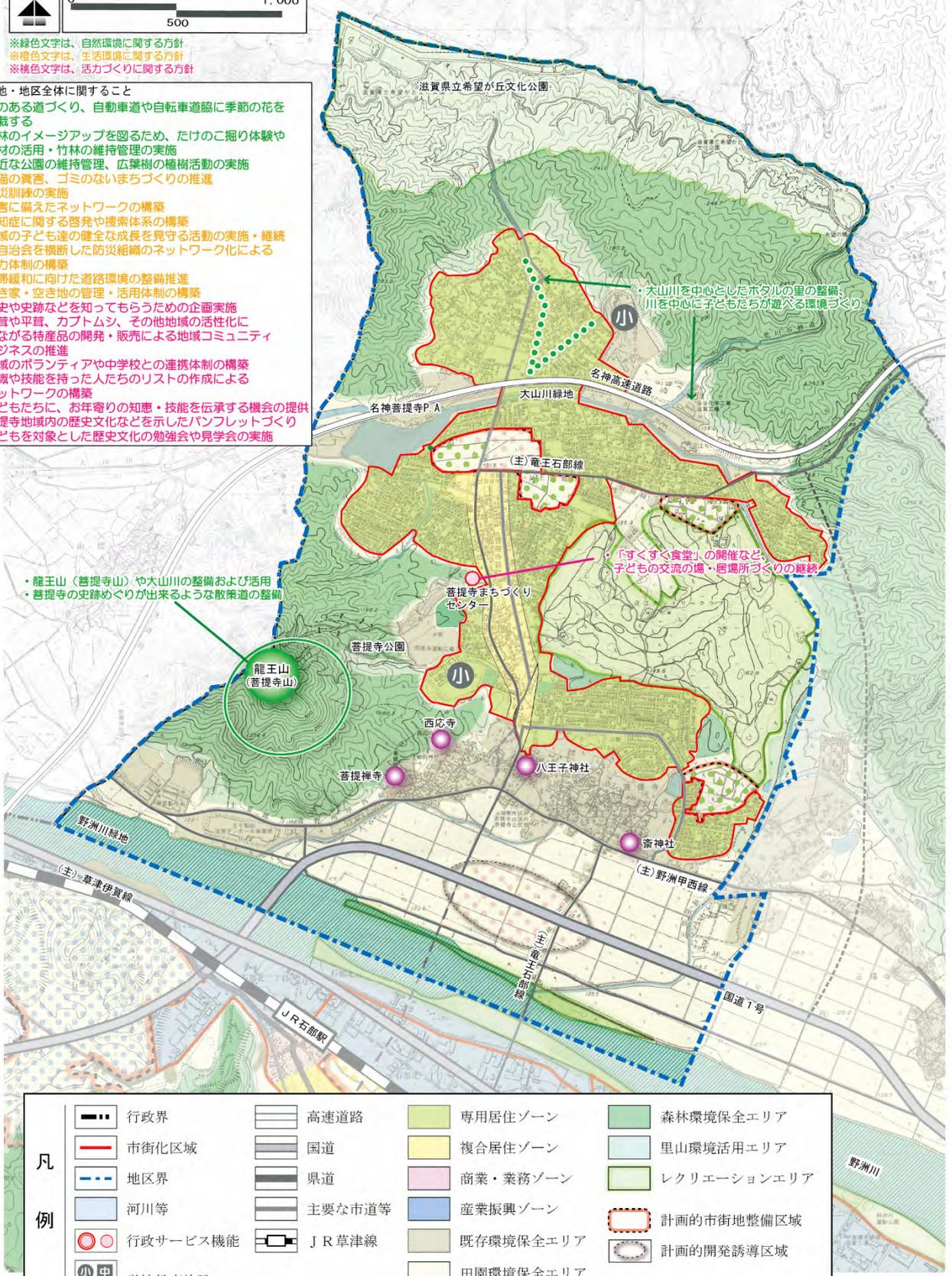
《地域住民の主体的な取り組みを基本とした地域まちづくり方針》



- ※緑色文字は、自然環境に関する方針
- ※橙色文字は、生活環境に関する方針
- ※桃色文字は、活力づくりに関する方針

その他・地区全体に関すること

- 花のある道づくり、自動車道や自転車道脇に季節の花を植栽する
- 竹林のイメージアップを図るため、たけのこ掘り体験や竹材の活用・竹林の維持管理の実施
- 身近な公園の維持管理、広葉樹の植樹活動の実施
- 犬猫の糞害、ゴミのないまちづくりの推進
- 防災訓練の実施
- 災害に備えたネットワークの構築
- 認知症に関する啓発や捜索体系の構築
- 地域の子どもの健全な成長を見守る活動の実施・継続
- 各自治会を横断した防災組織のネットワーク化による協力体制の構築
- 渋滞緩和に向けた道路環境の整備推進
- 空き家・空き地の管理・活用体制の構築
- 歴史や史跡などを知ってもらうための企画実施
- 椎茸や平茸、カブトムシ、その他地域の活性化につながる特産品の開発・販売による地域コミュニティビジネスの推進
- 地域のボランティアや中学校との連携体制の構築
- 知識や技能を持った人たちのリストの作成によるネットワークの構築
- 子どもたちに、お年寄りの知恵・技能を伝承する機会の提供
- 菩提寺地域内の歴史文化などを示したパンフレットづくり
- 子どもを対象とした歴史文化の勉強会や見学会の実施



●龍王山（菩提寺山）や大山川の整備および活用
●菩提寺の史跡めぐりが出来るような散策道の整備

●大山川を中心としたホテルの里の整備、川を中心にした子どもたちが遊べる環境づくり

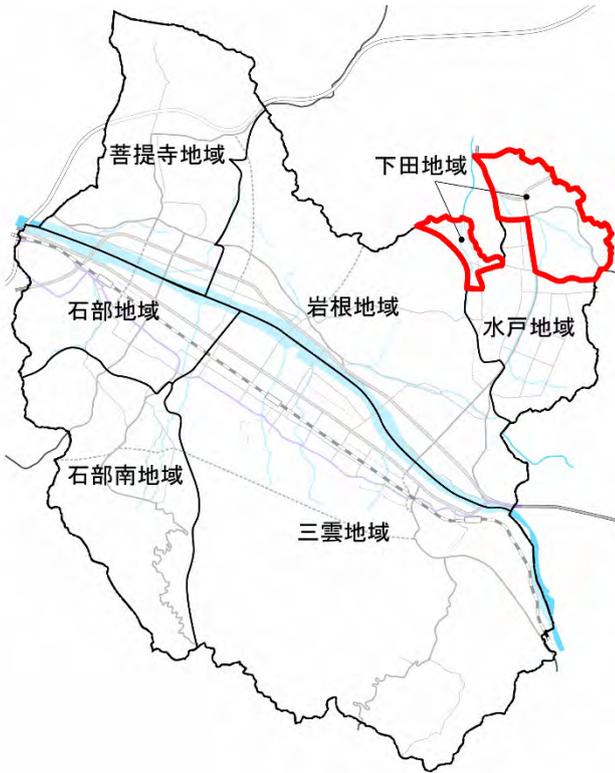
●「すくすく食堂」の開催など、子どもの交流の場・居場所づくりの継続

凡例		行政界		高速道路		専用居住ゾーン		森林環境保全エリア
		市街化区域		国道		複合居住ゾーン		里山環境活用エリア
		地区界		県道		商業・業務ゾーン		レクリエーションエリア
		河川等		主要な市道等		産業振興ゾーン		計画的市街地整備区域
		行政サービス機能		J R 草津線		既存環境保全エリア		計画的開発誘導区域
		学校教育施設				田園環境保全エリア		都市計画公園

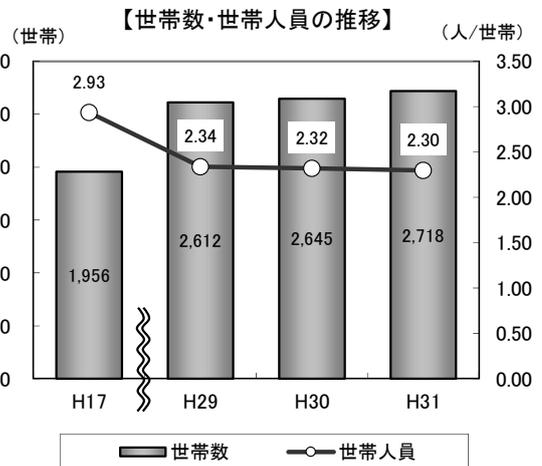
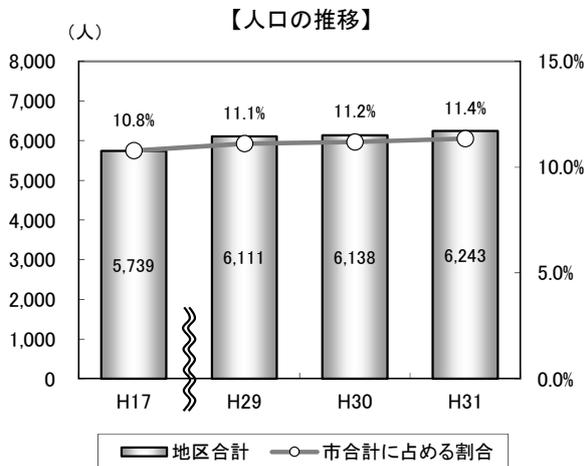
※道路の破線は計画路線、土地利用区分の点塗り潰しは想定用途を示す。

7. 下田地域のまちづくり

(1) 下田地域の現況



- ・下田地域は、市域の北東に位置し、北側は竜王町、東側は甲賀市に隣接しています。
- ・北側には一団の農地が広がり、国道 477 号の東側には祖父川沿いに市街地や専用住宅地が形成されています。
- ・北西側には、農地と一団の専用住宅地が形成され、野神川の東側に大谷観光ぶどう園があります。
- ・平成 31 年（2019 年）時点で、人口は約 6,200 人、世帯数は約 2,700 世帯となっており、人口は市合計の 11.4% を占めています。
- ・世帯数が増加する一方で世帯人員は減少傾向にあり、平成 31 年（2019 年）時点では、2.30 人/世帯となっています。
- ・幹線道路として、国道 477 号と（主）彦根八日市甲西線、隣接する甲賀市へのアクセス道路となる（県）春日竜王線があります。
- ・南側には湖南工業団地、行政界を界して北東側にはダイハツ工業竜王工場が立地しており、多くの人が集まる環境を有しています。
- ・下田地域は 9 つの行政区で構成されており、歴史資源としては約 600 年の歴史を持つ日枝神社があり、5 月には「お田植え踊り」が行われています。



※H17 は外国人を含まない（資料：住民基本台帳）

● 主要な施設・資源 ●

自然資源	歴史資源	公共公益施設	その他	主要な都市施設
<ul style="list-style-type: none"> ・祖父川 ・長谷川 ・雷古川 	<ul style="list-style-type: none"> ・日枝神社 	<ul style="list-style-type: none"> ・下田まちづくりセンター ・下田小学校 	<ul style="list-style-type: none"> ・大谷観光ぶどう園 ・湖南工業団地 	<ul style="list-style-type: none"> ・国道 477 号 ・（主）彦根八日市甲西線 ・（県）春日竜王線 ・下田公園 ・雷古公園

(2) これまでの下田地域のまちづくりの取組と課題

- ・下田学区まちづくり協議会コミュニティプランや下田学区まちづくり協議会ホームページなどを参考に、これまでの地域が主体となったまちづくりの取組と課題を整理しました。

①これまでのまちづくりの取組

●安心・安全が感じられる利便性の良いまちづくり

- ・防災訓練や防災研修を実施。
- ・下田小学校に設置されたかまどベンチを利用してイザメシ作りを実施。
- ・地域福祉・支えあうまちづくりを推進。

●「まちづくり」や「文化」を通して広がるコミュニティづくり

- ・ふれあいハイキングやウォーク、「下田学区ふれあい祭り」を開催。
- ・参加者と地域住民の交流を図るため、「下田泥りんピック」を開催。
- ・毎年体育まつりを実施（40年以上継続）。
- ・世代間交流事業（高齢者と子供のふれあい事業）を実施。
- ・日枝神社の境内でお月見コンサートを開催。
- ・健康食料理講習会を開催。
- ・青少年育成事業やコミュニティスクールの支援を実施。



■下田泥りんピック

(下田学区まちづくり協議会ホームページ)



■お月見コンサート

(下田学区まちづくり協議会ホームページ)

②今後の課題

- ・災害にも対応できる体制づくりや防災対策の強化が必要。
- ・空き家・空き地を管理・活用していく体制の構築が必要。
- ・少子高齢化が進む環境に対応するため、地域福祉・支えあうまちづくりの強化が必要。
- ・これからのまちづくりを担う人材の発掘・育成が必要。
- ・あらゆる世代とのふれあいやコミュニケーションがとれる場や機会を充実させることが必要。

(3) 下田地域のまちづくりの方針（たたき台）

● まちづくりのテーマ

『 みんなで活かそう美しいまち、好きです 下田！ 』

● まちづくりのキーワード

地域コミュニティの維持・活性化
空き家・空き地対策の強化

特産品を活かしたまちづくり
防災対策の強化

● まちづくりを進めるための取組

胸を張って未来に残せる美しい環境づくり

次の世代に胸を張って堂々と受け継がせられる環境をつくっていきます。

- ・ ゴミのないきれいなまちづくりの推進
- ・ シンボルとなる道を定め、せせらぎの川、桜並木の整備
- ・ 昔ながらの田園風景の保全と地産地消の推進
- ・ 休耕田を活用した泥んこバレーボールなどイベントの開催
- ・ 街の中心で緑やうるおいが感じられる環境づくり

安心・安全が感じられるまちづくり

安心・安全、快適な生活が送れるまちづくりを進めます。

- ・ 生活道路（特に通学路）の改良
- ・ 車椅子でも自由に動ける生活道路の整備
- ・ 空き家・空き地の管理・活用体制の構築
- ・ コミュニティバスの更なる利便性向上
- ・ HPやポスター、回覧による情報提供
- ・ 防災訓練など災害に備えた体制の構築

特産品を活かした個性あるまちづくりの推進

特産品の開発やPRの推進など、特産品を積極的に活用しながら活気あるまちづくりを進めます。

- ・ 下田なすなどの特産物を販売する仕組みづくり（インターネット販売や通販なども展開）
- ・ 「下田なす」や「弥平とうがらし」のブランド化、商標登録
- ・ 藍染の継承
- ・ 下田焼発祥の地を活かした活性化やPRの実施

「まちづくり」や「文化」を通して広がるコミュニティづくり

地域住民みんながつながる環境をつくり、活力あるコミュニティを生み出します。

- ・ 下田ふれあいまつりや下田商工夏祭り・ナイアガラ花火、ふれあいウォークなどを毎年続けていき、あらゆる世代との交流を図る
- ・ 下田地域の「えびすまつり」の継続
- ・ 地域住民が集う拠点を活用した音楽祭やコンサートの開催
- ・ 伝統行事や各種競技への参加を通じて活力のあるコミュニティの醸成を図る
- ・ 登録クラブ活動やふれあいまつりといったまちづくりセンター活動の推進

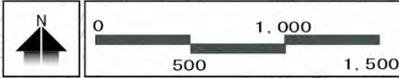
互いの思いを活かし合う持続可能なまちづくり

まちづくり協議会や区長会、商工会など様々な団体や人々が互いに意見を出し合い、協力し合うことで、持続可能なまちづくりを進めます。

- ・ まちづくり協議会や区長会、老人会、商工会など様々な団体や人々との連携・共催
- ・ 地域支えあい推進員や民生委員・児童委員、健康推進委員などの養成

まちづくり方針図（たたき台）

《地域住民の主体的な取り組みを基本とした地域まちづくり方針》



- ※緑色文字は、自然環境に関する方針
- ※黄色文字は、生活環境に関する方針
- ※桃色文字は、活力づくりに関する方針

昔ながらの田園風景の保全と
地産地消の推進
・休耕田を活用した
泥んこバレーボールなど
イベントの開催

登録クラブ活動や
ふれあいまつりと
いったまちづくり
センター活動の推進

地域住民が集う拠点を活用した
音楽祭やコンサートの開催

その他・地区全体に関すること

- シンボルとなる道を定め、せせらぎの川、桜並木の整備
- ゴミのないきれいなまちづくりの推進
- 街の中心で緑やうらおいが感じられる環境づくり
- 生活道路（特に通学路）の改良
- 車椅子でも自由に動ける生活道路の整備
- コミュニティバスの更なる利便性向上
- 空き家・空き地の管理・活用体制の構築
- 防災訓練など災害に備えた体制の構築
- HPやポスター、回覧による情報提供
- 下田なすなどの特産物を販売する仕組みづくり
- 「下田なす」や「弥平とうがらし」のブランド化、商標登録
- 下田焼発祥の地を活かした活性化やPRの実施
- 下田ふれあいまつりや下田商工夏祭り等の継続による世代間交流の推進
- 伝統行事や各種競技への参加を通じた活力のあるコミュニティの醸成
- 下田地域「えびすまつり」の継続
- 藍染の継承
- まちづくり協議会や区長会、老人会、商工会など様々な団体や人々との連携・共催
- 地域支えあい推進員や民生委員、児童委員、健康推進委員などの養成

凡 例		行政界		高速道路		専用居住ゾーン		森林環境保全エリア
		市街化区域		国道		複合居住ゾーン		里山環境活用エリア
		地区界		県道		商業・業務ゾーン		レクリエーションエリア
		河川等		主要な市道等		産業振興ゾーン		計画的市街地整備区域
		行政サービス機能		J R 草津線		既存環境保全エリア		計画的開発誘導区域
		学校教育施設		田園環境保全エリア		都市計画公園		

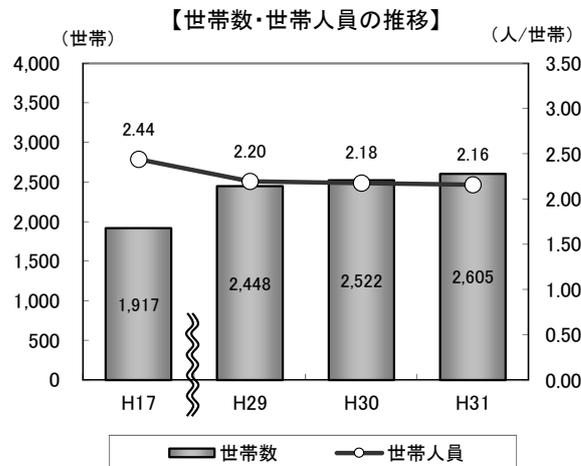
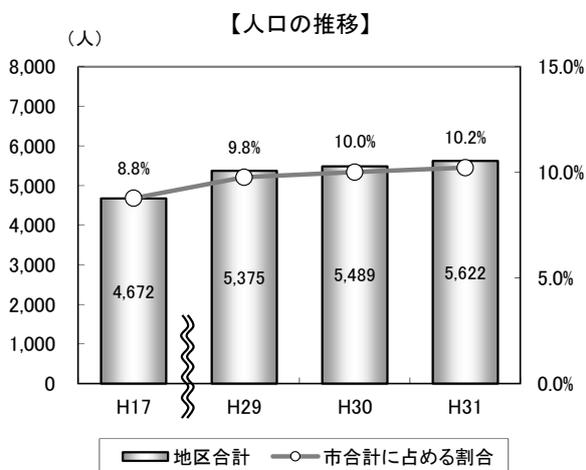
※道路の破線は計画路線、土地利用区分の点塗り潰しは想定用途を示す。

8. 水戸地域のまちづくり

(1) 水戸地域の現況



- ・水戸地域は市域東部に位置し、東側は甲賀市と接しています。
- ・地域の西側には住宅地、東部には工業団地が整備されています。
- ・平成31年（2019年）時点で、人口は約5,600人、世帯数は約2,600世帯となっており、人口は市合計の10.2%を占めています。
- ・世帯数が増加する一方で世帯人員は減少傾向にあり、平成31年（2019年）時点では、2.16人/世帯と全地域中最も少なくなっています。
- ・地域の中央を南北に流れる茶釜川に沿って（主）彦根八日市甲西線が縦断しており、名神高速道路竜王インターチェンジへのアクセス道路となっています。
- ・地域の中央には水戸まちづくりセンター、水戸体育館、市民学習交流センターなどの公共公益施設が集積しており、中心拠点としての役割を果たしています。
- ・地域の南部に位置するにぎり池公園は、古くからため池としての役割を果たしており、千本桜の名所として人々の憩いの場となっています。



※H17は外国人を含まない（資料：住民基本台帳）

● 主要な施設・資源 ●

自然資源	公共公益施設	その他	主要な都市施設
<ul style="list-style-type: none"> ・茶釜川 	<ul style="list-style-type: none"> ・水戸まちづくりセンター ・市民学習交流センター ・水戸体育館 ・市民グラウンド ・障がい者生活支援センター ・水戸小学校 ・日枝中学校 ・水戸診療所 	<ul style="list-style-type: none"> ・湖南工業団地 	<ul style="list-style-type: none"> ・（主）彦根八日市甲西線 ・ワンワン公園 ・水戸公園 ・田代が池公園 ・一の瀬公園 ・高松公園 ・にぎり池自然公園 ・西峰緩衝緑地

(2) これまでの水戸地域のまちづくりの取組と課題

- ・水戸学区まちづくり協議会コミュニティプランや水戸学区まちづくり協議会ホームページなどを参考に、これまでの地域が主体となったまちづくりの取組と課題を整理しました。

①これまでのまちづくりの取組

●住民同士のふれあい・憩いの場づくり、そしてふるさとづくりへ

- ・サンヒルズにおいて地元野菜を販売。
- ・フリーマーケットを開催。
- ・田代が池公園を整備。
- ・田代が池公園での夜間のイルミネーション「水戸ナリエ」を実施。

●暮らしの安心・安全を高めるまちづくりの推進

- ・防災訓練を実施。

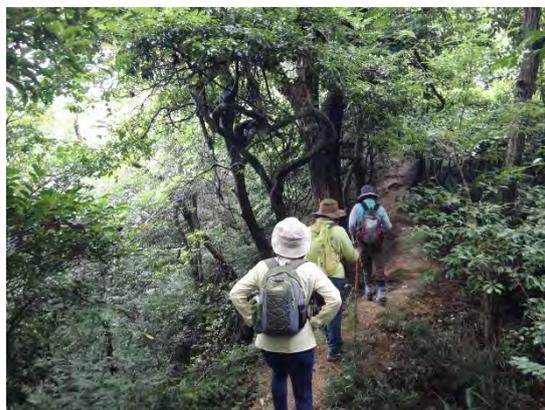
●協働によるあたたかいコミュニティづくりの推進

- ・男性の交流の場として男の料理教室を開催。
- ・水戸菜園での野菜づくりや体験を実施。
- ・十二坊健康ハイキングを実施。
- ・園児の発表や模擬店、様々な体験などを行う「水戸まちづくりフェスタ」を開催。



■水戸まちづくりフェスタ

(水戸学区まちづくり協議会 Facebook)



■十二坊健康ハイキング

(水戸学区まちづくり協議会 Facebook)

②今後の課題

- ・これからのまちづくりを担う人材の発掘・育成が必要。
- ・大人から子どもまで安心して暮らせるまちづくりを進めることが必要。
- ・区単位の防災組織の形成や学区全体で連携した防災対策が必要。
- ・男性が交流の場に出ることが少なく、誰もが気軽に参加できる交流の場やふれあいの機会を増やすことが必要。
- ・地域の資源を活かし、地域活性化を進めることが必要。
- ・地域の約1/4が外国籍であることや工業団地を有する特性を活かし、外国人や企業とのつながりを深める必要がある。

(3) 水戸地域のまちづくりの方針（たたき台）

● まちづくりのテーマ

『 コミュニケーションで安心・安全、
住みよいふるさと水戸づくり 』

● まちづくりのキーワード

多文化共生のまちづくり
企業と地域の連携維持・強化

道路・交通環境の充実
防災対策の強化

● まちづくりを進めるための取組

住民同士のふれあい・憩いの場づくり、そしてふるさとづくりへ

暮らしやすい生活環境を保全・改善しつつ、地域住民みんながふれあい憩える場を整備し、心やすらぐふるさとづくりを目指します。

- ・ 茶釜川の桜の手入れ
- ・ ジョギングコース（フットライト完備）の整備
- ・ スポーツ施設の活用
- ・ ゴミ捨て禁止の徹底
- ・ 犬の糞のない、きれいなまちの実現
- ・ 田代ヶ池公園など身近な公園の活用
- ・ 花壇の整備や花植えによる憩いの拠点づくり

暮らしの安心・安全を高めるまちづくりの推進

住民一人ひとりが安心・安全な暮らしを実感できるまちづくりを推進します。

- ・ 駐車場や歩道の整備
- ・ 信号の設置などによる交差点の安全確保
- ・ 住民パトロールの活動の普及
- ・ 中学生など（自転車通学者）の通学マナーの確立
- ・ 防災訓練や防犯・防災学習による自己防衛術の習得など、誰もが安心して暮らせる環境ならびに体制の構築
- ・ 災害へ備えるため、区や団地企業、協会、自治体などの連携体制の構築

協働によるあたたかいコミュニティづくりの推進

子どもから高齢者、障がい者、外国人、企業がお互いを尊重し合い、ひとつの家族のように交流し、協働してあたたかいまちづくりに取り組みます。

- ・ 高齢者が集える場の整備
- ・ 元気な高齢者が地域を支える仕組みづくり
- ・ 世代や国籍を問わず地域住民と企業がつながりを深めるための交流の場の充実
- ・ 「水戸まちづくりフェスタ」や男の料理教室、地域行事などを通じた住民同士の顔が見えるあたたかいコミュニティづくりの推進
- ・ 登下校時の通学見守り体制の充実
- ・ 地域まちづくりに関する研修会の開催やリーダーの養成など、まちづくりを支える人材の育成
- ・ 子育て支援の場づくりの推進

まちづくり方針図 (たたき台)

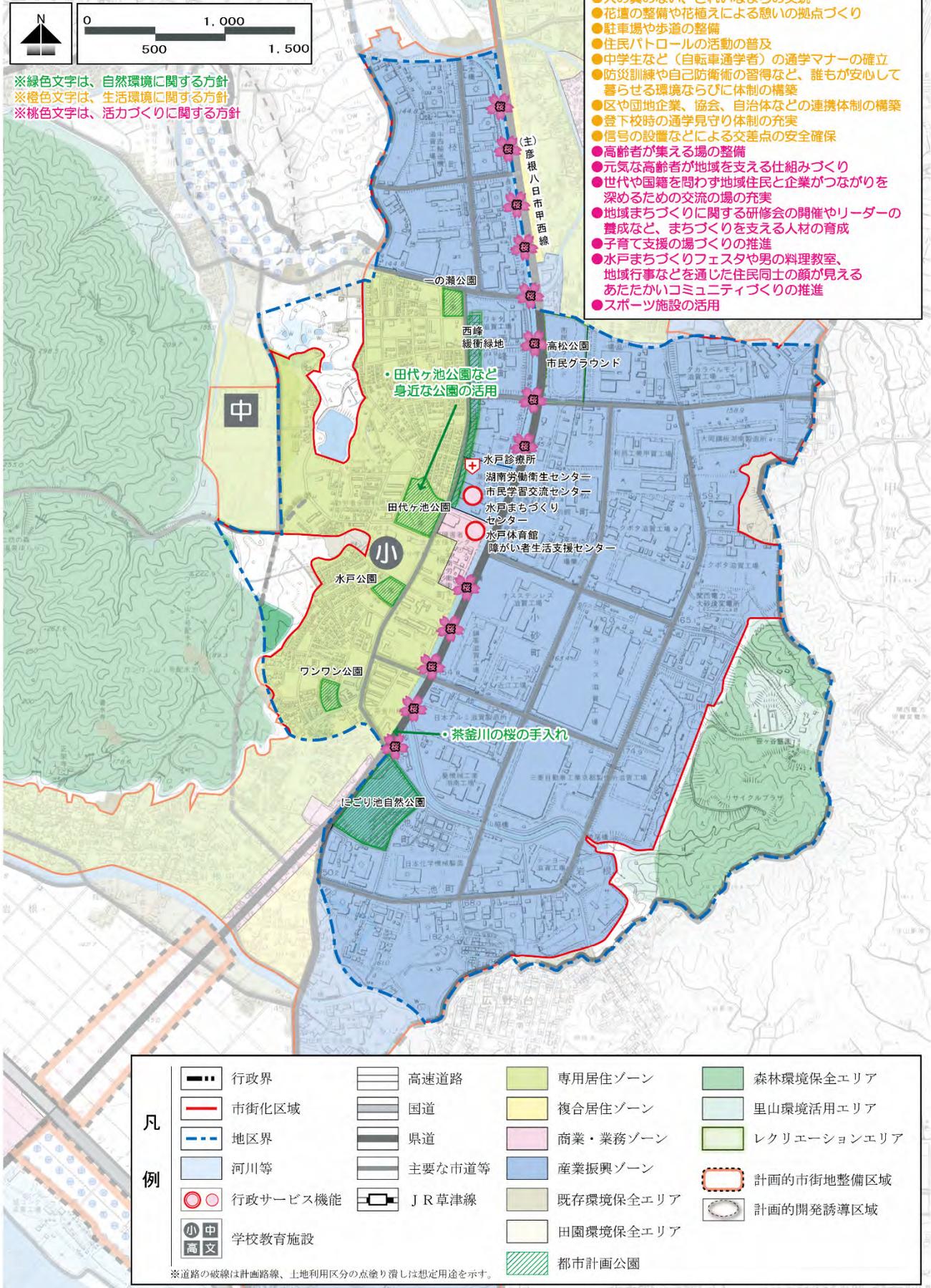
〈地域住民の主体的な取り組みを基本とした地域まちづくり方針〉



※緑色文字は、自然環境に関する方針
 ※橙色文字は、生活環境に関する方針
 ※桃色文字は、活力づくりに関する方針

その他・地域全体に関すること

- ジョギングコース（フットライト完備）の整備
- ゴミ捨て禁止の徹底
- 犬の糞のない、きれいなまちの実現
- 花壇の整備や花植えによる憩いの拠点づくり
- 駐車場や歩道の整備
- 住民パトロールの活動の普及
- 中学生など（自転車通学者）の通学マナーの確立
- 防災訓練や自己防衛術の習得など、誰もが安心して暮らせる環境ならびに体制の構築
- 区や団地企業、協会、自治体などの連携体制の構築
- 登下校時の通学見守り体制の充実
- 信号の設置などによる交差点の安全確保
- 高齢者が集える場の整備
- 元気な高齢者が地域を支える仕組みづくり
- 世代や国籍を問わず地域住民と企業がつながりを深めるための交流の場の充実
- 地域まちづくりに関する研修会の開催やリーダーの養成など、まちづくりを支える人材の育成
- 子育て支援の場づくりの推進
- 水戸まちづくりフェスタや男の料理教室、地域行事などを通じた住民同士の顔が見えるあたたかいコミュニティづくりの推進
- スポーツ施設の活用



凡例	行政界	高速道路	専用居住ゾーン	森林環境保全エリア
	市街化区域	国道	複合居住ゾーン	里山環境活用エリア
	地区界	県道	商業・業務ゾーン	レクリエーションエリア
	河川等	主要な市道等	産業振興ゾーン	計画的市街地整備区域
	行政サービス機能	J R 草津線	既存環境保全エリア	計画的開発誘導区域
	学校教育施設	田園環境保全エリア	都市計画公園	

※道路の破線は計画路線、土地利用区分の点塗り濃しは想定用途を示す。

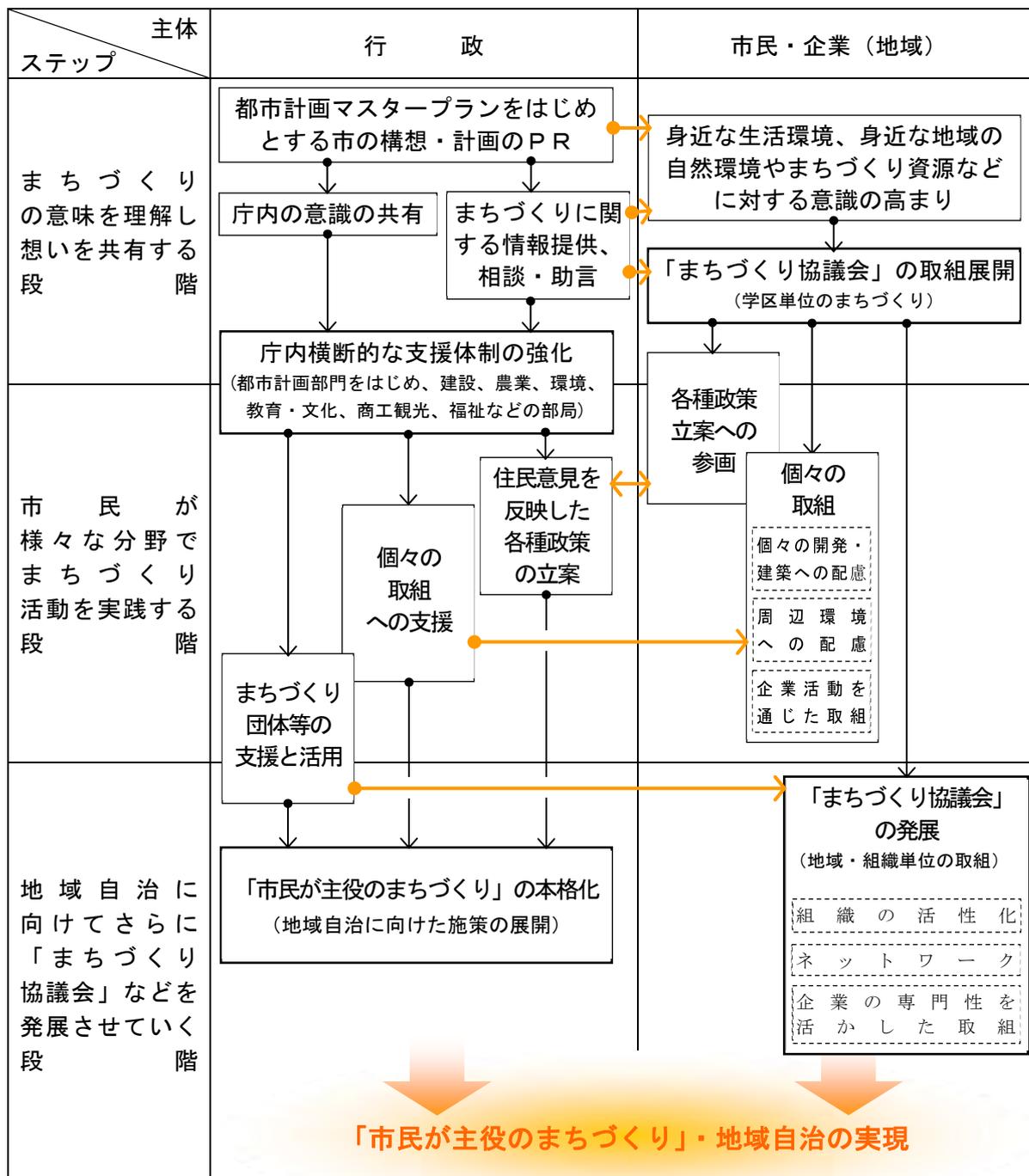
第5章 都市計画マスタープランの実現に向けて

1. 「市民が主役のまちづくり」の実現

(1) 段階的な進め方イメージ

- ・「市民が主役のまちづくり」を実現していく取組は、大きく3つの段階に区分できます。
- ・まちづくりの意味を理解し想いを共有していく段階、市民が様々な分野でまちづくり活動を実践する段階、地域自治に向けてさらに「まちづくり協議会」を発展させていく段階です。
- ・それぞれの段階において、市民、企業、行政が取り組むべきことは次のように整理できます。

■表 「市民が主役のまちづくり」の段階的な進め方イメージ



(2) 市民、企業、行政の役割分担の明確化

- ・全国的に市民参加の動きが進む中、本市においても、「まちづくり協議会」が設立され、今後さらにまちづくりを担う人材の確保・育成や関連団体などとの連携を進めていくことが求められています。
- ・また、「市民が主役のまちづくり」を実現していくためには、行政だけでなく、市民、企業が得意とする分野を、それぞれの役割としてまちづくりに活かすことが求められます。

■表 市民、企業、行政のそれぞれの役割

主体	役割	内容
市民	個々の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりの意味と必要性の理解 ・土地利用の方針に沿った開発・建築活動の実践 ・庭の緑化や生け垣、清掃等の周辺環境への配慮等 ・行政の説明会などへの積極的な参加、意見や考え方などの表示
	地域単位の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・「まちづくり協議会」や身近なまちづくり（地域の景観ルールづくりや美化活動など）への積極的な参加、協力 ・地域住民同士が日常的に話合える場の設置、参加 ・地縁団体、市民団体における組織の活性化 ・他の地域、他のまちづくり団体とのネットワークの形成
	組織単位の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動への取組 ・事業の実施に伴う用地確保など市の施策や事業への協力 ・まちづくりセンターなど身近な地域における公共施設の維持管理、積極的な利用
企業	「企業市民」の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・企業活動を通じたまちづくりへの取組 ・独自の専門性を活かしたまちづくりへの取組
行政	市民意向の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりに関する情報の積極的な提供、発信 ・市民ニーズや地域の問題・課題の把握、市の構想・計画への反映
	活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の身近なまちづくり活動に対する技術的支援 ・行政内の横断的な支援体制の強化
	支援内容の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市民、企業のまちづくりに対する支援内容の充実 ・地域自治に向けた積極的かつきめ細かな支援 ・まちづくり団体（NPO団体など）の支援と活用

(3) 「市民が主役のまちづくり」を支える環境づくり

① 「まちづくり協議会」を活かしたまちづくりの推進

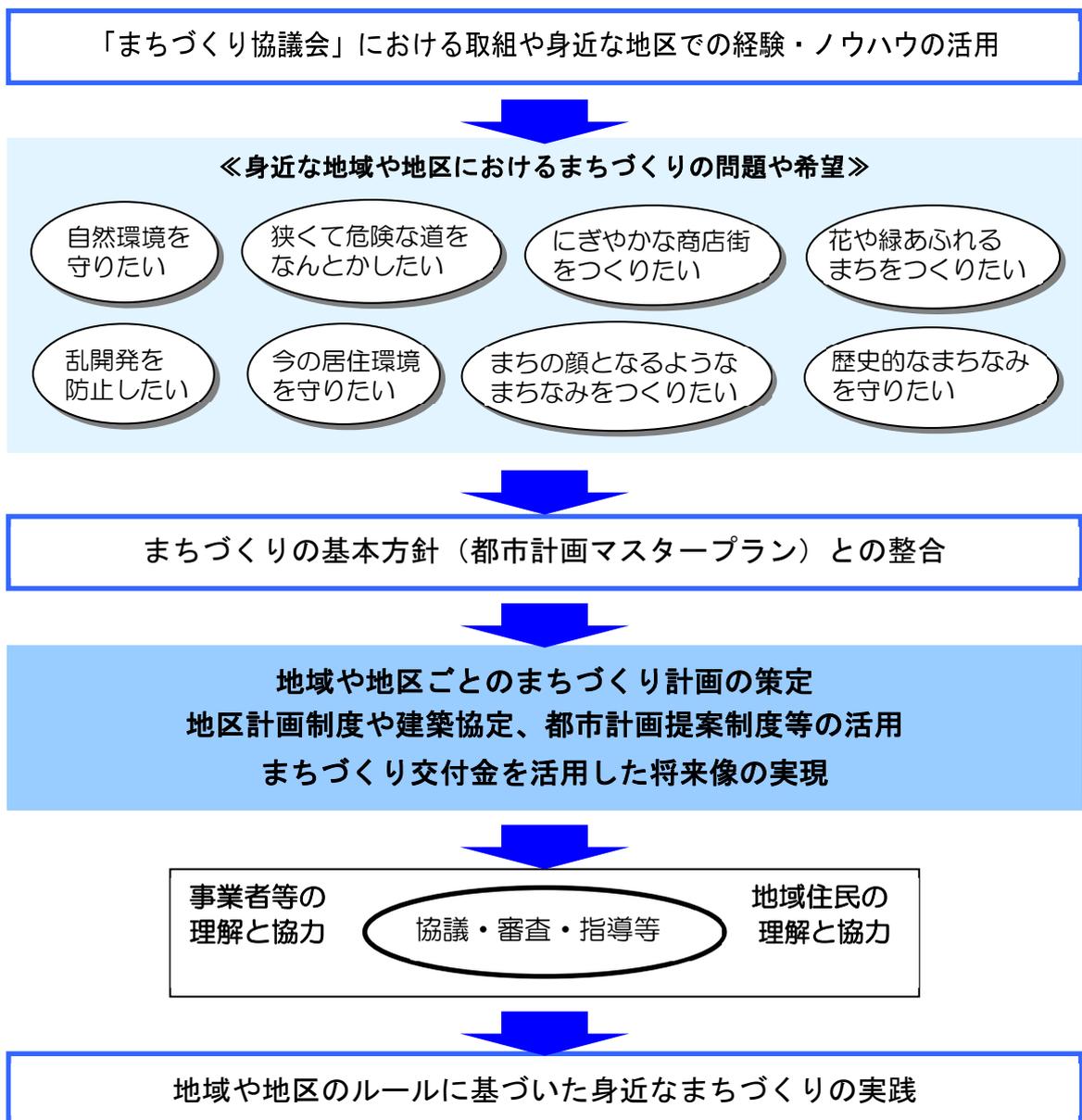
- ・現在、本市では、7学区ごとに「まちづくり協議会」が設立され、市民が主体となったまちづくりが進められています。
- ・今後、地域別まちづくり構想をさらにより良いものへと検討を重ねていくため、地域住民が夢や希望を自由にかつ日常的に語り合うとともに、市民、企業、行政が「協議しあう場」を設けることが求められます。
- ・同時に、「まちづくり協議会」をはじめ、市民やまちづくり団体、企業、行政など各主体の連携が重要となります。このため、特に地域まちづくりの実行組織を担う「まちづくり協議会」においては、地域別まちづくり構想やまちづくり計画（コミュニティプラン）を基に活動・支援内容などを明確化し、市民が積極的に参加し協力できる組織としての充実を図ります。

■表 「まちづくり協議会」の概要

名 称	総称は「まちづくり協議会」 ※各地区の協議会の名称については、「〇〇地区まちづくり委員会」など、地区ごとに自由に決めることができます。
活動範囲	それぞれ学区の範囲
主 体	地域住民や各種団体等により構成
性 格	地域まちづくりの実行組織（母体）
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域まちづくり計画の作成、実現に向けた施策や事業の検討および実施 ・地域まちづくり交付金（市の予算）の活用方策の検討および実施 ・地域住民への情報発信、情報提供 ・地域の各種団体のネットワーク化および相互補完 ・地域まちづくりに関する調査、研究 ・地域まちづくりを支える人材の育成 ・市民、企業、行政間の協議の場の設置および運営
位置付け	<p>The diagram illustrates the role of the 'Machi-zukuri Kaigi-kai' (まちづくり協議会) as a central hub. At the top, '市民' (Citizens) are shown in an oval. Below them, a downward arrow labeled '主体的な市民参画' (Active Citizen Participation) points to the central box. Inside the central box, '自治組織 (区・自治会)' (Local Organizations) and '市民活動団体 (特定のテーマで活動)' (Citizen Activity Groups) are connected to the central '新たな地域の役割 多様な主体が連携する組織 (地域まちづくり協議会)' (New Role of the Area: A Network of Diverse Organizations (Machi-zukuri Kaigi-kai)). Below this central box, '市(行政)' (City Administration) is shown in an oval, with an upward arrow pointing to the central box. At the bottom, a box labeled '協働のまちづくり 新たな担い手と共に市民主体のまちづくりの推進' (Collaborative Community Building: Advancing Citizen-led Community Building with New Partners) has an upward arrow pointing to the central box. On the right side of the central box, an upward arrow labeled 'きめ細かいサービスの提供' (Provision of Detailed Services) points to the '市民' oval at the top.</p>

②地域や地区ごとのルールづくり

- ・「市民が主役のまちづくり」を実現するためには、市民が積極的に身近なまちづくり活動を実践できる環境を整え、周辺にも活動の輪を波及させ、身近なまちづくり活動が市域全体に浸透していくことが不可欠です。
- ・このため、行政は、まちづくり情報の提供・発信や助言・指導のほか、必要に応じてまちづくり専門家を派遣するなど、「まちづくり協議会」におけるまちづくり計画の策定や経験・ノウハウを身近な地区のまちづくりに活かしていく仕組みづくりに取り組みます。
- ・身近な地域や地区の将来像を考え、地域や地区が一体となって土地利用、建築活動、緑化や景観づくりなどに関するルールづくりに取り組むことができる環境づくりに向けて、行政は地区計画制度や建築協定、都市計画提案制度の活用を促し、市民とともに「市民が主役のまちづくり」の実現を目指します。



③市民の想いを受け止める都市計画制度の活用

・土地利用などの視点から身近な生活環境を高める市民の主体的な取組については、都市計画制度を積極的に活用し、「市民が主役のまちづくり」の実現を目指します。

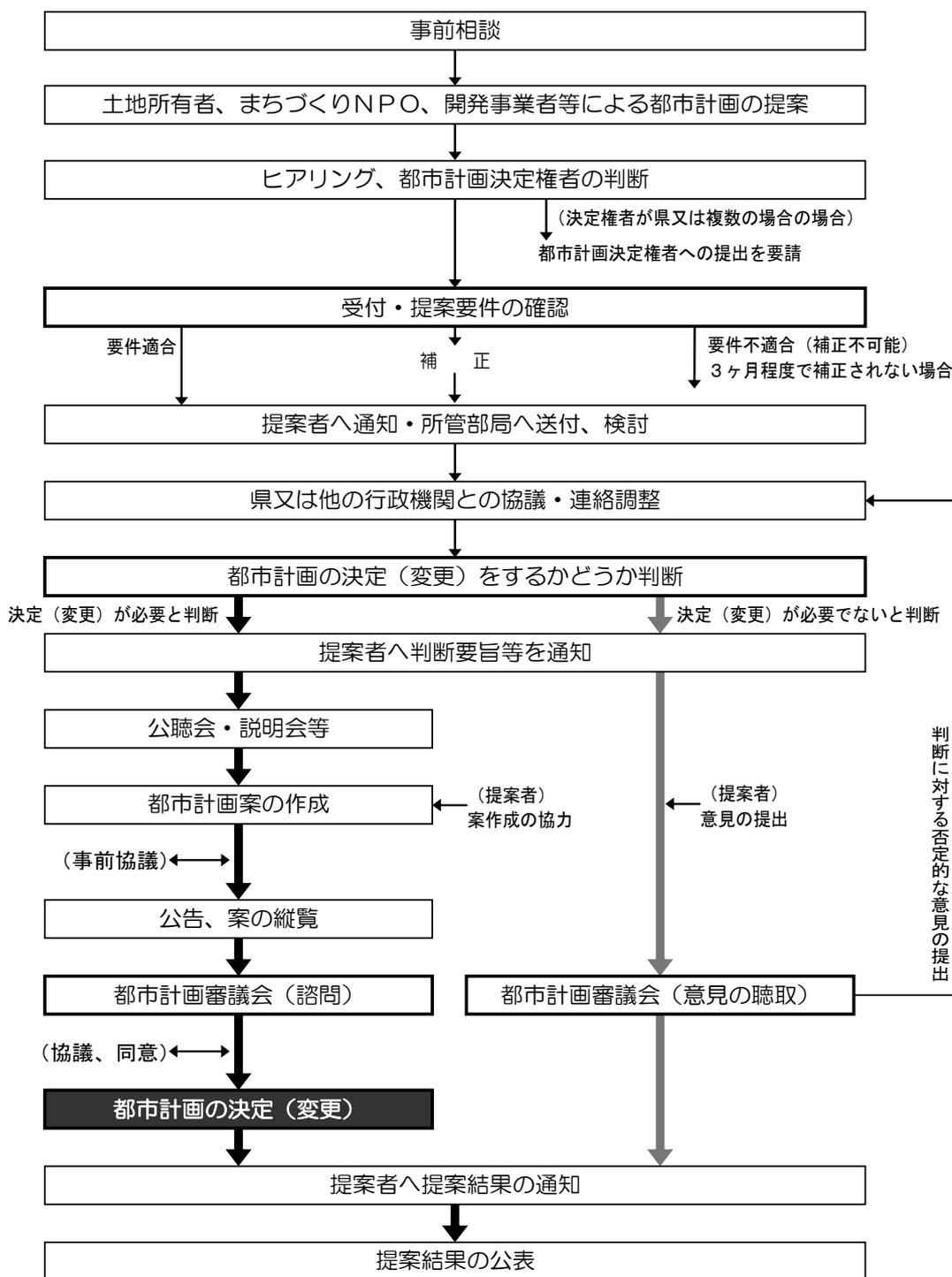
【地区計画等（都市計画法第12条の4・5、および第16条第3項）】

- ・本市では、西峰地区、菩提寺イワタニランド南地区、菩提寺北山地区、夏見地区、岩根地区、石部緑台の6地区において地区計画が運用されており、地区の状況に応じたまちづくりが進められています。
- ・地区計画制度には、標準的な規制の基準はなく、地区の特性や地域住民の総意のもとで目標とした目指す地区像の実現に向けて、様々な規制基準を使い分けることができます。
- ・まちの拠点となるJR駅周辺をはじめ、戸建て専用住宅地、集落地域、歴史街道、一団の工業地、国土レベルの幹線道路など、多様な特性を有する地区において、地区計画制度を活用していきたいと考えています。



【都市計画提案制度（都市計画法第21条の2）】

- ・都市計画提案制度は、一団の土地の区域について、土地所有者等が主体的に身近なまちづくりを実践・推進していくために、一定の条件を満たした場合、都市計画の決定または変更を提案することができる制度です。
- ・本市においては、「市民が主役のまちづくり」を実現するため、広く制度の周知を行い、適切な運用のもとで活用促進に取り組めます。



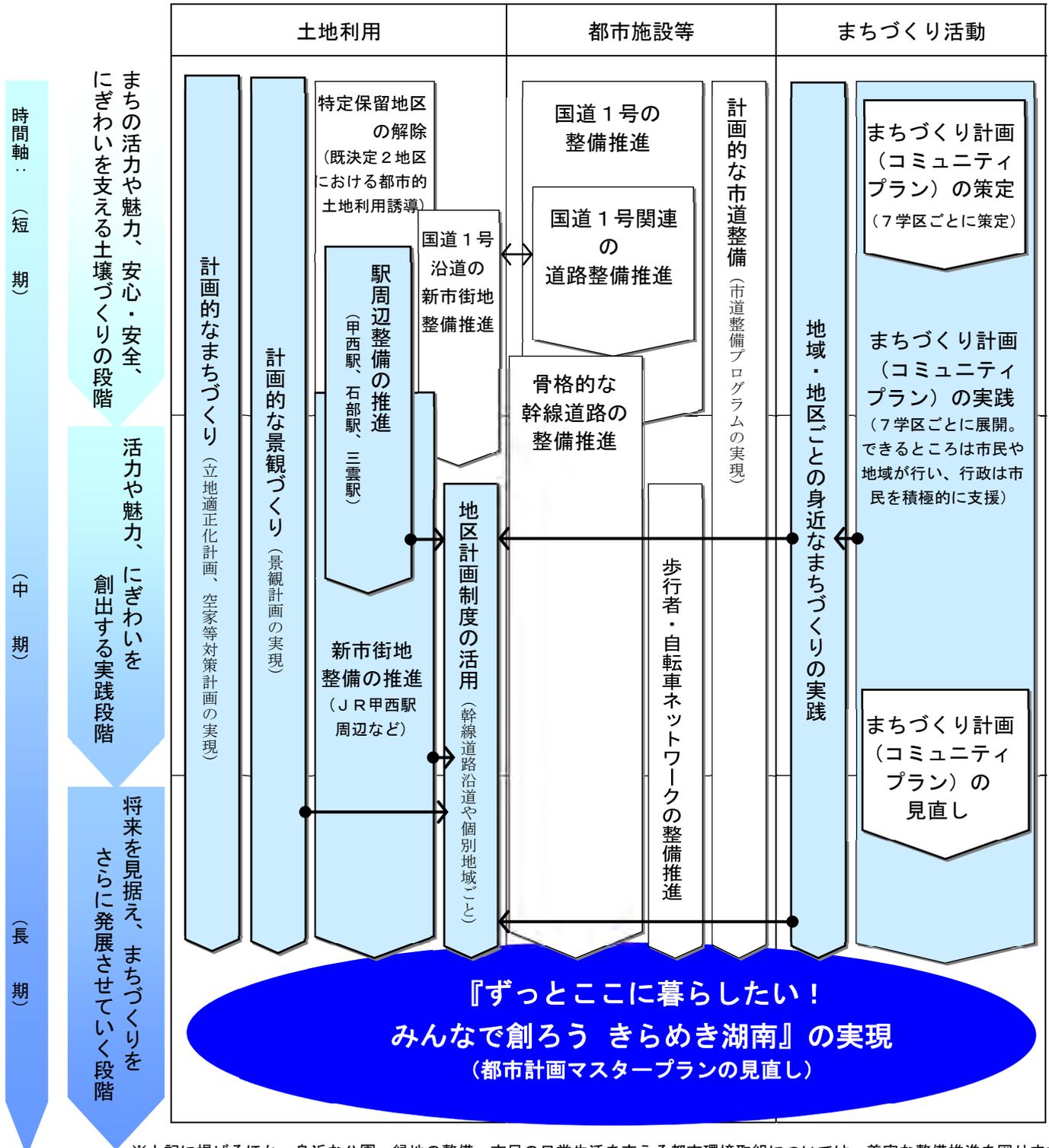
■図 都市計画提案制度のフロー（案）

2. まちづくりのシナリオ

(1) 計画的・段階的なまちづくりの進め方

- ・まちづくりに関するニーズの多様化や人口減少などにより、多くの社会資本を管理している行政の財政状況は厳しさを増しています。今後とも持続可能なまちづくりを進めるため、社会資本整備総合交付金をはじめ、PFIや指定管理者制度の積極的な活用を図ります。
- ・また、新たなまちづくりの視点として、立地適正化計画や空家等対策計画などに基づく適正な土地利用や空き家の活用を進めるとともに、市民の日常生活を支える防災機能の強化を計画的に推進していきます。

■表 計画的・段階的なまちづくりの進め方イメージ



※上記に掲げるほか、身近な公園・緑地の整備、市民の日常生活を支える都市環境取組については、着実な整備推進を図ります。

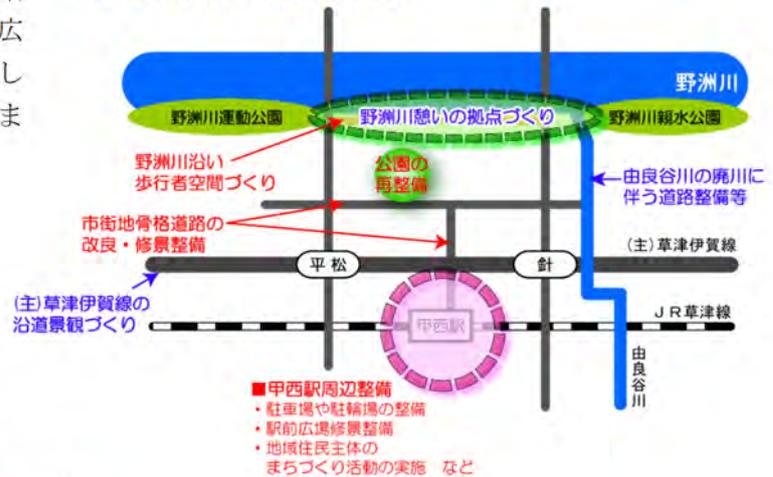
(2) リーディングプロジェクトの戦略的な推進

● 湖南の三駅プランの骨格となる駅周辺市街地整備の推進

- ・本市の中心市街地となる甲西駅周辺では、現在、都市再生整備計画に基づく市街地環境の再整備の取組が進められており、まちづくり交付金事業の活用を基本として、都市づくりの主要事業として位置付けられる施策・事業をはじめ、都市計画マスタープランを実現する視点から当該地区の魅力や活力、にぎわいを相乗的に高める取組を推進していきます。
- ・また、石部駅周辺および三雲駅周辺においても、地域住民のニーズを踏まえ、緑豊かで利用しやすい駅前広場や駐車場の整備、東海道と連携したまちづくりなどを推進していきます。

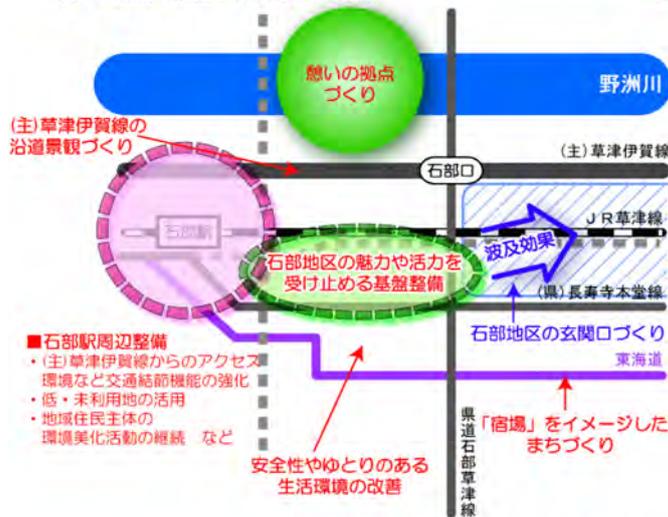
■ 甲西駅周辺整備のイメージ

(赤字：当初から取り組むべき施策等
青字：波及効果に配慮して取り組むべき施策)



■ 石部駅周辺整備のイメージ

(赤字：当初から取り組むべき施策等
青字：波及効果に配慮して取り組むべき施策)



■ 三雲駅周辺整備のイメージ

(赤字：当初から取り組むべき施策等
青字：波及効果に配慮して取り組むべき施策)



3. 都市計画マスタープランの評価・見直しの方針

(1) 計画的な進行管理

- ・都市計画マスタープランは、概ね20年後の将来を見据えて都市づくりの方向性を示すものであるため、今後の都市づくりを実現するための施策や事業は段階的に取り組まれることになります。
- ・このため、都市計画マスタープランの進行状況を計画的に管理し、必要に応じて事業の評価を行うなど、絶えず施策や事業の有効性や達成状況を把握し、適切に都市計画マスタープランの実現を目指します。
- ・施策や事業の進行管理に当たっては、進捗状況などの情報を広く市民に公表し、市民の理解と協力を得ながら計画的に推進していきます。

(2) 柔軟な見直しに向けて

- ・本格的な少子高齢社会の到来や著しい科学技術の進展など、本市を取り巻く社会経済情勢は刻一刻と変化しています。
- ・このため、時代の潮流や財政状況、市民の生活スタイルや価値観などの変化に応じて、重点的かつ効果的な投資など都市づくりの施策・事業の進め方も柔軟に対応していくことが求められます。
- ・都市の将来像や「市民が主役のまちづくり」をはじめとする都市づくりの骨格的な取組は今後も原則として継承しますが、都市計画マスタープランが硬直化しないよう次のような視点で見直しを行います。

①都市データの更新に伴う見直し

- ・国勢調査や都市計画基礎調査などによる、最新の人口や産業、土地利用、開発状況、各種施策の進捗状況など、様々な都市データを整理し、数値データを更新するとともに、将来予測についても見直しを行います。
- ・各種施策の進捗状況を確認しながら、今後のまちづくりに関する市民意識の高まりや市民ニーズの変化を踏まえつつ、次のステップを見据えた施策への展開を検討します。

②上位計画の変更に伴う見直し

- ・「大津湖南都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」や「湖南市総合計画」などの上位計画は、社会経済情勢の変化に応じて定期的に見直しが行われています。
- ・このため、都市計画マスタープランについても定期的な見直しを行い、社会経済情勢や上位計画の改定内容と十分な調整を図ります。

③地域別まちづくり構想の深度化に伴う見直し

- ・今後のまちづくり協議会の取組方針や構想の進捗状況を踏まえ、必要に応じて都市計画マスタープランに位置付けられた施策や事業などとの調整を図りながら、地域別まちづくり構想の見直しを行います。

参考資料

1. 計画策定の経緯

日 時	協議等の名称	主な議題等
令和元年10月7日、10日、11日、16日	まちづくり協議会へのヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・ 湖南省都市計画マスタープランの改訂について ・ 地域別まちづくり構想について
令和元年12月6日	第1回 湖南省都市計画マスタープラン策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 湖南省都市計画マスタープラン素案について
令和2年1月27日、30日、31日、2月3日、8日	区長へのヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・ 湖南省都市計画マスタープランの改訂について ・ 地域別まちづくり構想について
令和2年3月9日 ～ 4月3日	まちづくり協議会、区長への意見募集	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域別まちづくり構想修正版について
令和2年6月22日	総合政策会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 湖南省都市計画マスタープラン素案について
令和2年6月22日 ～ 6月29日	庁内意見照会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 湖南省都市計画マスタープラン素案について
令和2年7月24日	第2回 湖南省都市計画マスタープラン策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前回策定委員会および、まち協・区長ヒアリング等での主な意見と対応方針について ・ 湖南省都市計画マスタープラン素案について
令和2年8月26日	第32回都市計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 策定委員会および、まち協・区長ヒアリング等での主な意見と対応方針について ・ 湖南省都市計画マスタープラン素案について
令和2年10月2日 ～10月23日	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> ・ 湖南省都市計画マスタープラン素案について
令和2年11月9日	第3回 湖南省都市計画マスタープラン策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前回委員会等での主な意見と対応方針について ・ パブリックコメントの結果について ・ 湖南省都市計画マスタープラン素案について
令和3年1月21日	第4回 湖南省都市計画マスタープラン策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前回委員会等での主な意見と対応方針について ・ 湖南省都市計画マスタープラン素案について
令和3年2月9日	第34回都市計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 湖南省都市計画マスタープラン素案について
令和3年4月	公表	

2. 策定委員名簿

敬称略

区 分	氏 名	所 属 等
学識経験を 有する者	◎ 石田潤一郎	京都工芸繊維大学名誉教授
	園田完次	元大津市都市計画部長
市内の公共的 団体の代表者	上西保	湖南省商工会より推薦
	服部仁	農業委員会会長 (第1・2回策定委員会)
	高畑守	農業委員会会長 (第3回策定委員会以降)
	西川忠喜	(公社) 湖南工業団地協会より推薦
	園田英次	湖南省工業会より推薦
市長が適当と 認める者	前田由香	元教育委員
	松本高治	区長会代表 (第1回策定委員会)
	木村信佳	区長会代表 (第2回策定委員会以降)
	江南俊治	区長会代表 (第1回策定委員会)
	南廣治	区長会代表 (第2回策定委員会以降)
	千代傳吉	各地域まちづくり協議会代表 (第1回策定委員会)
	広部武	各地域まちづくり協議会代表 (第2回策定委員会以降)
	山元照代	地域まちづくり協議会 (第1回策定委員会)
	園田喜久	地域まちづくり協議会 (第2回策定委員会以降)

◎:委員長

湖南省都市計画マスタープラン改訂版

発行年月：令和3年（2021年）3月

編 集：湖南省 建設経済部 都市政策課

〒520-3288 滋賀県湖南省中央一丁目1番地

TEL 0748-71-2348 FAX 0748-72-7964

メールアドレス：toshisei@city.shiga-konan.lg.jp

ホームページ：<https://www.city.shiga-konan.lg.jp/>